

信州の食でつながる、 人づくり・地域づくり

—長野県食育推進計画（第4次）—

令和5年（2023年）3月

長野県

はじめに



南北に長く、広い土地と豊かな自然環境に恵まれた長野県では、四季折々に様々な農産物が生産されています。その豊かな自然の中で、地域ごとに多様な食文化が生まれ、育まれてきました。そして、健康づくりや食文化の継承等を支える多くの関係者の活発な取組により、「食」は長野県の「健康長寿の礎」となり「豊かな人間形成の源」となっています。

この長野県の「食」を次世代へ継承するために、県では平成30年（2018年）3月に「長野県食育推進計画（第3次）」を策定し、「信州の食でつながる、人づくり・地域づくり」の基本理念のもと、生涯にわたる心身の健康増進と豊かな人間形成に向けた「人づくり」、関係機関・団体、地域の皆様とつながって食育を進めるための「地域づくり」に取り組んできました。

その一方で、働き盛り世代の生活習慣病予防・高齢者世代の低栄養予防の必要性、家庭や地域における共食の機会の減少、郷土食・伝統食の継承、食品ロスの削減など、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした社会情勢等の変化も相まって、取り組むべき課題は、ますます複雑・多様化しています。

本計画では、こうした課題に対応すべく、第3次計画の基本理念を継承しつつ、社会のデジタル化や地域共生社会といった新たな視点を踏まえながら、地域ボランティアや市町村をはじめとした食育活動を担う様々な関係者の皆様の協力・連携のもと、「誰一人取り残さない地域で支える食育活動」に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に御意見をいただきました「長野県食育推進計画に関する懇談会」の構成員及び「信州の食を育む県民会議」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向けて、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年（2023年）3月

長野県知事 阿部 守一

目次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の基本方針	3
4 計画の期間	3
5 取組及び指標	3
6 計画の推進、進捗管理・評価	3
第2章 食育推進の基本理念	7
第3章 目指す姿と施策展開	
第1節 若い世代への食育 現状と課題 取組と指標・目標	12
第2節 世界一の健康長寿を目指す食育 現状と課題 取組と指標・目標	29
第3節 食の循環と地域の食を意識した食育 現状と課題 取組と指標・目標	42
第4節 信州の食を育む環境づくり 現状と課題 取組と指標・目標	54
長野県食育推進計画（第4次）の概要	65
参考資料	67
1 指標目標の一覧	
2 長野県食育推進計画（第3次）の進捗状況	
3 食育基本法	
4 信州の食を育む県民会議設置要綱	
5 長野県食育推進計画に関する懇談会開催要綱及び同構成員名簿	
6 長野県食育推進計画（第4次）策定経過	
7 食育推進担当窓口	

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 策定の背景

平成 17 年（2005 年）に食育基本法が制定され、食育は「生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、『食』に関する知識、選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること」と位置付けられました。

本県には、四季折々の豊かな自然環境を活かしながら、営々と積み重ねられてきた農業や伝統文化が息づいており、地域ごとに多彩な食文化が育まれ、受け継がれています。

そして、健康づくりや食文化の継承を支える食育ボランティア^{※1}の活発な取組により、「食」は長野県の「健康長寿の礎」となってきました。

その長野県の「食」を次世代へ継承するために、県では平成 20 年（2008 年）3 月に「長野県食育推進計画」（平成 20 年度～平成 24 年度）、平成 25 年（2013 年）3 月に「長野県食育推進計画（第 2 次）」（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定し、県民一人ひとりが健全な食生活を実践するとともに、食文化を継承できるよう、家庭、学校、生産者、食育ボランティア、地域における様々な関係者とともに、幅広く食育に取り組んできました。

そして、平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「長野県食育推進計画（第 3 次）」（平成 30 年度～令和 4 年度）では、これまでの理念を引き継ぎ、全国トップレベルの健康長寿を継承、発展させるべく関係機関・団体との連携をさらに強化しながら食育を進めてきたところです。

その一方で、「食育」に関心のある若い世代の割合が低いことや、働き盛り世代の生活習慣病予防・高齢者世代の低栄養予防の必要性、世帯構造やライフスタイルが変化する中での家庭や地域における「共食^{※2}」の機会の減少、郷土食・伝統食^{※3}の継承、食品ロスの削減など、引き続き取り組んでいくべき課題は、社会情勢等の変化^{※4}を背景としますますます複雑・多様化しています。

こうしたこれらの課題について、新たな視点^{※4}を踏まえながら積極的に対応していくことが求められています。

(2) 策定の趣旨

社会情勢等の変化を背景とした複雑・多様化する課題に対応するため、新たな視点を踏まえ、食育活動を担う様々な関係者の協力・連携のもと、組織的に食育を展開するための推進計画を策定するものです。

※1 食育ボランティア

食育の推進にあたって、地域に密着した活動を行うボランティア。食生活改善推進員や長野県農村生活マイスター協会の会員など、伝統的な食文化や郷土食の作り方、日本型食生活、地産地消など「食」に関する知識と経験を持ち、学校や地域での食育活動を、熱意を持って先進的に展開している方々。

※2 共食

家族や友人や地域の人など「誰かと一緒に食べること」。食事を食べる以外にも、献立を考えたり、一緒に料理を作ることなども含まれる。

※3 郷土食・伝統食

南北に長い県土や四季の変化に富んだ自然環境のもと、県内各地にある地域の歴史や特色を活かした料理郷土食（例おやき、ニラせんべい、やししょうま、笹ずし、おなっとう、ススキ漬け、五平餅など）

※4 社会情勢の変化・新たな視点

- ・核家族化、単身世帯増、高齢化の進行
- ・価値観の多様化、社会のデジタル化
- ・コロナ禍の影響、頻発する自然災害
- ・生活困窮者の増、物価高騰、食糧問題
- ・地域共生社会、循環経済への転換
- ・SDGs、エシカル消費 など

2 計画の性格

この計画は、食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画です。

また、「長野県総合5か年計画」を推進するための個別計画であり、「信州保健医療総合計画」、「長野県食と農業農村振興計画」、「長野県教育振興基本計画」、「長野県高齢者プラン」等と整合を図りながら、一体的な食育の推進を図ります。

3 計画の基本方針

この計画の、基本方針は以下のとおりです。

- ・長野県の食育推進の基盤とすること
- ・国が策定している第4次食育推進基本計画の基本的な取組方針を参考とすること
- ・県民、関係機関・団体の幅広い協力を得て策定・推進すること
- ・長野県の実情に即した計画とすること
- ・具体的な指標と目標を設定すること
- ・具体的な取組を記載すること
- ・関連する他の計画との整合を図ること

4 計画の期間

令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和9年度（2027年度）を目標年とする5か年計画です。

5 取組及び指標

本計画で設定している「若い世代への食育」、「世界一の健康長寿を目指す食育」、「食の循環と地域の食を意識した食育」、「信州の食を育む環境づくり」の4つの基本分野において、それぞれの「目指す姿」を明らかにした上で、そのために必要な「県民の取組」、さらには県民の取組を支えるために必要な「関係機関・団体の取組」及び「長野県の取組」を記載します。

分野ごとの指標の設定に当たっては、可能な限り数値化したものを用いて計画の進捗状況を把握します。

6 計画の推進、進捗管理・評価

(1) 推進体制（図1）

県民運動としての食育推進を図るために県が設置している「信州の食を育む県民会議」を年1回以上開催して、計画の推進状況等を把握するとともに、同会議の構成団体（表1）は、計画内容をそれぞれの取組に反映します。

また、「信州の食を育む県民会議」の構成団体は、食育の推進に関連のある機関や団体に向けて、本計画の趣旨を踏まえた取組の実践を、様々な機会を通じて呼びかけます。

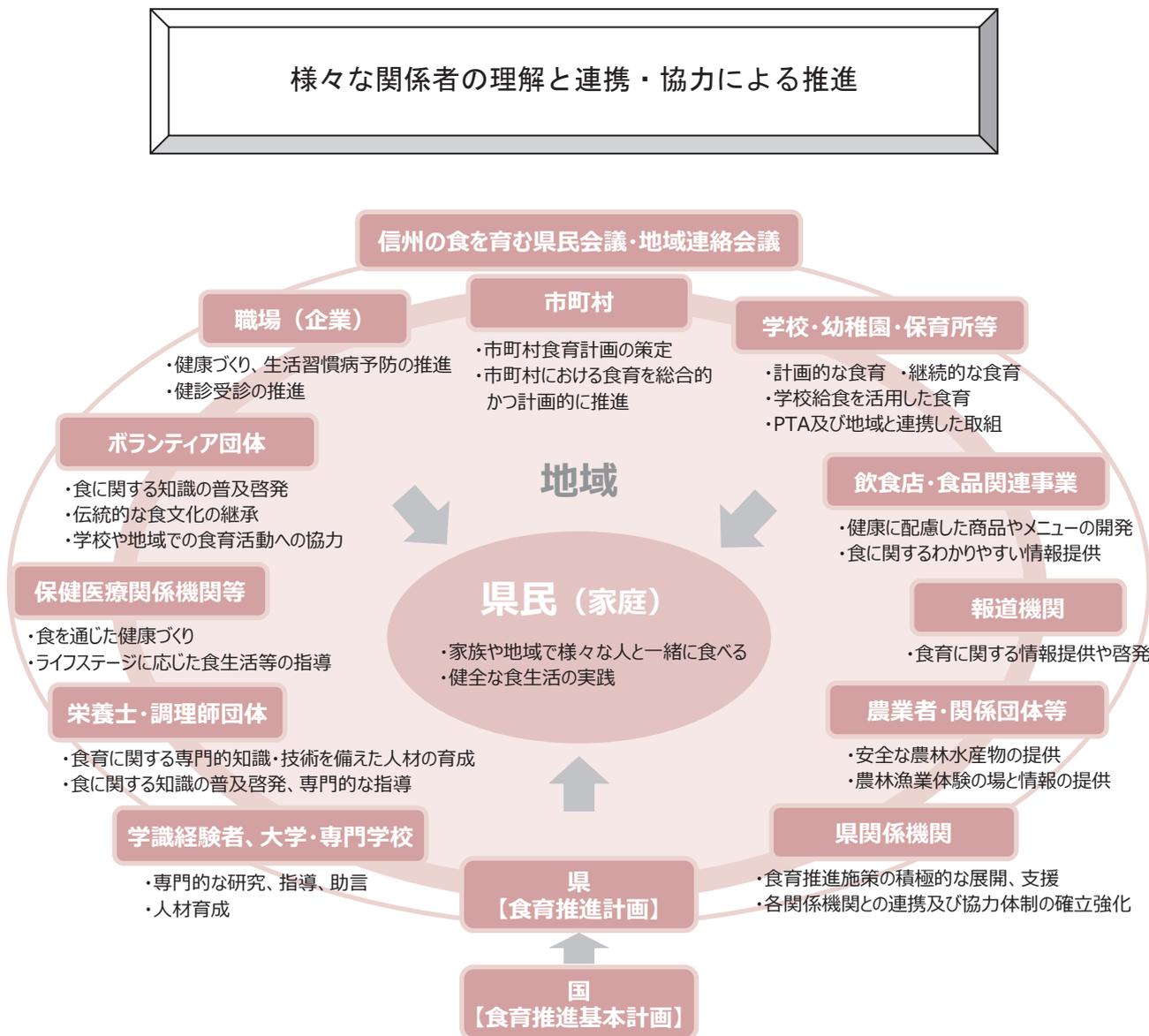
さらに、食育の推進に関係のある機関や団体が、県民の身近なところで連携して食育に取り組むため、保健福祉事務所が県内10圏域ごとに設置している「地域食育連絡会議」などを活用して、地域の実情に応じた取組の実践を進めます。

【表1】 「信州の食を育む県民会議」構成団体名簿（令和5年3月現在）

区 分	団 体 名
医療・保健等関係	一般社団法人 長野県医師会
	一般社団法人 長野県歯科医師会
	公益社団法人 長野県栄養士会
	一般社団法人 長野県調理師会
	一般社団法人 長野県食品衛生協会
	一般社団法人 全日本司厨士協会 長野県本部
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県小学校長会
	長野県中学校長会
	長野県高等学校長会
	一般社団法人 長野県保育連盟
	一般社団法人 長野県私立幼稚園・認定こども園協会
	長野県学校保健会 栄養教諭・学校栄養職員部会
	長野県PTA連合会
公益財団法人 長野県学校給食会	
流通・消費者関係	長野県生活協同組合連合会
	長野県消費者の会連絡会
農業関係	一般社団法人 長野県農業会議
	長野県農業協同組合中央会
	長野県農村文化協会
	関東農政局
食育ボランティア	長野県食生活改善推進協議会
	長野県農村生活マイスター協会
市町村	長野県市長会
	長野県町村会
	長野県市町村教育委員会連絡協議会
県	長野県教育委員会
	長野県

【図1】 食育の推進体制

食育の推進体制



（2）県民運動の推進

「信州の食を育む県民会議」の構成団体をはじめ、県内外の関係機関・団体は、それぞれの事業計画等に基づき、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民と共に食育を県民運動として展開していきます。

（3）食育の推進に関する実態把握

食育の推進に関する調査や統計資料を活用して実態把握（表2）を行い、計画の進捗管理や評価等に活用します。

【表2】 食育の推進に関する実態把握

調査・統計資料名	担当課等	備考
県民健康・栄養調査	長野県	3年に1度実施
県民歯科保健実態調査	長野県	6年に1度実施
児童生徒の食に関する実態調査	長野県教育委員会	3年に1度実施
長野県学校保健統計調査	〃	毎年
食育推進計画等に関する調査	農林水産省	毎年
国勢調査	総務省	5年に1度実施
一般廃棄物処理事業実態調査	環境省	毎年
都道府県別生命表	厚生労働省	5年毎に公表
人口動態統計	〃	毎年
全国学力・学習状況調査	文部科学省	毎年
県政モニター調査	長野県	毎年
食育関係状況調査	関係機関・団体	随時

(4) 進捗管理・評価

計画の進捗状況を把握するための指標を設定し、入手できる統計資料を十分に活用して評価を実施するとともに、アンケート調査等により取組の実態を把握します。

計画に記載されているそれぞれの取組や指標及び目標についての進捗管理や評価を毎年度実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、計画期間の終了後に、期間を通じた評価を実施し、次期計画の策定に反映します。

(5) 進捗状況・評価の公表

県は、計画の進捗状況や評価を「信州の食を育む県民会議」に報告するとともに、県ホームページへの掲載等を通じて県民に公表します。

第2章 食育推進の基本理念

《基本理念》 信州の食でつながる、人づくり・地域づくり

本県は、県民の平均寿命、高齢者の就業率、医療費の低さ等において、全国的にトップクラスにあることから、健康長寿県として注目されています。しかし、高齢化の進行、ライフスタイルや家庭状況等の変化に伴い、若い世代の朝食欠食や野菜の摂取不足、働き盛り世代の生活習慣病や高齢者の低栄養の増加などが食生活での課題となっています。

さらに新型コロナウイルス感染症の流行は世界規模に拡大し、その影響は私たちの生活、行動、意識、価値観にまで波及しました。テレワークの増加や外出の自粛等により在宅時間が一時的に増すことで、自宅で食事を摂る機会が増えた一方、規則正しい食生活のリズムや食事の栄養バランスが崩れているなどの課題もあり、食の重要性が改めて認識されています。

一方で、子どもの食をめぐることは、家族が共に食事をする共食の機会が減り、これまで家庭の中で引き継がれてきた食事の大切さ、マナー、食べ方、食文化などが次世代に伝わりにくくなってきています。特に、共食によりコミュニケーションを図ることは、食の楽しさを実感し、食習慣やマナーなどを習得する機会となりますが、家庭の状況が多様化している現状を踏まえると、家庭だけでなく学校やこども食堂など地域の場を活用し、共食の機会を設けて食の大切さを伝えていくことが必要です。

また、生産者など食に関わる人や、動植物の命をいただいているということへの感謝の念を深めるためには、多くの関係者により食が支えられていることを理解する必要があります。そして、近年、各地で異常気象に伴う自然災害が頻発する等、気候変動の影響が顕著化しており、食の在り方を考える上でも、脱炭素社会の構築に向けた取組を推進することが必要です。食料供給や食品そのものの安全性をはじめ、生産から消費、廃棄に至るまでの一連の食の循環を意識しながら、地産地消やバランスのとれた食事などの様々な体験活動を通じて、一人ひとりが主体的に食育を実践していくことが求められています。

これらの食育の実践を子どもから高齢者まで途切れることなく進めるためには、多様な関係者の連携・協働のもとに、広い視野に立った一貫性のある取組を継続的に展開していく必要があります。

長野県では、食育推進計画策定時から、食育を「人づくり」であると位置づけ、健康長寿という身体的な側面と人間形成という精神的な側面から取り組んできました。

今回の第4次計画においては、これまでの取組と現在の食を取り巻く様々な状況を踏まえ、生涯にわたり健全な心身を培い、ゆたかな人間性を育むことを掲げる「人づくり」に引き続き力を入れるとともに、「地域づくり」では、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を加え、誰一人取り残さない温かくゆたかな社会の実現を目指し、地域で支える食育推進の仕組みづくりを進めていきます。

本計画では、基本理念を「信州の食でつながる、人づくり・地域づくり」として掲げ、「若い世代への食育」「世界一の健康長寿を目指す食育」「食の循環と地域の食を意識した食育」「信州の食を育む環境づくり」の4つの基本分野を設定し、目指す姿の実現に向け、県民、関係機関・団体及び県が食育を推進していきます。

【図1】 基本理念と基本分野の関係

《基本理念》 信州の食でつながる、人づくり・地域づくり

人づくり

生涯にわたり健全な心身を培いゆたかな人間性を育む

第1節

若い世代への食育

妊産婦に対する働きかけや、乳幼児から基本的な生活習慣を身に付け、食を通じて家族等とのコミュニケーションを図ることにより、ゆたかな人間性を育みます。

多様な暮らしに対応し、家庭、学校・保育所等地域の各段階において、切れ目なく、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。

第2節

世界一の健康長寿を目指す食育

健康長寿を目指す観点から、ライフステージに応じて、生涯にわたり、自分の体の状況にあった望ましい食生活を実践します。

生活習慣病やフレイル、低栄養の予防や改善を図るため、地域や職域等の連携と協力による食育を推進します。

第3節

食の循環と地域の食を 意識した食育

食を通じて人と人との交流を深めるとともに、地域の食を次世代に伝え、郷土への理解を深めます。

第4節

信州の食を育む環境づくり

食品の安全を基盤にし、食育を推進します。

食育に関心を持ち、食に関する様々な実践活動や体験等の場に参加します。

地域づくり

誰一人取り残さない、地域で支える食育推進の仕組みづくり

SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的目標）から構成され、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。

また、日本では「SDGsアクションプラン2023」（令和5年3月SDGs推進本部）の「健康・長寿の達成」の中に食育の推進を位置付けています。



第3章

目指す姿と施策展開

第1節 若い世代への食育

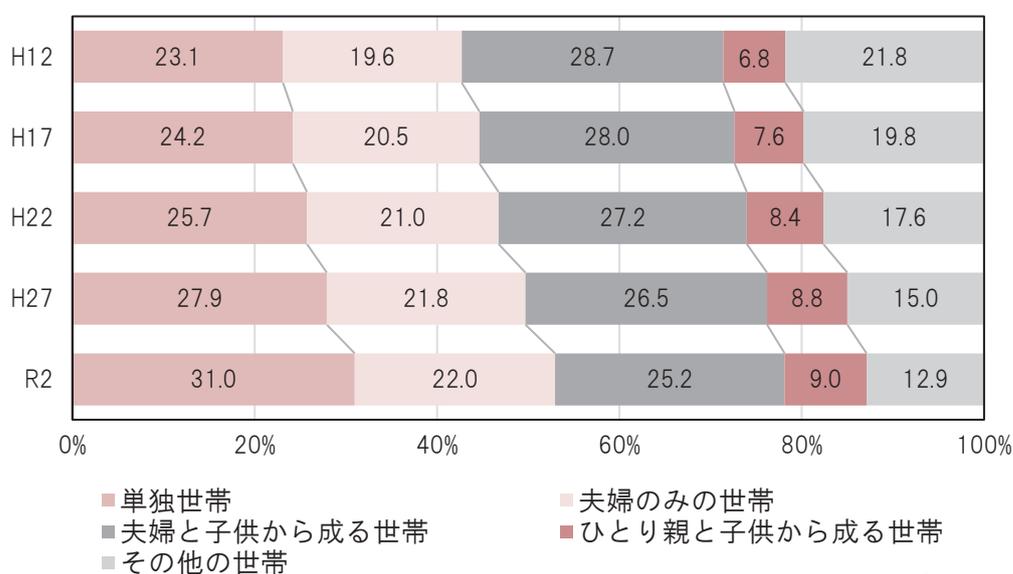


現状と課題

1 子ども達を取り巻く社会環境

- 長野県における核家族の割合は、年々増加傾向にあります。(図1)
- 夫婦のいる世帯の中で、夫婦とも就業者である割合は、全国より高い状況にあります。また、半数以上の家庭が夫婦ともに就業している状況です。(図2)

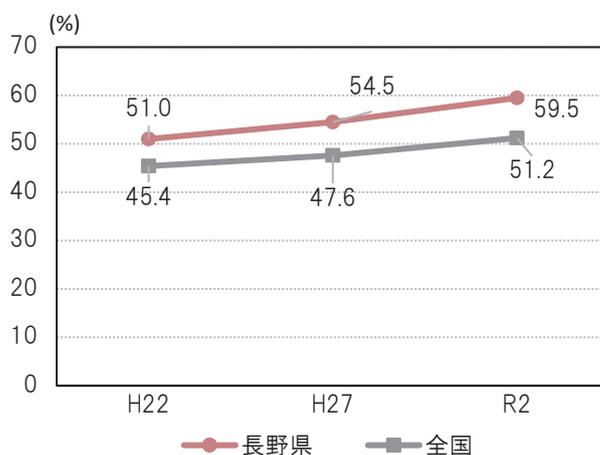
【図1】一般世帯数における家族類型の推移



総務省「国勢調査」

※核家族：夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、ひとり親と子供から成る世帯の合計

【図2】夫婦ともに就業者の世帯（共働き世帯）の割合の推移

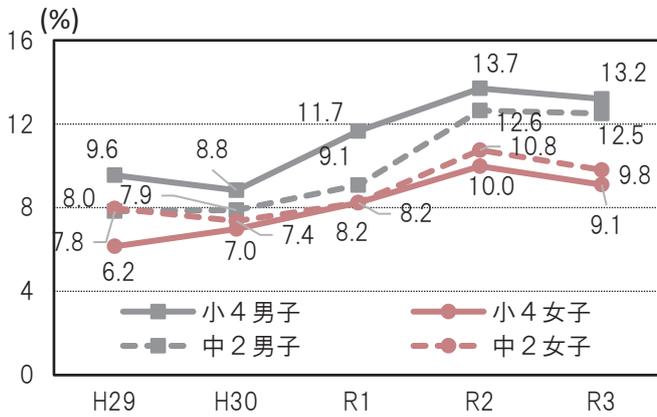


総務省「国勢調査」

2 児童・生徒の肥満・やせ傾向の状況

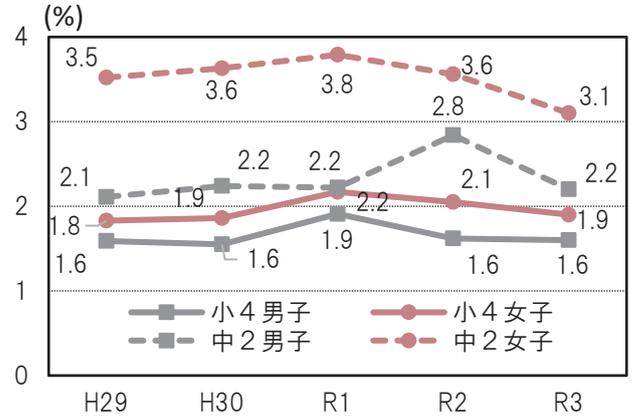
- 肥満傾向にある児童・生徒の割合は、平成29年度（2017年度）から増加していましたが、令和3年度（2021年度）はいずれの年代もやや減少しています。（図3）
- やせ傾向にある児童・生徒の割合は、令和3年度（2021年度）は小4男子を除いてやや減少しています。（図4）

【図3】肥満傾向にある児童・生徒の割合の推移



長野県教育委員会「長野県学校保健統計調査」

【図4】やせ傾向にある児童・生徒の割合の推移

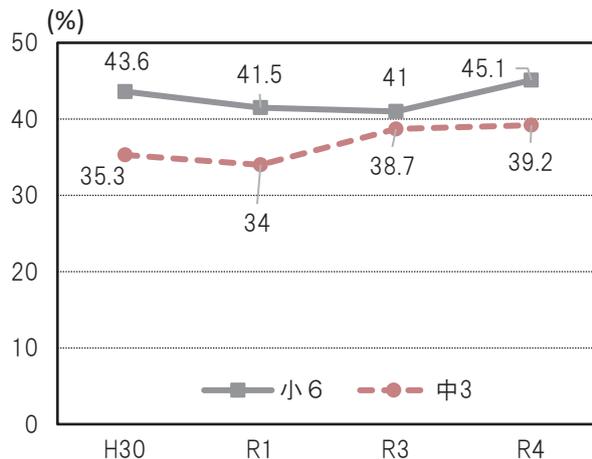


長野県教育委員会「長野県学校保健統計調査」

3 児童・生徒の生活リズム（就寝・起床）

- 「毎日同じくらいの時刻に寝ている」児童・生徒の割合は、小学校6年生 45.1%、中学校3年生 39.2%です。また、「毎日同じくらいの時刻に起きている」児童・生徒の割合は、小学校6年生 59.6%、中学3年生 59.0%です。（図5、6）

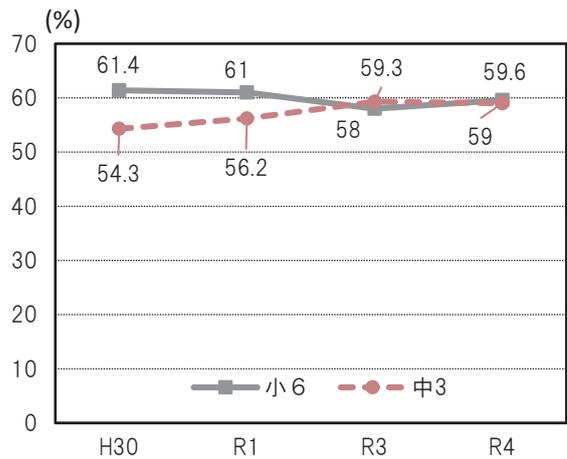
【図5】毎日同じくらいの時刻に寝ている児童・生徒の割合の推移



文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※R2は未実施

【図6】毎日同じくらいの時刻に起きている児童・生徒の割合の推移



文部科学省「全国学力・学習状況調査」

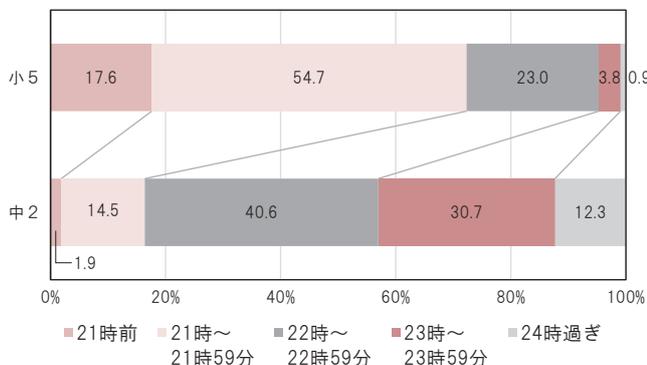
※R2は未実施

第1節 若い世代への食育

- 就寝時刻については、小学校5年生の27.7%が22時過ぎに、中学校2年生の43.0%が23時過ぎに寝ています。(図7)

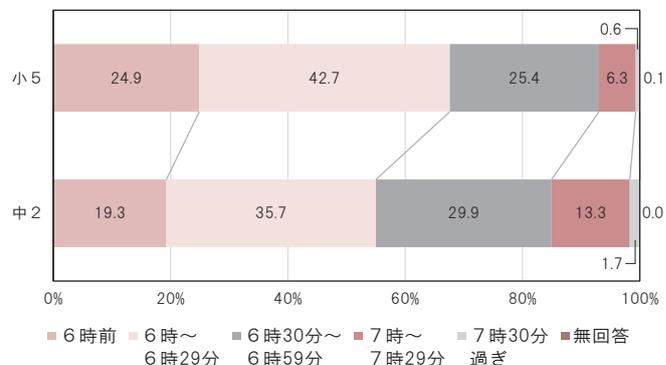
起床時刻については、小学校5年生の67.6%が、中学校2年生の55.0%が6時30分前に起きています。(図8)

【図7】児童・生徒の就寝時刻



長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

【図8】児童・生徒の起床時刻



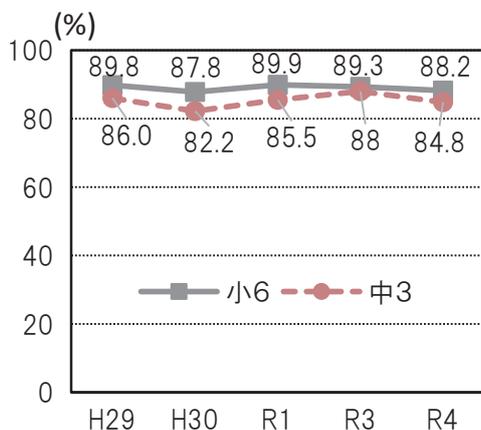
長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

4 子どもの食生活

(1) 朝食について

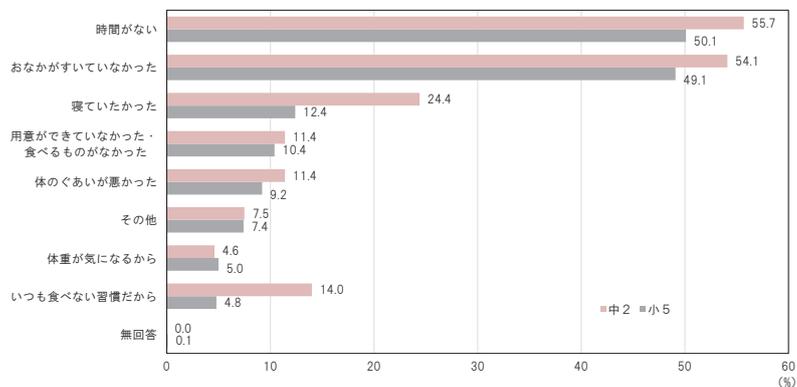
- 毎日朝食を食べる児童・生徒の割合は、小学校6年生が88.2%、中学校3年生が84.8%です。(図9)
- 学校がある日に朝食を食べなかった理由については、小学校5年生、中学校2年生ともに、「時間がない」「おなかがすいていなかった」が主な理由となっています。(図10)
- 健康で過ごしていくために朝食を毎日食べることは必要だと思うかという質問について、「そう思う、どちらかといえばそう思う」と答えた児童・生徒の割合は、小学校5年生は97.9%、中学校2年生は97.1%です。(図11)
- 保育現場においても乳幼児の朝食欠食が見られます。

【図9】毎日朝食を食べる児童・生徒の割合の推移



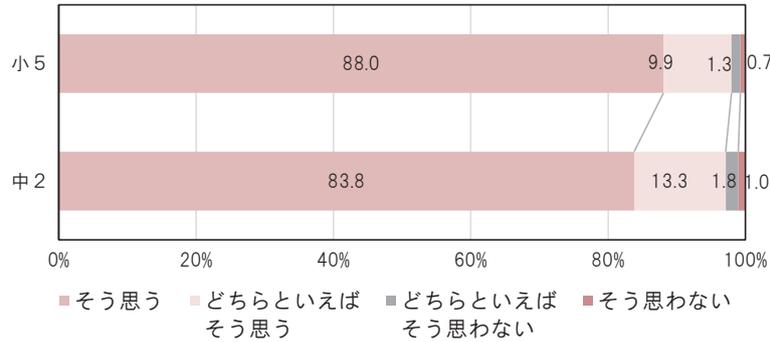
文部科学省「全国学力・学習状況調査」

【図10】朝食欠食の理由（複数回答）



長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

【図11】健康で過ごしていくために朝食を食べることが必要だと思う児童生徒の割合

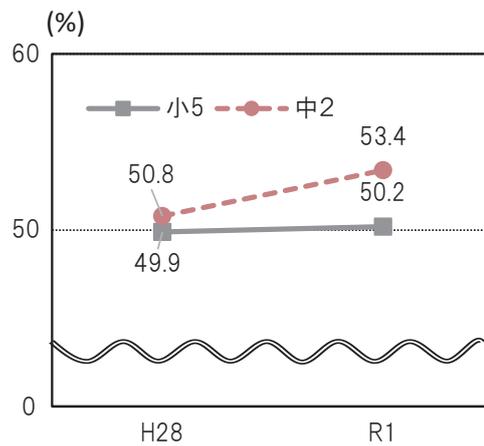


長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

(2) 朝食の栄養バランスの状況について

- 小学校5年生、中学校2年生の約50%は、主食・主菜・副菜の揃ったバランスのとれた朝食を食べています。(図12)

【図12】バランスの良い朝食を食べている児童生徒の割合の推移

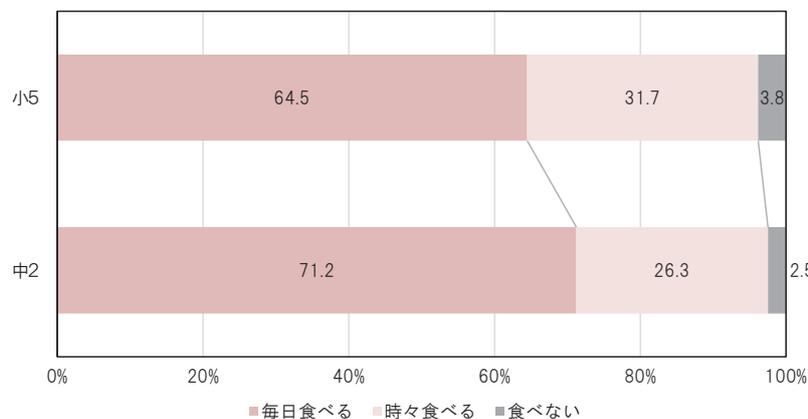


長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」

(3) 野菜摂取状況

- 児童・生徒の野菜の摂取状況については、給食以外に野菜を家で毎日食べると答えた小学校5年生は64.5%、中学校2年生は71.2%となっています。(図13)

【図13】児童生徒の野菜の摂取状況



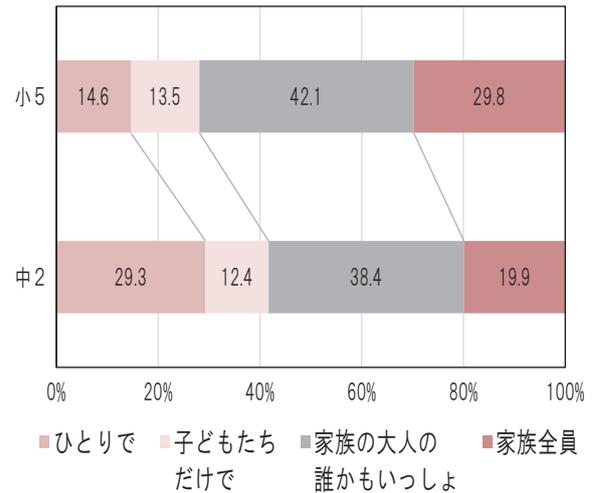
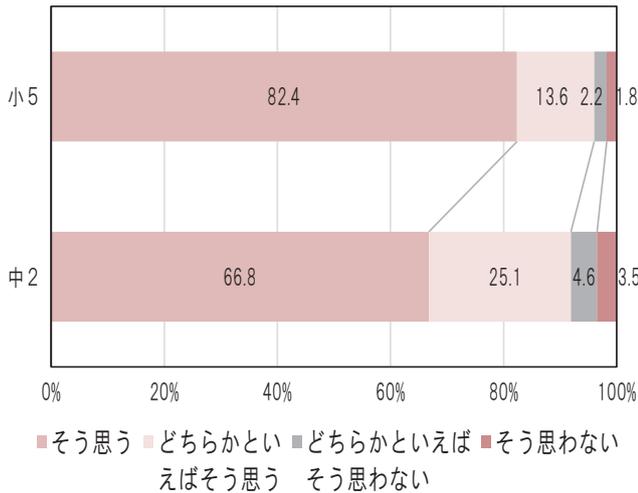
長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

(4) 共食について

○ 共食が楽しいと思う児童・生徒の割合は、小学校5年生で82.4%、中学校2年生で66.8%であり、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合をあわせると、どちらも9割を超えています。(図14)

また、「ひとりで朝食を食べる」「子どもたちだけで朝食を食べる」と答えた児童生徒の割合の合計は、小学5年生は28.1%、中学2年生は41.7%となっています。(図15)

【図14】ひとりで食べるより家族等と食べるのが楽しい 【図15】いつもは朝食は誰と食べるが多いかと思う児童生徒の割合



長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

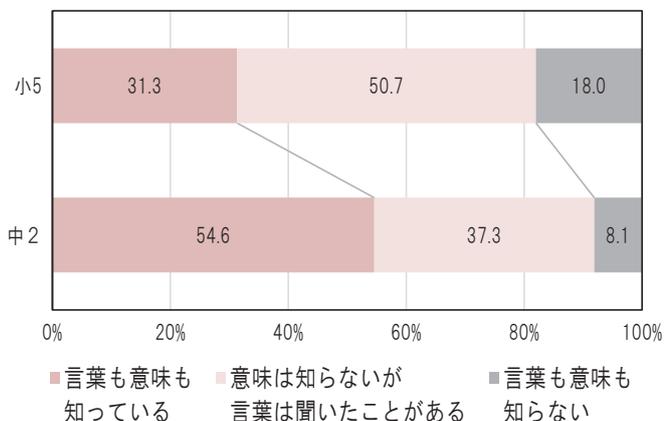
長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

(5) 児童・生徒の食に関する意識

○ 「主食・主菜・副菜」を組み合わせた食事について、「言葉も意味も知っている」と答えた小学校5年生は31.3%、中学校2年生は54.6%となっています。(図16)

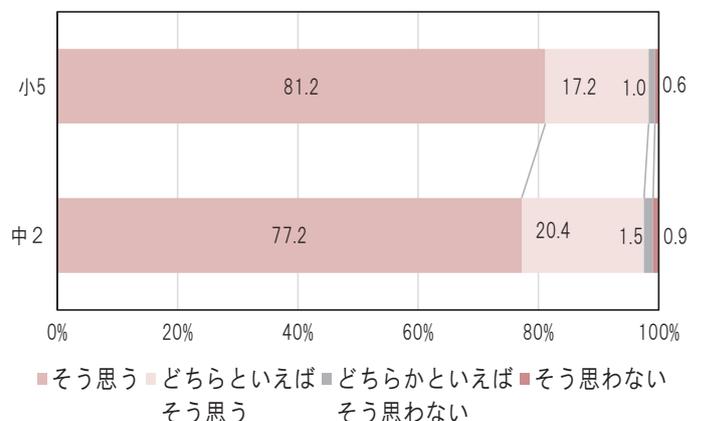
また、食べ物を残すことを「もったいないことだと思う、どちらかといえばそう思う」と答えた児童・生徒については、小学5年生は98.4%、中学2年生は97.6%となっています。(図17)

【図16】「主食・主菜・副菜」を組み合わせた食事について教えてください



長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

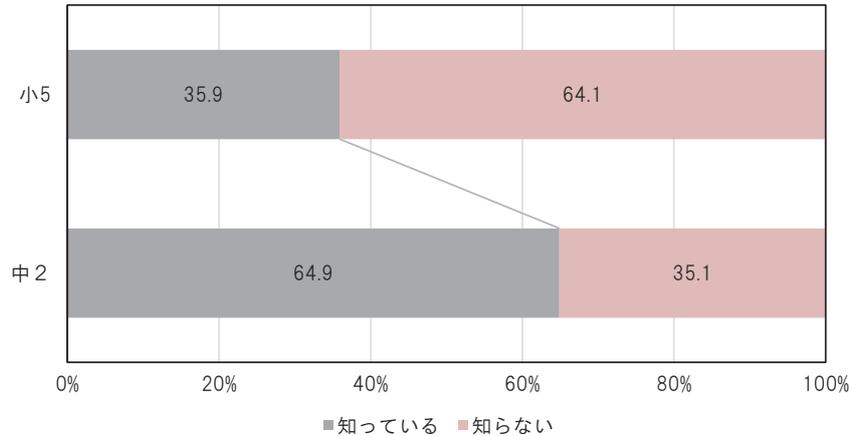
【図17】食べものを残すことをもったいないと思いますか



長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

- 小学校5年生の 35.9%、中学校2年生の 64.9%は、長野県や地域の郷土食を「知っている」と答えています。(図 18)

【図 18】長野県や自分の住んでいる地域で、昔から食べられている料理（郷土食）を知っていますか

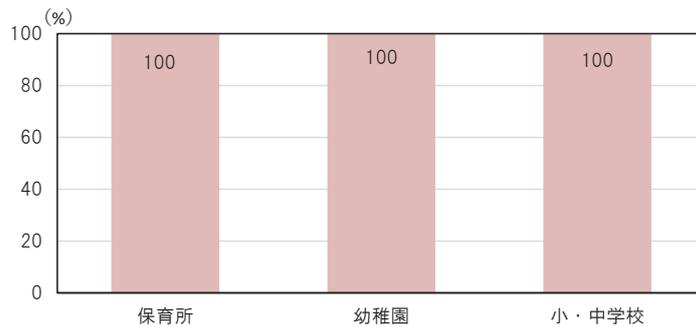


長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

5 子どもに対する食育の推進体制

- 現在、全ての保育所・幼稚園、小・中学校において、食育に関する計画を作成しています。(図 19)

【図 19】計画的に食育を進めている園・学校の割合



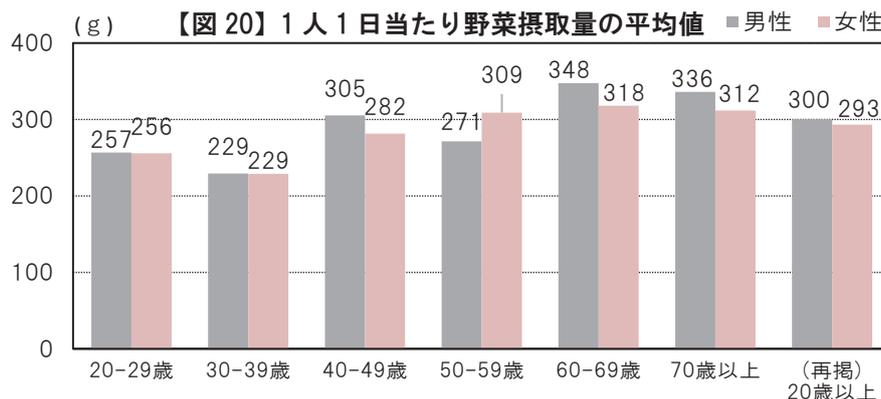
令和3年度 こども・家庭課、私学振興課、学びの改革支援課調査

6 20歳～30歳代の食生活

(1) 野菜と果物の摂取量

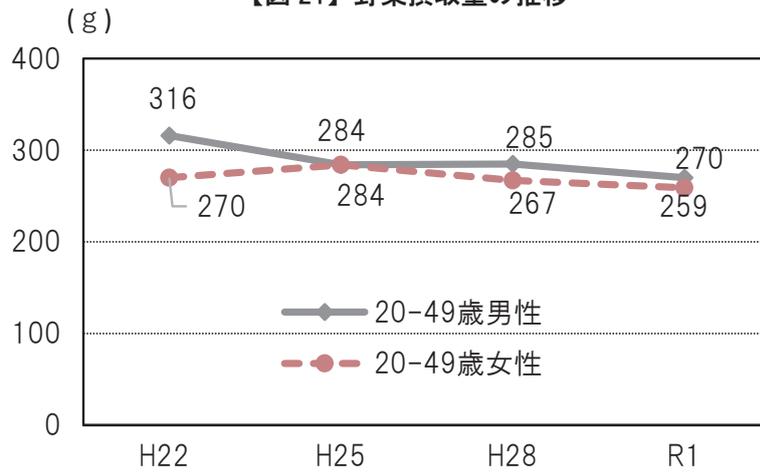
- 野菜の摂取量については、20歳～50歳代で少なく、中でも30歳代の摂取量が少ない状況です。(図 20)

また、経年変化を見ると20歳～40歳代の野菜摂取量は横ばいの状況です。(図 21)



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

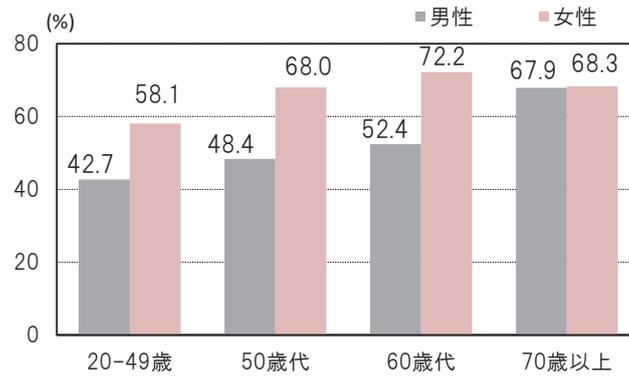
【図21】野菜摂取量の推移



長野県「県民健康・栄養調査」

- 野菜摂取に対する意識については、20歳～40歳代は、他の年代に比べて「野菜を多く食べる」ことを心がけている人の割合が低くなっています。(図22)

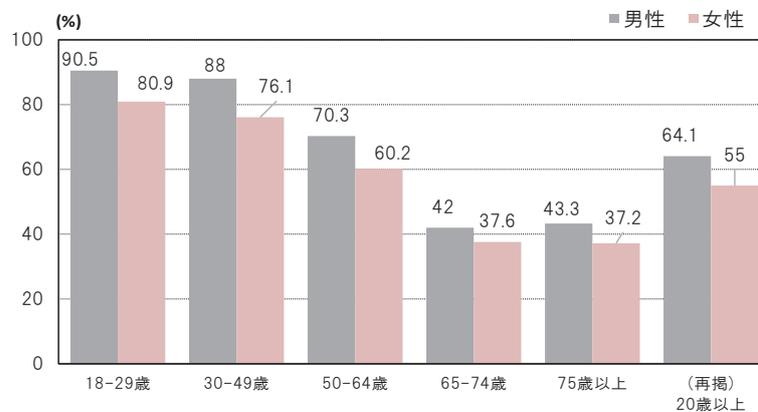
【図22】「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

- 果物の摂取量については、64歳以下は100gに満たない人の割合が高くなっています。(図23)

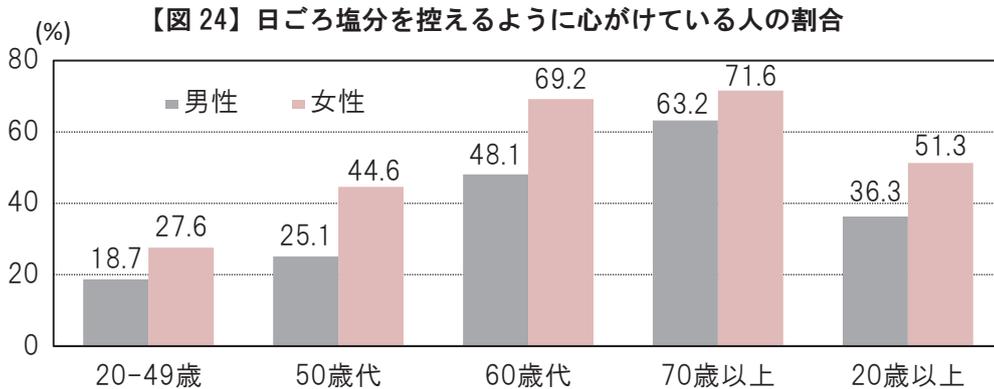
【図23】「果物摂取量が100g未満の人」の割合



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

(2) 食塩摂取量

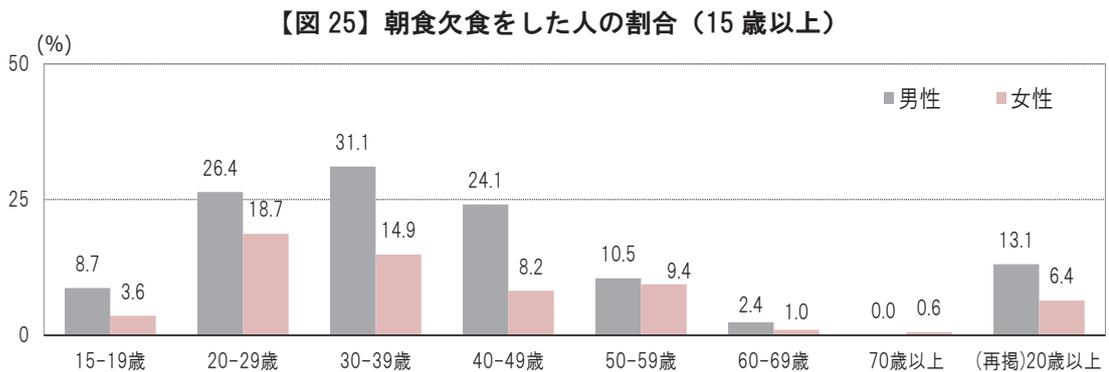
- 「日ごろ塩分を控えるように心がけている人」については、男女ともに若い世代ほど低くなっています。(図 24)



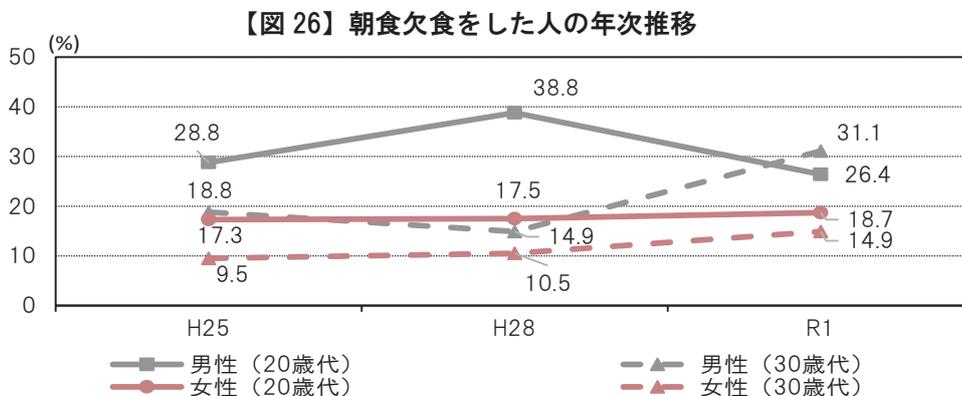
長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

(3) 朝食欠食

- 「朝食を欠食した人」の割合を年代別にみると、20歳～30歳代の男女及び40歳代の男性が、他の年代に比べ高くなっています。(図 25) 特に、30歳代男性は、平成25年度(2013年度)からの推移を見ると増加傾向にあります。(図 26)



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

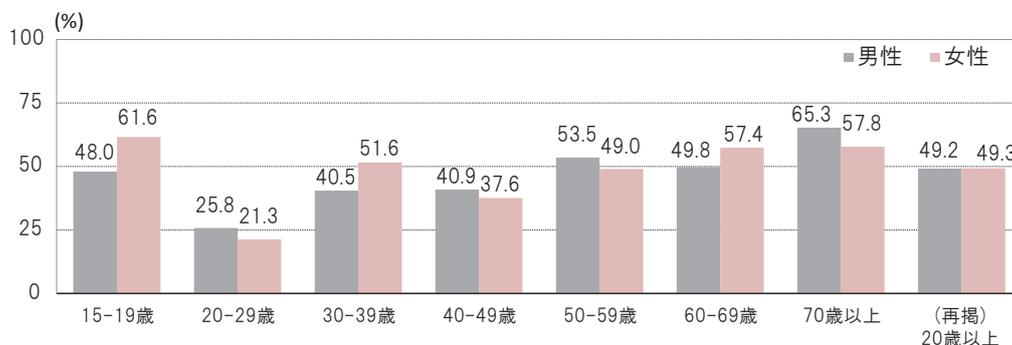


長野県「県民健康・栄養調査」

(4) 食事のバランス

- 「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をしている人」の割合は、男女ともに20歳代で、他の年代に比べて低くなっています。(図27)

【図27】 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上ほぼ毎日の人の割合(15歳以上)

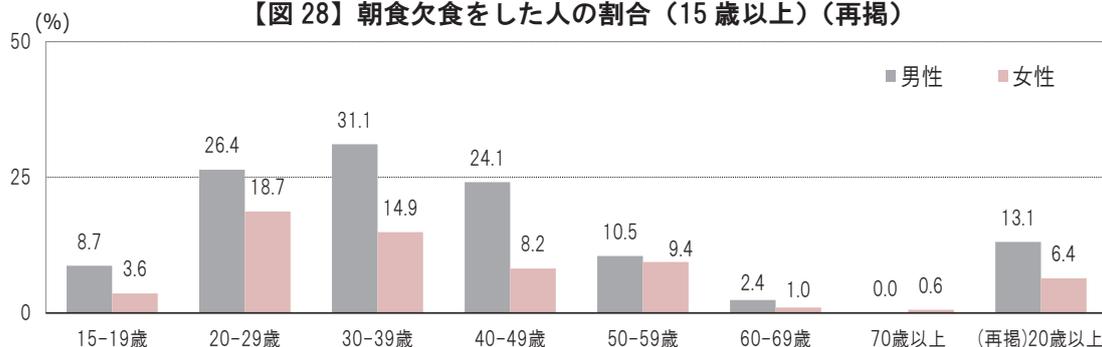


長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

7 継続した食育の推進

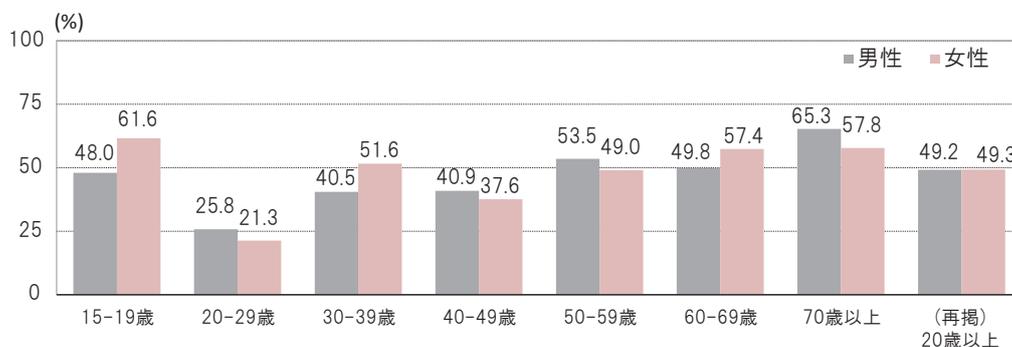
- 高校生は部活や塾通い、通学等により活動の範囲が家庭外へ広がり、子どもだけで食事や間食をする機会が増えてきます。また、大学生になると地元を離れ、一人暮らしをする場合もあり、20歳代以降朝食欠食率が増加し、バランスよく食事をとる人の割合が減少しています。(図28、29)

【図28】 朝食欠食をした人の割合(15歳以上)(再掲)



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

【図29】 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上ほぼ毎日の人の割合(15歳以上)(再掲)



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

取組と指標・目標

未来を担う子どもへの食育は、基本的な生活習慣や健全な食習慣を確立し、健康な心身とゆたかな人間性を育てていく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達段階に合わせた切れ目のない推進が重要です。

これまでも保育所、幼稚園、小・中学校等においては、行政や関係機関・団体との連携により積極的に食育に取り組んできました。「自分が健康で過ごしていくために朝食を毎日食べることは必要だ」、「食べ物を残すことはもったいない」と、ほぼすべての児童生徒が認識していることは、学校教育の中で食に関する指導が定着してきたことの現れと考えられます。

しかし、高校生になると学校や保護者からの働きかけが難しくなり、食育の機会が減少し、20歳～30歳代では、朝食欠食や野菜の摂取不足がみられるなどの課題があります。高校生及び20歳～30歳代の若い世代は、親から独立し自分自身で健康管理をしていく時期であり、食生活の自己管理ができるようになることが必要です。また、次世代へ食育をつなぐ世代であることから、プレコンセプションケア※の観点からも食育への関心を高めることが重要です。

そこで、乳幼児期から保育所、幼稚園、小・中学校等での食育に引き続き取り組むとともに、20歳～30歳代になっても食育に関心を持ち、健全な食生活を実践できるよう、特に高校生への食育の働きかけについて学校・地域と連携しながら積極的に取り組みます。

また、少子化の進展、社会環境の変化や様々な生活様式等の変化に伴い、核家族、共働き世帯、ひとり親世帯が増加する中で、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮が必要です。特に、子どもが一人で食事をする状況が見られますが、共食は、家族や友人などと食事を囲むことによって、ゆたかな心を育むとともに、食習慣、マナー、文化などを習得する場にもなることから、家庭や保育所、学校、こども食堂などの地域の間を活用し、あらゆる場で共食の機会を持つことができる取組を推進します。

県民の目指す姿

- 子どもの親や、20歳～30歳代の若い世代が、食育に関心を持ちます。
- 家族や友人、地域などで様々な人達と一緒に食事をする機会を持ちます。
- 幼児期から、毎日朝食を食べることをはじめとして、基本的な生活習慣を身に付けます。
- 小中学生や高校生及び20歳～30歳代の若い世代が、自分に必要な食事を選択できるような知識を持ちます。
- 子ども達が、バランスのとれた食事を準備できるスキルを身に付けます。
- 高校生が食生活を自己管理できる力を身に付けます。

※ プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

県民の取組として望まれること

- 家族揃って、または誰かと一緒に食事をする機会を増やします。
- 生活習慣を整え、毎日朝食を食べます。
- 主食・主菜・副菜が揃った、栄養バランスのとれた食事を実践します。
- 地産地消を進めるとともに、長野県に伝わる郷土料理を作り、子ども達に伝えます。
- 子どもの頃から、家庭での食事作りや片付けに参加します。
- 地域で行われる食に関する行事に積極的に参加し、新しい料理や、郷土食・伝統食などを知り、地域の様々な世代の方と交流します。

関係機関・団体の取組として望まれること

(1) 市町村

- 妊娠前から生活習慣を整え、栄養バランスのとれた食生活が実践できるよう、「妊娠前から始める妊産婦のための食生活指針」等各種指針やガイドラインを活用して栄養・食生活に関する講座や相談・指導を行います。
- 乳幼児が発達段階に応じた離乳食やバランスのとれた食事を取り、規則正しい食生活ができるよう、乳幼児健診や離乳食教室等において、栄養・食生活の相談指導を行い、保護者を支援します。
- 健診や食育講座、子育てセミナー等において、子どもや青年期の食生活の大切さを子育て中の保護者等に伝えます。
- 乳幼児期～幼児期～学童期～思春期～青年期の食育が途切れることなく行われるよう、保育所や幼稚園、小中学校、高校、大学、食育ボランティア、企業などの関係機関が連携できるための仕組みを構築して食育を推進します。

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園[※]・小中学校等

- それぞれの保育所、学校等において策定した食に関する指導の全体計画に基づき、校（園）長のリーダーシップの下、職員全体で組織的に食育に取り組みます。
 - ・給食の時間を活用し、友だちと一緒に楽しく食事をする事、生活習慣病予防のための望ましい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備や安全・衛生、食事のマナーや感謝の心などを学ぶことができるようにします。
 - ・様々な行事や体験活動を通して、子ども達が食事の楽しさや、食事のマナーを身に付け、地域に伝わる伝統的な食文化や和食文化の保護・継承などについて関心を持てるようにします。
 - ・それぞれの保育所、学校等において策定した食に関する指導の全体計画を子どもの実態に合わせて定期的に見直します。
- それぞれの保育所、学校等だけではなく、家庭や地域との連携による食育の充実を図ります。
 - ・入園、入学の機会やクラス懇談会を活用したり、講演会、給食参観、試食会などを開催するなど、保護者に対して子どもの生活習慣、食事のバランスの他、共食などの重要性を伝えます。
 - ・食育だよりや保健だより、掲示物、ホームページなど様々な媒体を活用して、食育に関する情報等を家庭や地域に発信します。
 - ・地域の農畜水産物等の生産者や食育ボランティア等と連携した食育を進めます。

※ 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備える施設。

- 食に関して課題を持つ子どもや保護者に対して、職員が連携して食事や健康に関する個別の相談に対応するほか、情報発信を進めます。
- 動物や農作物を育てたり、収穫する体験（農作業体験）や地域の伝統行事に参加したり機会を設け、食への関心を引き出します。
- 「食」と「歯」の健康の関係について学び、「よく噛（か）むこと」や「歯みがき」の習慣が身に付くよう取り組みます。

保育所等における取組

- ・ 保育所保育指針を基本とし、食を営む力の基礎を培うことを目標として、保護者の協力のもと全職員がその有する専門性を活かしながら、共に進めるよう取り組みます。
- ・ 楽しく食べる子どもに成長していくことを期待しつつ、『5つのこども像』^{※1}の実現を目指して取り組みます。
- ・ 給食を「生きた媒体」として活用し、子どもが食事をおいしく、楽しく食べ、「生きる」ことにつながっていくことを実感できるようにします。

小中学校における取組

- 学校長のリーダーシップの下に食に関する指導の全体計画を作成し、全教職員が組織的に食育に取り組みます。
- ・ 栄養教諭等と学級担任及び教科担任が連携し、食に関する指導の視点（食事の重要性・心身の健康・食品の選択能力・感謝の心・食文化）に基づき、給食を「生きた教材」として活用し学ぶことができるようにします。
- ・ 体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても児童生徒が食育の視点を位置づけて学ぶことができるようにします。
- ・ ICT（情報通信技術）を活用し、家庭との連携に取り組み、食に関する指導の充実を図ります。
- ・ 学校保健委員会、講演会、授業参観、試食会等をとおして、食に関する実態調査の結果と課題を家庭と共有し、考える機会を作ります。
- ・ お弁当の日^{※2}を家庭科（技術・家庭科）の授業等と連携させ、子ども達が家庭でバランスの良い食事を準備できるスキルを身に付けられるようにします。

※1 5つのこども像

「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」（平成16年3月29日厚生労働省雇用均等局・児童家庭局保育課長通知）で定める食育の目標。

① お腹がすくリズムのもてる子ども ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども ③ 一緒に食べたい人がいる子ども ④ 食事づくりや準備にかかわる子ども ⑤ 食べものを話題にする子ども

※2 お弁当の日

お弁当の日は、子どもが自分のお弁当作りを通して「献立作成」「買い物」「調理」「片付け」の全てを自分で行う取組で、2001年に香川県の小学校の校長先生が発案。県内でお弁当の日を実施している小中学校では、事前に栄養のバランスが整った給食をお弁当に詰めてみたり、献立の立て方、食材の買い物の仕方、弁当の後片づけに至るまで学校で十分な事前学習をした上で実施。

(3) 高校・大学

- 高校においては「家庭」や「保健体育」を中心とした各教科・科目等において、また保健指導、夜間定時制課程における給食指導などを通じて、これまで蓄えてきた食に関する知識や技術をさらに充実させ、生涯を通じ健全な食生活が実践できるよう取り組みます。
- 地域の食育ボランティアや食に関する専門家の協力を得て、社会に出たときに健康に配慮した食生活を送ることができるスキルを身につけるための学習機会を設けます。
- 高校生が、外食・中食の上手な利用方法や地域食材の活用について学び、実践できるように取り組みます。
- 大学においては、食堂などで健康に配慮したメニューを提供できるようにします。

(4) 関係機関・団体

- 子どもや保護者を対象とした料理教室の開催等により、望ましい食生活を学びながら、楽しい体験や共食ができる機会を設けます。
- 地域で展開されている信州こどもカフェ[※]やこども食堂などにおける共食に取り組みます。
- 地域の農家やボランティアの協力により、子ども達が野菜作り等の農業体験ができる機会を提供します。
- プレコンセプションケア支援の観点から、若いうちから子どもを産み育てる体作りをするという視点で食生活改善に取り組みます。
- 保育所、幼稚園や学校等の給食に県産農畜産物の活用が進むよう、地域の農業関係者は給食関係職員との話し合いの場に積極的に参加するとともに、お互いに協力して食材の提供に取り組みます。
- 親子が一緒に参加できるイベントや行事などを開催し、食への理解を深めます。
- 食育関係機関、団体等は、高校や事業所へ出向き、出前講座を実施します。
- 地域におけるイベントを開催して、様々な世代へ食育について働きかけます。

長野県の取組

《推進体制の構築》

- 子どもの食に関して、市町村や市町村教育委員会等の関係者と検討する機会を設けます。
- ライフステージに応じた食育が途切れることなく行われるよう、関係機関が相互に連携して食育を推進できるような仕組みづくりを支援します。

《人材育成と活動支援》

- 保育所等栄養士・管理栄養士・調理担当職員に対して、以下のような資質向上やスキルアップを図るための保育所等訪問、研修会を実施します。
 - ・ 保育所等職員から家庭・園児に『朝食の必要性』を伝え、子ども達の自ら朝食を食べる力を養っていく。
 - ・ 保育所等の献立表や給食だより、給食試食会等を活用し食育の大切さの理解を深め、保育所等から家庭に情報発信していく。

※ 信州こどもカフェ

学習支援や食事提供を核に、悩み相談、学用品のリユース等の様々な機能を持ち、継続的に開催する子どもの居場所の総称(愛称)。

- ・園児が保育士や友達と保育所給食を通じ、共食の楽しさや美味しさを実感できるよう研修会等を通じて実践事例を共有。
- 家庭・地域とともに取り組む食育や、安心・安全な地元食材を用いた給食作り等について、保育所給食担当者等に対して研修会、講演会、指導を行います。
- 栄養教諭・学校栄養職員に対して、以下のような目標を達成するための研修会を引き続き実施します。
 - ・食事摂取基準に基づいたバランスのよい学校給食と評価。
 - ・児童生徒が学校給食を通じ、共食の楽しさや美味しさを実感できる実践事例の共有。
 - ・市町村や学校のホームページなどのICTを活用した、保護者や地域に向けた効果的な食育の発信。
 - ・専門職として教科担任等と食に関する授業を実施するための指導力の向上。
- 学校給食主任をはじめとした教職員、市町村教育委員会の担当課長及び担当者に対する研修会を開催し、学校給食における食育への理解を深めます。

《地域、関係団体・機関との連携による普及啓発》

- 保護者会やPTA主催研修、親子料理教室などに講師として出向きます。
- 関係機関・団体と連携して高校生や大学生へ食の大切さを伝える機会を増やします。
- 地域で開催されている食に関する講座や信州こどもカフェなど、食事の大切さを伝える場においてバランスのとれた食事について普及できるよう、食育ボランティアや栄養士等の参加を支援します。
- 関係機関・団体及び市町村と連携して、プレコンセプションケア支援の観点から食への関心を高めるための普及啓発を行います。
- 「野菜たっぷり」等の健康に配慮したメニューや、その提供を進める飲食店等について、若年層をターゲットとした情報発信を強化します。
- 若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善に取り組んでいけるよう、インターネットやSNS等を活用し、信頼できる情報を効果的に発信します。

未来へつなぐ和食

平成28年3月までホテル信濃路の料理長を務め、「信州の名工」(卓越技能者知事表彰)として表彰された小林公雄氏を講師とした「和食料理人出前講座」を、県教育委員会と公立学校共済組合長野支部の連携事業として平成29年度から行っています。

この講座は、小学校、中学校、高校等での家庭科の授業や食育授業などに、プロの料理人である小林氏が出向き、和食を通じた「食育」を行うことを目的としています。

授業内容は「だしの基本や取り方」、「和食の基本とマナー」、「地域の伝統料理」、「地場産物を活用した和食の献立」など、毎回趣向を凝らした内容となっており、参加した児童生徒からは大変好評をいただいています。

「和食；日本人の伝統的な食文化」は、2013年にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

日本人の精神や日本の気候風土に根差した和食文化を、みんなで守り、未来へつないでいく努力を続けることが大切です。



上：出前講座の授業風景
下：この日のメニュー
(大豆ご飯、すまし汁、茶碗蒸し、小蕪の蟹餡かけ、蕪の葉とだし昆布の炒めもの)



指標・目標の一覧

目指す姿

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心がある若い世代の割合 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性 30歳代女性	<2019> 22.1% 44.8% 40.7% 67.1%	37% 60% 56% 82%	県食育推進計画 (第3次)の目 標を参考に、現 在より約15%増 を目指す	県民健康・ 栄養調査
ひとり又は子どもだけで朝食を食べ る児童・生徒の割合 小5 中2	28.1% 41.7%	減少	健康日本21の指 標を参考	児童生徒の 食に関する 実態調査
家族や友人等2人以上での食事をす る人の割合(15歳以上) 朝食 夕食	<2019> 51.1% 65.4%	現状維持	現状維持とする	県民健康・ 栄養調査
朝食を欠食する児童生徒の割合 小6 中3	4.0% 5.7%	減少	第3次長野県教 育振興基本計画 の目標値	全国学力・ 学習状況調 査
朝食欠食率 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性 30歳代女性	<2019> 26.4% 18.7% 31.1% 14.9%	15%以下	国第4次食育推 進基本計画の目 標値	県民健康・ 栄養調査
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1日2回以上の日がほぼ毎日の若い世 代の割合 20歳代男性 20歳代女性 30歳代男性 30歳代女性	<2019> 25.8% 21.3% 40.5% 51.6%	40%以上 (30歳代は減 少させない)	国第4次食育推 進基本計画の目 標値	県民健康・ 栄養調査

県民の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
若い世代の野菜摂取量(20~49歳、 1人1日当たり)	<2019> 264g	350g	国第4次食育推 進基本計画の目 標値	県民健康・ 栄養調査
日ごろ塩分を控えるように心がけて いる人の割合(20~49歳) 男性 女性	<2019> 18.7% 27.6%	増加	現状より増加	県民健康・ 栄養調査

関係機関・団体の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
市町村食育推進計画の策定割合	〈2021〉 62市町村 (80.5%)	77市町村 (100%)	国第4次食育推進基本計画の目標値	農林水産省調査
食育に関する計画を策定している保育所の割合	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家庭課調査
食育に関する計画を策定している幼稚園の割合	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	私学振興課調査
食育に関する計画を策定している小・中学校の割合	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	学びの改革支援課 保健厚生課

県の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
保育所給食担当者研修会の開催数	〈2021〉 10回	10回	現状維持とする	こども・家庭課調査
学校給食研究協議会	〈2021〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査
高校生への食に関する出前講座を実施する他団体への取組支援数	〈2021〉 延べ6回	増加	現状より増加	健康増進課調査

※現状値は、本計画策定時の最新値を掲載しました。新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や縮小があったため、掲載の値は通常時の状況を反映していない可能性があります。計画評価時の解釈には注意が必要です。

※国民の健康づくり運動「健康日本21」を参考に目標値を設定する指標について、本計画策定時には次期健康日本21の目標値が定まっていなかったことから、数値ではない目標を設定しました。指標が公表され次第、本計画に反映させる予定です。

第2節 世界一の健康長寿を目指す食育

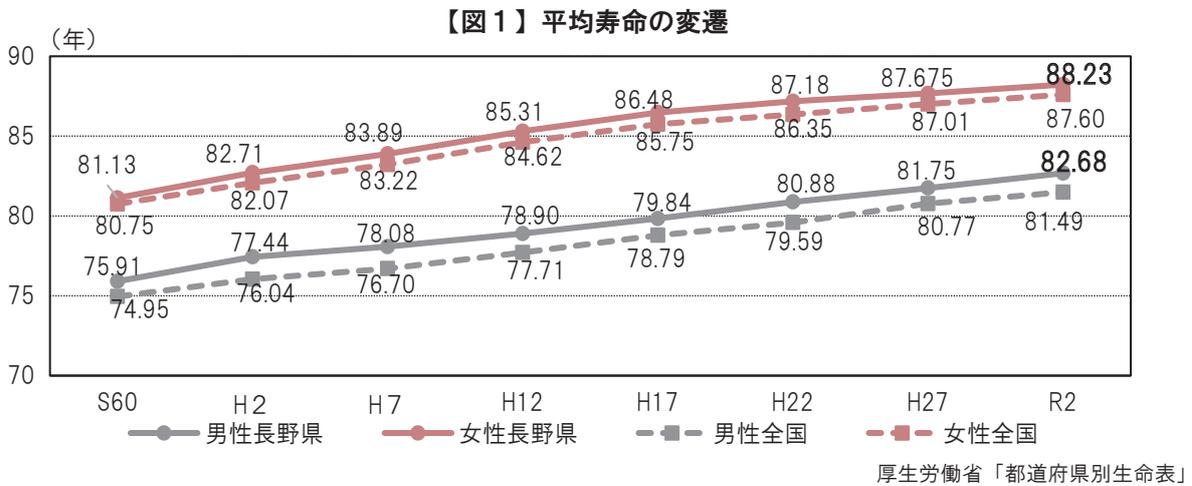


現状と課題

1 県民の健康状況

(1) 平均寿命の変化

○ 本県の平均寿命は、男女ともに全国トップクラスです。(図1. 表1)



【表1】平均寿命の全国順位 (位)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性	2	1	1	1	1	1	2	2
女性	9	4	4	3	5	1	1	4

厚生労働省「都道府県別生命表」

(2) 健康寿命について

○ 健康寿命については、現在3通りの方法で算出されていますが、いずれも平均寿命との差があります。(表2)

【表2】健康寿命の全国順位及び健康寿命と平均寿命の差 (年)

項目	男性			女性		
	全国	長野県	順位	全国	長野県	順位
平均寿命 (R2)	81.49	82.68	2位	87.60	88.23	4位
①日常生活に制限のない期間の平均 (R1)	72.68	72.55	30位	75.38	74.99	37位
②自分が健康であると自覚している期間の平均 (R1)	73.15	73.16	24位	76.47	76.66	29位
③日常生活動作が自立している期間の平均 (R2)	80.1	81.1	2位	84.4	85.2	1位

出典：①「日常生活に制限のない期間の平均」：厚生労働省科学研究班 厚生労働省「国民生活基礎調査」

②「自分が健康であると自覚している期間の平均」：厚生労働省科学研究班 厚生労働省「国民生活基礎調査」

③「日常生活動作が自立している期間の平均」：厚生労働省科学研究班 介護保険の要介護度

(3) 生活習慣病の状況

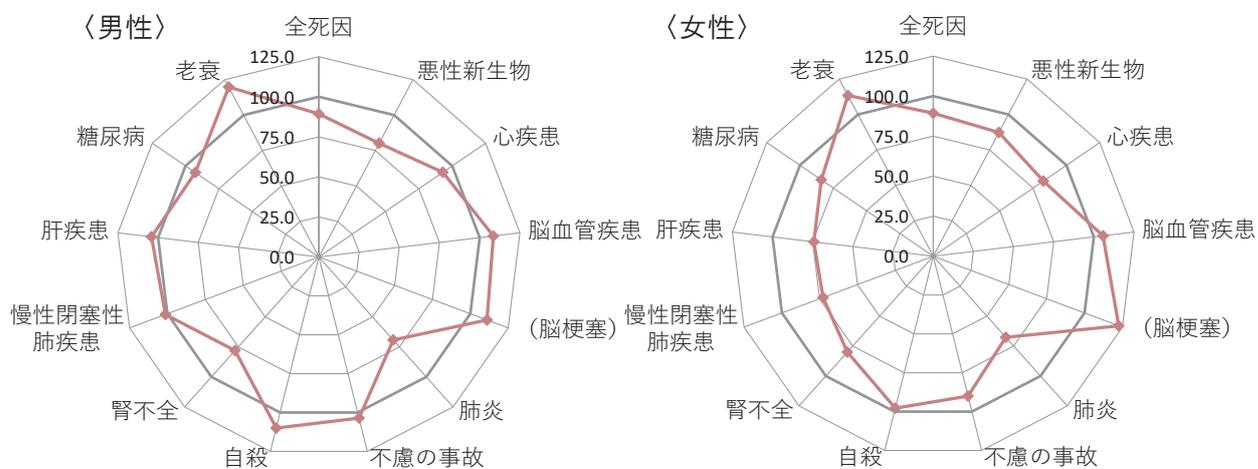
○ 平成27年(2015年)の都道府県別年齢調整死亡率は、長野県は全死因において、男女とも全国最低となっています。死因別では、がん及び心疾患は全国と比較して低く、脳血管疾患、特に脳梗塞が全国よりも高くなっています。(表3. 図2)

【表3】平成27年長野県の死因別年齢調整死亡率(人口10万対)・(全国順位)

性別	全死因	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	脳梗塞	糖尿病
男	434.1(47)	132.4(47)	60.8(35)	41.0(16)	20.1(13)	5.1(31)
女	227.7(47)	76.6(46)	28.3(45)	22.2(18)	11.4(9)	2.1(33)

厚生労働省「平成29年度人口動態統計特殊報告」

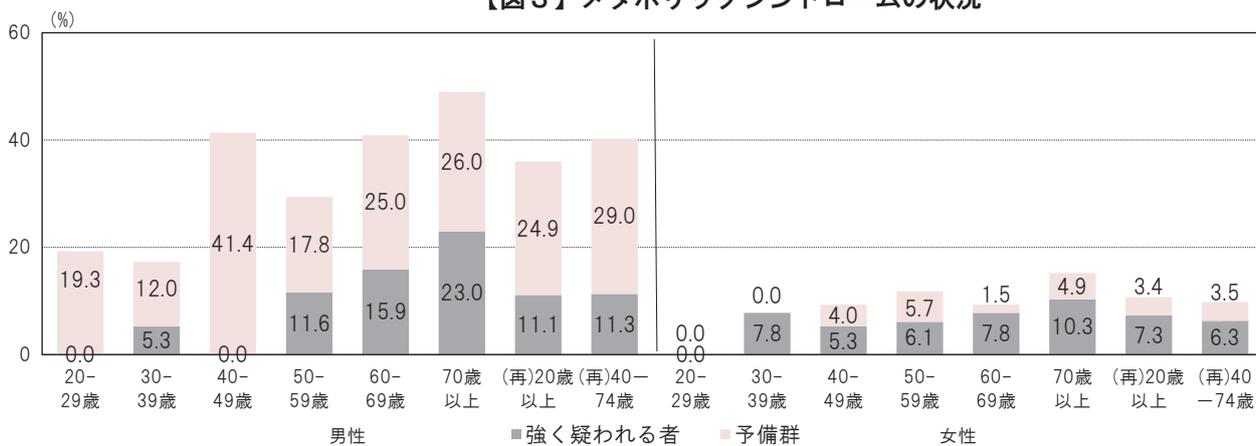
【図2】平成27年の主な死因別年齢調整死亡率(人口10万対)の対全国比



厚生労働省「平成29年度人口動態統計特殊報告」

○ 40歳～74歳のメタボリックシンドロームが強く疑われる人及びその予備群の人は、男性で約4割です。(図3)

【図3】メタボリックシンドロームの状況



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

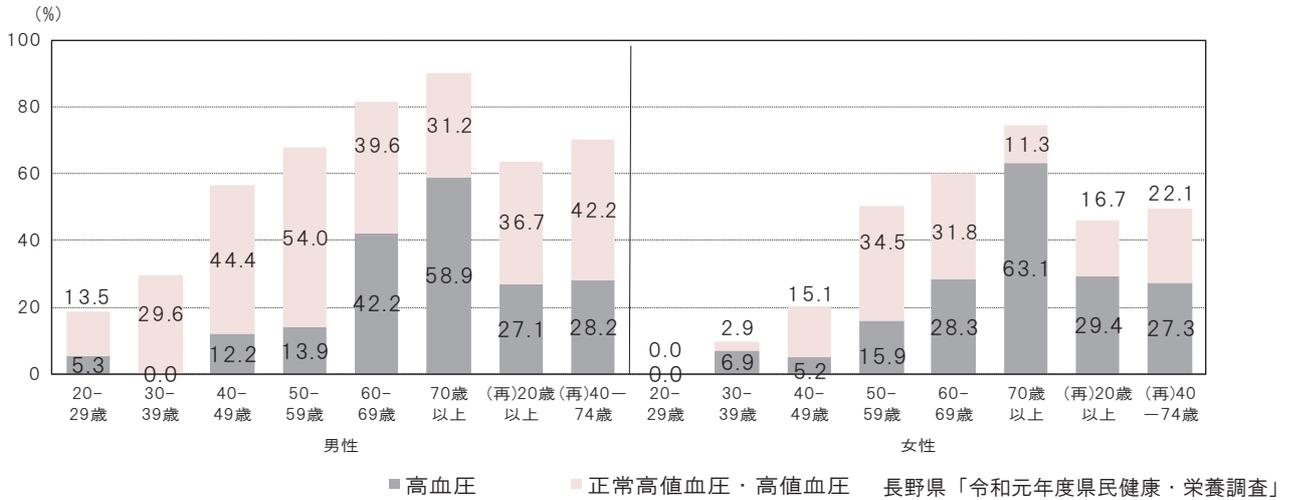
※メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が「強く疑われる人」は、腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上に該当し、かつ下記3項目のうち2項目以上に該当する者

- ①HDL コレステロール 40mg/dl 未満、またはコレステロールを下げる薬または中性脂肪を下げる薬を服用
- ②収縮期血圧 130 mmHg 以上、または、拡張期血圧 85 mmHg 以上、または血圧を下げる薬を服用
- ③HbA1c (NGSP 値)6.0%以上、または、血糖を下げる薬を服用またはインスリン注射使用

※メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の「予備群」は、腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上に該当し、かつ上記3項目のうち1項目以上に該当する人

- 40歳～74歳の高血圧または、正常高値血圧の人の割合は、男性は70.4%、女性は49.4%であり、2人に1人は高血圧または正常高値血圧となっています。(図4)

【図4】高血圧の状況



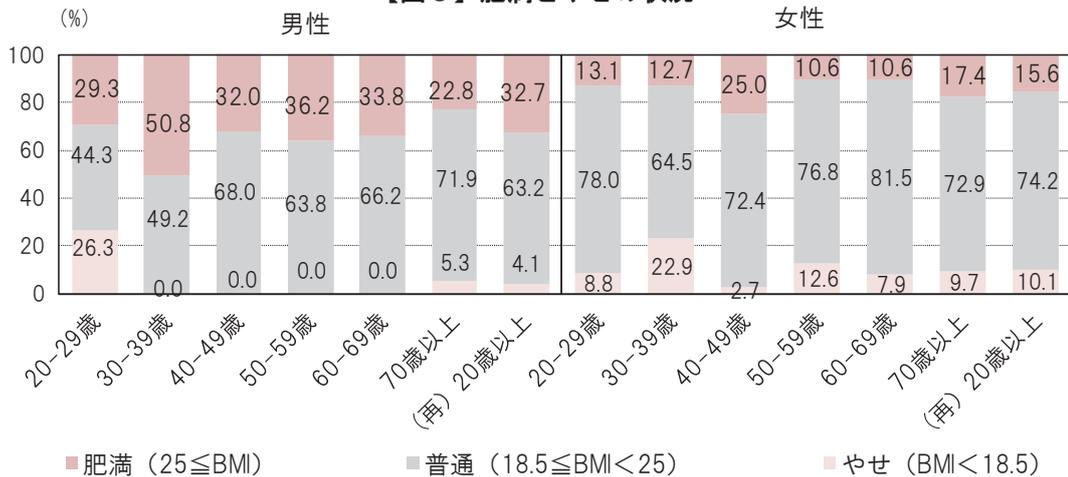
※日本高血圧学会の分類(2019)

正常高値血圧	収縮期血圧 120-129mmHg	かつ	拡張期血圧 80mmHg 未満
高値血圧	拡張期血圧 130-139mmHg	または	拡張期 80-89mmHg 未満
高血圧	収縮期血圧 140mmHg 以上	または	拡張期血圧 90mmHg 以上

(4) 肥満とやせ

- 成人男性の3人に1人は肥満、成人女性の10人に1人がやせとなっています。特に男性では30歳代の肥満の割合が高くなっています。(図5)

【図5】肥満とやせの状況

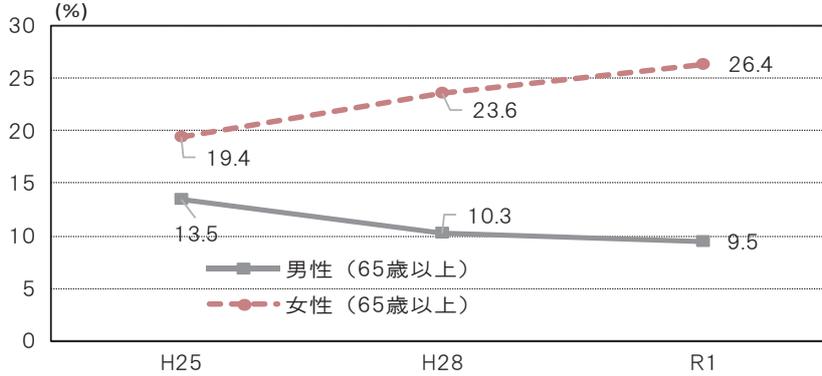


※BMI(Body Mass Index:体格指数)：体重(kg) / 身長(m)² 長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

(5) 高齢者の低栄養

- 「低栄養傾向 (BMI:20 以下) の高齢者」の割合は、女性で増加しています。(図6)

【図6】低栄養傾向 (BMI:20 以下) の高齢者の割合の推移



長野県「県民健康・栄養調査」

- 高齢者では咀嚼力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下による食事摂取量の低下が起こりやすくなり、フレイルを招く可能性が大きくなります。

2 県民の食生活の状況

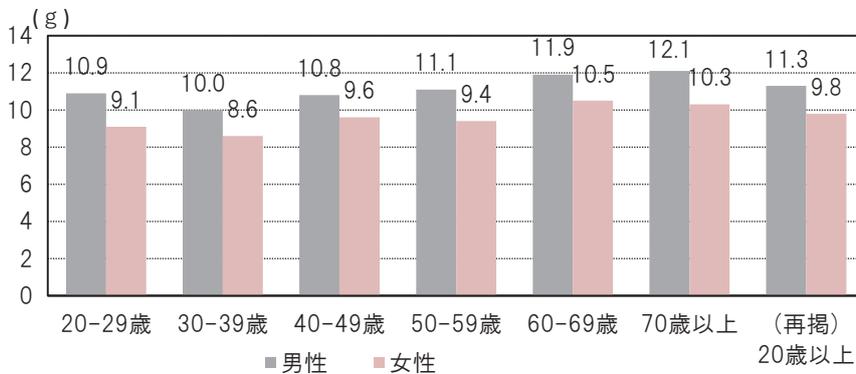
(1) 食塩摂取量

- 成人1人1日当たりの食塩摂取量は、男性11.3g、女性9.8gであり、男女ともに、近年では摂取量が下げ止まりとなっており、長野県食育推進計画(第3次)の目標値である8gを上回っています。(図7、図9)

また、全国平均と比較して、男女ともに食塩摂取量が多い状況にあります。(図8)

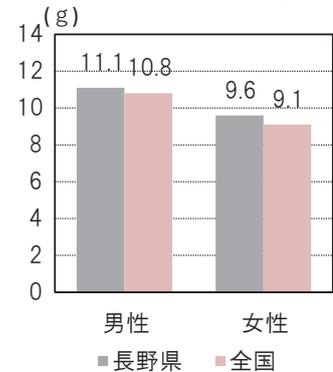
- 「日ごろ塩分を控えるように心がけている人」の割合は、女性では平成22年度(2010年度)からの推移をみると増加しています。(図10)

【図7】1人1日当たり食塩摂取量の平均値



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

【図8】食塩摂取量の全国平均との比較 (20歳以上年齢調整値*)

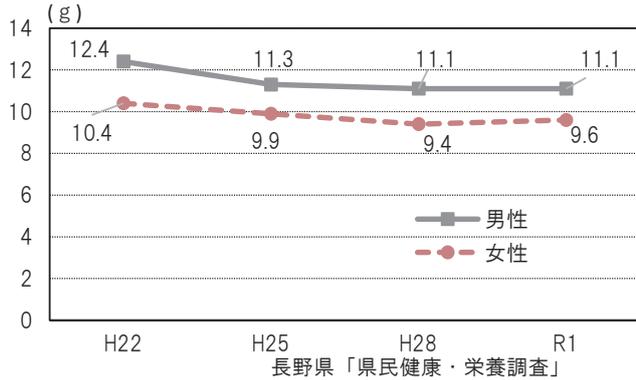


長野県：長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」
 全国：令和元年国民健康・栄養調査データを基に
 長野県 健康福祉部で算出

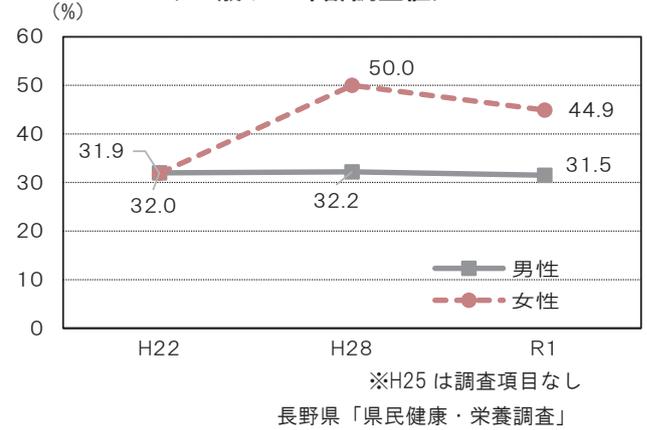
※20歳以上年齢調整値

年齢構成の違いによる影響を除外して比較するため、平成17年国勢調査男女計人口を基準にして年齢調整した値。

【図9】食塩摂取量の推移
(20歳以上年齢調整値)



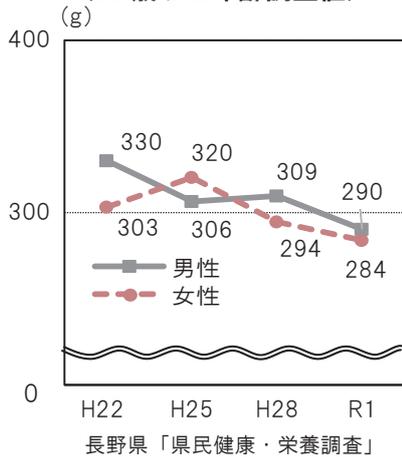
【図10】日ごろ塩分を控えるように心がけている人の割合の推移
(20歳以上年齢調整値)



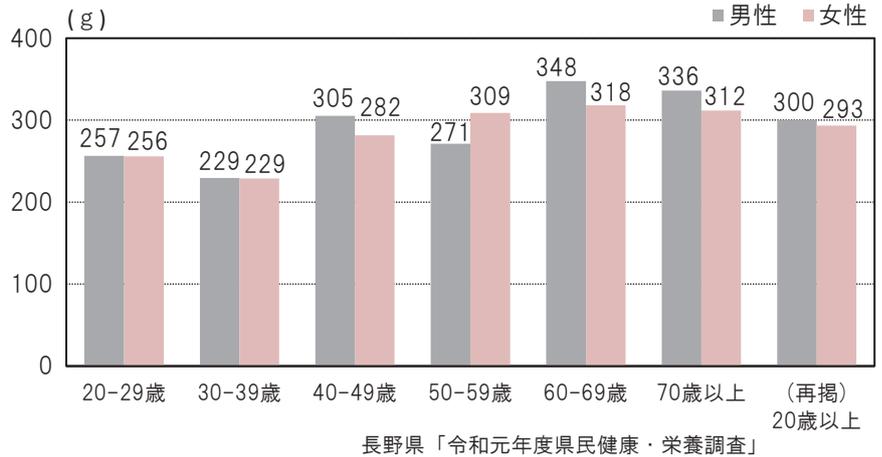
(2) 野菜摂取量

- 成人1人1日当たりの野菜摂取量は、平成22年度(2010年度)以降、健康日本21(第2次)の目標値である350gを下回っています。また、20歳~50歳代の野菜摂取量が少なくなっています。(図11. 図12)

【図11】野菜摂取量の推移
(20歳以上年齢調整値)

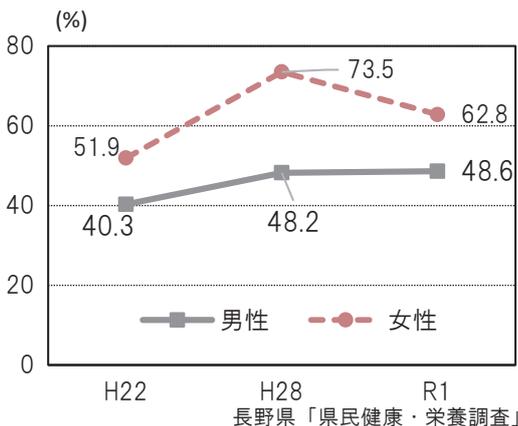


【図12】1人1日当たり野菜摂取量の平均値(再掲)

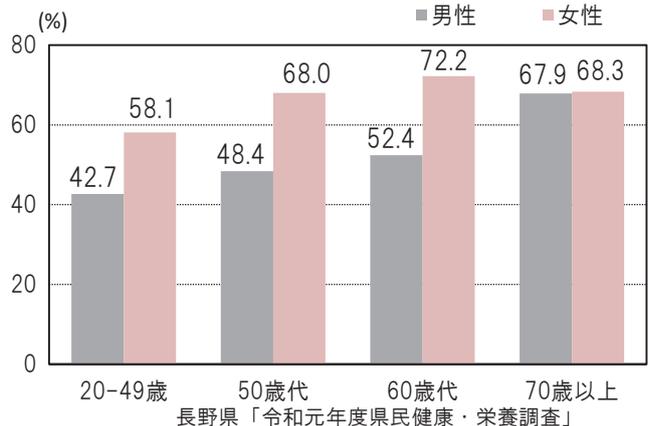


- 「野菜を多く食べる」ことを心がけている人の割合は、平成22年度(2010年度)からの推移をみると男女ともに増加しましたが、「野菜を多く食べる」ことを心がけている人の割合を年代別にみると、20~49歳及び50歳代の男性は、他の年代に比べて少ない状況です。(図13. 図14)

【図13】「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合の推移
(20歳以上年齢調整値)



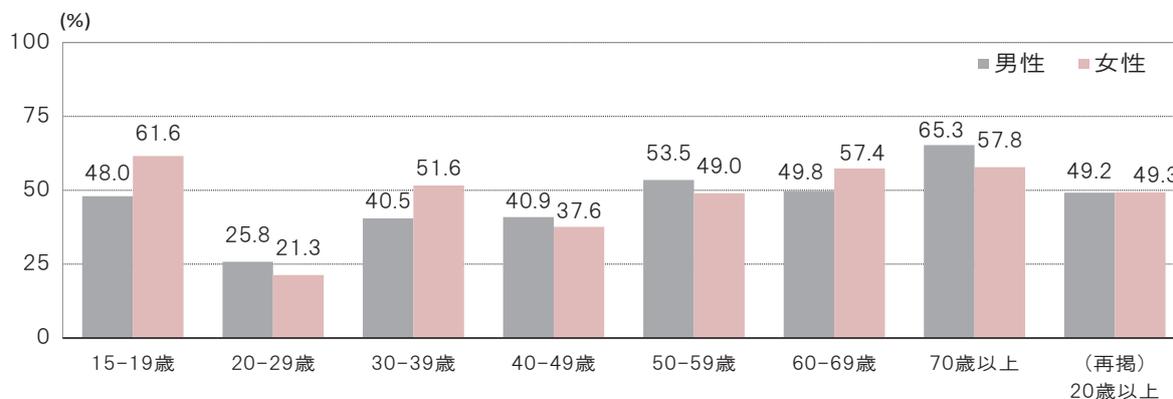
【図14】「野菜を多く食べる」を心がけている人の割合(再掲)



(3) 食事のバランス

- 「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をしている人」の割合は、男女ともに20歳代で、他の年代に比べて低くなっています。(図15)

【図15】主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上ほぼ毎日の人の割合(15歳以上)(再掲)

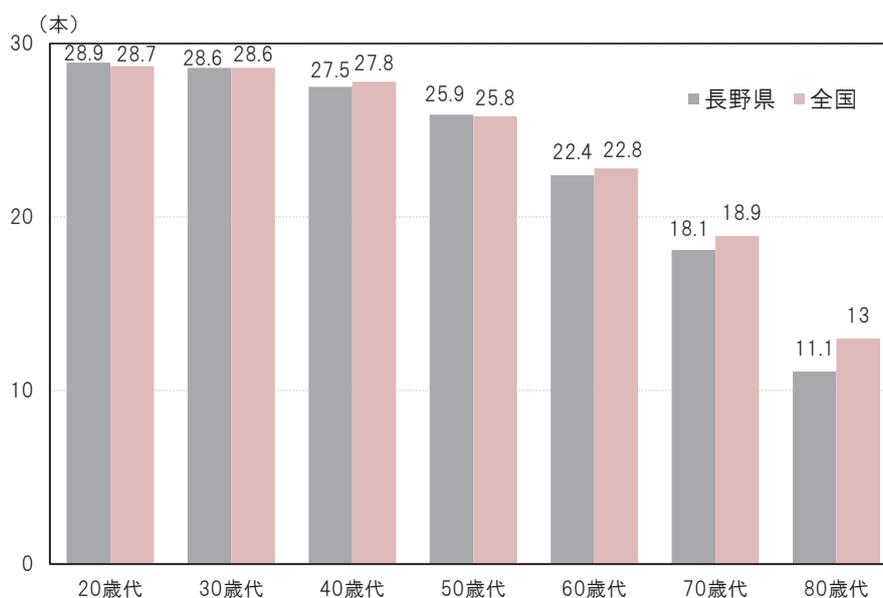


長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

(4) 噛むことについて

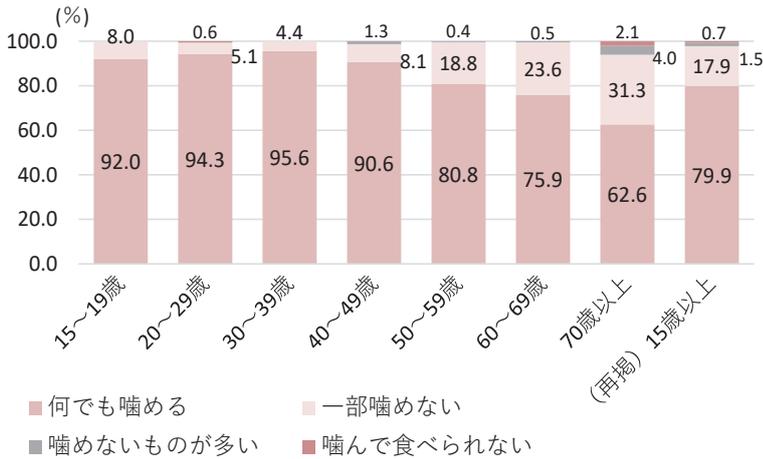
- 成人1人当たりの歯の平均本数は、70歳以降は、全国に比べて少なくなっています。(図16)
- 「何でも噛んで食べられる」人は、全体で79.9%ですが、60歳以降は「一部噛めないものがある」「噛めないものが多い」「噛んで食べられない」という人が多くなっています。(図17)
- 「日頃よく噛むことを意識している人」の割合は、平成25年度(2013年度)から横ばいで推移しています。(図18)

【図16】1人当たりの歯の平均本数



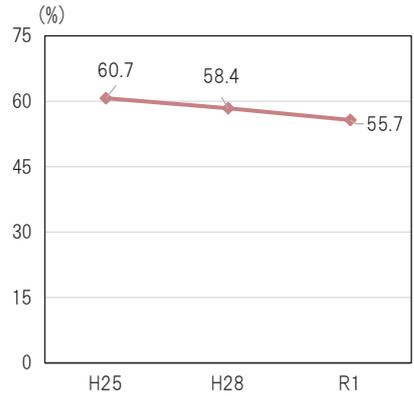
長野県「平成28年度県民歯科保健実態調査」

【図17】咀嚼状態別の割合



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

【図18】日ごろよく噛むことを意識している人の割合の推移

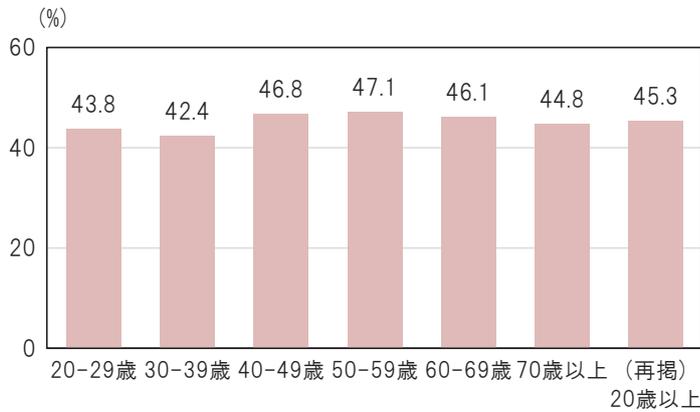


長野県「県民健康・栄養調査」

(5) 栄養成分表示の活用状況

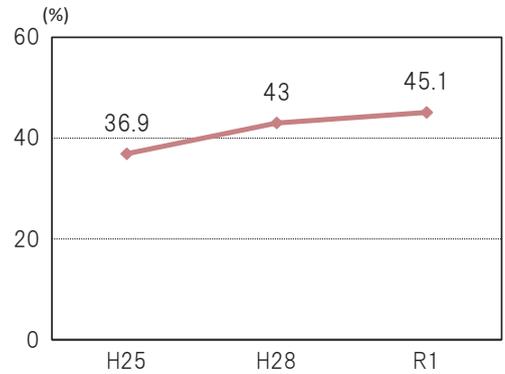
- 食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合は、45.3%となっています。経年変化を見ると横ばいの状況です。(図19、図20)

【図19】食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

【図20】食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合の推移 (20歳以上年齢調整値)



長野県「県民健康・栄養調査」

取組と指標・目標

共働き世帯や高齢世帯の増加、様々な社会情勢の変化とともにライフスタイルも多様化しています。特に、働き盛り世代については肥満や高血圧症等の生活習慣病が高い割合で見られ、その背景には外食や中食を利用する機会が増加している現状や、野菜摂取量の不足や食塩摂取量の過剰など、生活習慣病の原因となる食生活の課題が見られます。

また、高齢期には、咀嚼力の低下や、消化・吸収率の低下、運動量の減少等により食事量が減少しがちであり、エネルギーやたんぱく質が欠乏して低栄養状態に陥りやすくなるため、フレイル^{※1}対策が重要です。また、高齢者の多くが何らかの疾患を有していることから、年齢だけでなく個人の状態に応じた必要な栄養が十分摂れるよう「主食・主菜・副菜」を意識した食事を心がけること、口腔状態や嚥下機能に合った食事をするなどが大切です。よく噛むことは、むし歯の予防や消化吸収を助けるなど生活習慣病の予防に重要であり、噛めない食品が増えることは、オーラルフレイル^{※2}の兆候として挙げられることから、低栄養を予防するためにもよく噛むことの大切さについて普及啓発する必要があります。

現在、本県の平均寿命は全国トップクラスを維持していますが、さらなる健康長寿を目指すためには、働き盛り世代からの生活習慣病予防と高齢期のフレイル・低栄養予防の必要性を見極めた適切な取組が求められています。

そこで、県民一人ひとりが、年齢や自分の体の状況にあった望ましい食習慣を身につけられるよう、県、市町村、関係機関・団体等の幅広い連携と協力により、ライフステージに特有の健康づくりの取組を引き続き進めるとともに、人の生涯を経時的にとらえた健康づくり（ライフコースアプローチ）を推進します。

目指す姿

- 肥満（BMI25以上）とやせ（BMI18.5未満）の人が減少し、適正体重を維持する人が増加します。
- 低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者（概ね65歳以上）が減少します。
- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる人・予備群の割合が減少します。
- 成人の糖尿病が強く疑われる人・予備群の割合が減少します。
- 成人の高血圧者・正常高値血圧の人の割合が減少します。
- 何でも噛んで食べられる人が増加します。

県民の取組として望まれること

- 年齢や自分の身体の状態に合った適正な量や内容の食事を知り、主食・主菜・副菜が揃ったバランスのとれた食事を心がけます。
- 野菜を積極的に摂取し、果物を食べていない人については、適量を摂取するようにします。

※1 フレイル（虚弱）

加齢とともに、心身の活動（筋力や認知機能、社会とのつながりなど）が低下し、生活機能障がいや要介護状態の危険性が高くなった状態。一方で、適切な介入・支援により生活機能の維持・向上が可能とされる状態。

※2 オーラルフレイル

フレイルの1つで、咀嚼や嚥下等の口腔機能低下の前段階を表す「口のトラブル」（むせ、噛めない食品の増加など）

- 高齢者(概ね65歳以上)については、低栄養の予防を意識し適量の主菜(卵類・肉類・魚介類・大豆・大豆製品)を摂ることを心がけます。
- 食品を購入する際には栄養成分表示を活用し、外食や中食を利用する際には、健康に配慮したメニューを選択します。
- 薄味を心がける、調味料の量に気を付けるなどにより、減塩を実践します。
- 歯や口腔の健康づくりに関する正しい知識を習得します。

関係機関・団体の取組として望まれること

(1) 市町村

- 特定健診・保健指導等の実施により、県民の食生活の改善を図ります。
- 生活習慣病予防のための健康教室や健康相談などを実施します。
- 高齢者のフレイル・低栄養対策について、関係職能団体や食育ボランティア等の関係者と連携しながら正しい知識の周知・啓発、健康的な食事が入手しやすいよう高齢者向けの配食に関する情報提供を行います。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、働き盛り世代のメタボ予防から高齢者のフレイル予防まで、効果的かつ継続的に健康づくりを進めます。
- 介護予防のための介護予防教室を開催します。
- 介護予防事業等で、低栄養リスク者の把握や食事支援の介入ができる体制等を関係機関等とも連携しながら整備します。
- 「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を踏まえた健康支援型配食サービス等の実施により高齢者に向けた健康的な食事の普及を図ります。
- 地域の通いの場を活用し、関係機関等との連携によりプレフレイル状態の早期把握等を行うことで、地域高齢者の低栄養予防、フレイル予防を進めます。
- 歯科口腔保健に関する普及啓発や健康教育を実施します。
- 地域における健康づくりのイベント等において食育の普及啓発を進めます。

(2) 関係機関・団体

- 食に関する情報の提供や相談を行うため、地域で栄養相談会等を実施します。
- 県民が身体の状態を正しく理解し、生活習慣病予防や介護予防等ができるよう支援します。
- 県民が気軽に血圧や体重を計測できるような機会を増やすとともに、健診の機会を活用して県民に血圧コントロールのための食事の重要性を伝えます。
- 歯科口腔保健に関する普及啓発や健康教育を充実します。
- 事業所の給食施設等において、利用者に対し、健康に配慮したメニューを提供するとともに、減塩につながる具体的な調理方法、野菜の適切な摂取量、手軽な野菜料理レシピなど健康づくりや食育に関する情報を発信します。
- 地域包括支援センター等において通所及び居宅介護などの対象者に栄養スクリーニングやアセスメント等の実施により低栄養予防の取組を進めます。

- 高齢者のフレイル対策について、栄養管理の観点から周知・啓発を図るとともに、オーラルフレイル対策に取り組みます。

(3) 飲食店・食品関連事業者

- 「野菜たっぷり」や「減塩」、「適量の選択（小盛りの選択等）」など健康に配慮したメニューを提供するとともに、商品やメニュー等食に関する情報提供を行います。
- 加工食品に含まれる食塩の量をできるだけ減らすよう取り組みます。

長野県の取組

《県民運動の展開》

- 市町村や関係機関・団体等と連携し、「信州ACE（エース）プロジェクト※」に取り組みます。
 - ・地域の健康課題を「見える化」し、効果的な一次予防の実践につなげます。
 - ・県民自らが健康づくりを実践して行くために、市町村、企業、団体等と県民の健康課題を共有し、それぞれが連携し取り組む体制づくりを進めます。
 - ・働き盛り世代、若者、高齢者、企業など対象者（ターゲット）に沿った取組を実践します。

《食環境整備の取組》

- 県民が栄養成分表示等を活用できるよう、普及啓発を進めます。
- 県民が健康に配慮した食事を選択できる環境を整えるため、「野菜たっぷり」や「減塩」、「主食の適量の選択（小盛りの対応等）」等の健康に配慮したメニューの提供をする飲食店等を登録し、県民に情報提供します。
- 飲食店・スーパー・コンビニエンスストア等に対して、健康に配慮したメニュー（弁当）の提供ができるよう相談・支援を行います。
- 食品関連業者等が、減塩食品や健康に配慮したメニューの開発など健康寿命の延伸に資する取組を行えるよう支援します。
- 事業所給食において、健康に配慮したメニューが提供できるよう支援します。また、従業員の健康管理に取り組む「健康経営」の視点から、給食部門と健康管理部門との連携強化を支援します。
- 食に関する情報の提供・共有を行うため、市町村管理栄養士や給食施設等の従事者及び企業や関係機関・団体等を対象に会議や研修会を開催します。
- 特定給食施設等において適切な栄養管理を行えるよう研修会や巡回指導を実施します。

《フレイル・オーラルフレイル予防の取組》

- 関係機関と連携して、高齢者の低栄養について周知・啓発し、フレイルの予防に努めます。
- 市町村、関係団体・機関の関係者を対象にフレイル予防に関する検討会等を開催し、専門職の理解を深めるとともに、横連携を強化しフレイル予防の取組支援を行います。
- 保健事業に係る関係者への研修により、高齢期の低栄養予防の取組を推進します。
- 配食事業者及び市町村と連携を図り、高齢者等に対して健康に配慮した食事の提供ができるよう情報提供や意見交換、研修等を開催します。

※ 信州ACE（エース）プロジェクト

しあわせな暮らしの基礎となる県民一人ひとりの健康を更に増進するため、長野県の健康課題である脳卒中などの予防を目的に生活習慣の改善に取り組む「県民運動」。Aは「Action（体を動かす）」、Cは「Check（健診を受ける）」、Eは「Eat（健康に食べる）」を表す。

- 歯科口腔保健について、関係機関と連携し、正しい知識の普及啓発等に努めます。
- 経口摂取を維持し低栄養状態に陥ることがないように、オーラルフレイルについて、フレイル対策と連動し、多職種を参集した研修の実施等による普及啓発を図ります。

外食や中食でもお店の魅力アップ

外食や中食において「健康な食事」を選択できるように、長野県では飲食店や食品関連事業者と連携し、「野菜たっぷり・塩分控えめ」の健康応援メニューの提供を推進しています。

《信州食育発信3つの星レストラン》

以下の3つの項目すべてに取り組んでいる飲食店を登録

☆ 健康に配慮したメニューの提供（1種類以上）

- ・主食、主菜、副菜が揃っている。 ・エネルギー500kcal～700kcal程度
- ・野菜を140g以上使用 ・栄養成分を表示
- ・食塩相当量4g未満（できるだけ3gに近づける）

☆ 長野県産食材の利用や長野県の食文化継承の取組を実施

☆ 「食べ残しを減らそう協力店」としての取組を実施

例）小盛りや HALFメニューの導入など



《健康づくり応援弁当（信州ACE弁当）》

以下の2つの基準を満たした弁当を登録

○ 健康に配慮した内容

- ・主食、主菜、副菜が揃っている。 ・エネルギー500kcal～700kcal程度
- ・野菜を140g以上使用 ・栄養成分を表示
- ・食塩相当量3g未満

○ 長野県産食材の利用



指標・目標の一覧

目指す姿

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
肥満者 (BMI25 以上) の割合 20～69 歳男性 40～69 歳女性	<2019> 36.2% 15.5%	減少	次期健康増進計画 策定までの暫定と する	県民健康・ 栄養調査
やせ (BMI18.5 未満) の割合 20～39 歳女性	<2019> 16.8%	減少	次期健康増進計画 策定までの暫定と する	県民健康・ 栄養調査
低栄養傾向(BMI20 以下)の高齢 者の割合 65 歳以上男性 65 歳以上女性	<2019> 9.5% 26.4%	減少	次期健康増進計画 策定までの暫定と する	県民健康・ 栄養調査
メタボリックシンドロームが強 く疑われる者・予備群の者の割 合 (40～74 歳) 男性 女性	<2019> 40.3% 9.9%	減少	次期健康増進計画 策定までの暫定と する	県民健康・ 栄養調査
糖尿病が強く疑われる者・予備 群の者の割合 (40～74 歳) 男性 女性	<2019> 20.5% 21.9%	減少	次期健康増進計画 策定までの暫定と する	県民健康・ 栄養調査
高血圧者・正常高値血圧の者の 割合 (40～74 歳) 男性 女性	<2019> 70.4% 49.4%	減少	次期健康増進計画 策定までの暫定と する	県民健康・ 栄養調査
何でも噛んで食べることができ る人の割合	<2019> 79.9%	増加	現状より増加	県民歯科保 健全態調査

県民の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
主食・主菜・副菜を組み合わせた 食事が1日2回以上の日がほぼ 毎日の人の割合 (20 歳以上)	<2019> 49.3%	80%	県食育推進計画 (第 3次) の目標値を継 続	県民健康・ 栄養調査
成人1人1日当たりの野菜摂取 量	<2019> 297 g	350 g	国第4次食育推進 基本計画の目標値	県民健康・ 栄養調査
果物摂取量が100g 未満の人の 割合 男性 女性	<2019> 64.1% 55.0%	30%未満	国第4次食育推進 基本計画の目標値	県民健康・ 栄養調査
食品購入時等に栄養成分表示を 活用している人の割合 (15 歳以 上)	<2019> 44.2%	60%	県食育推進計画 (第 3次) の目標値を継 続	県民健康・ 栄養調査
成人1人1日当たりの食塩摂取 量	<2019> 10.5 g	8 g 以下	国第4次食育推進 基本計画の目標値	県民健康・ 栄養調査

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
日頃よく噛むことを意識している人の割合	〈2019〉 56.1%	増加	現状より増加	県民歯科保健実態調査

関係機関・団体の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
特定保健指導実施率	〈2019〉 30.9%	増加	次期健康増進計画 策定までの暫定と する	厚生労働省 調査（特定 健診・特定 保健指導の 実施状況）
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合	〈2021〉 70.5%	80%	県食育推進計画（第3次）の目標値を継続	特定給食施設栄養管理報告書
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店の増加	〈2021〉 716 店舗	1,000 店舗	県食育推進計画（第3次）及び信州保健医療総合計画（第2次）の目標値を継続	県・長野市 調査

県の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食に関する出前講座の回数	〈2021〉 26 回	増加	現状より増加	健康増進課 調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2021〉 10 保健福祉事務所 (46 回) (727 人)	現状維持	各保健福祉事務所にて開催	健康増進課 調査
特定給食施設等への研修会の開催	〈2021〉 10 保健福祉事務所 (27 回) (1,440 人)	現状維持	各保健福祉事務所にて開催	健康増進課 調査
特定給食施設等への巡回指導回数	263 件			
特定健康診査・特定保健指導に関する研修会の開催	〈2021〉 10 保健福祉事務所 (14 回)	現状維持	各保健福祉事務所にて開催	健康増進課 調査
地域における歯科口腔保健活動を実践する者の養成	200 人予定	1200 人	現状を毎年継続	健康増進課 調査

※現状値は、本計画策定時の最新値を掲載しました。新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や縮小があったため、掲載の値は通常時の状況を反映していない可能性があります。計画評価時の解釈には注意が必要です。

※国民の健康づくり運動「健康日本21」を参考に目標値を設定する指標について、本計画策定時には次期健康日本21の目標値が定まっていなかったことから、数値ではない目標を設定しました。指標が公表され次第、本計画に反映させる予定です。

第3節 食の循環と地域の食を意識した食育

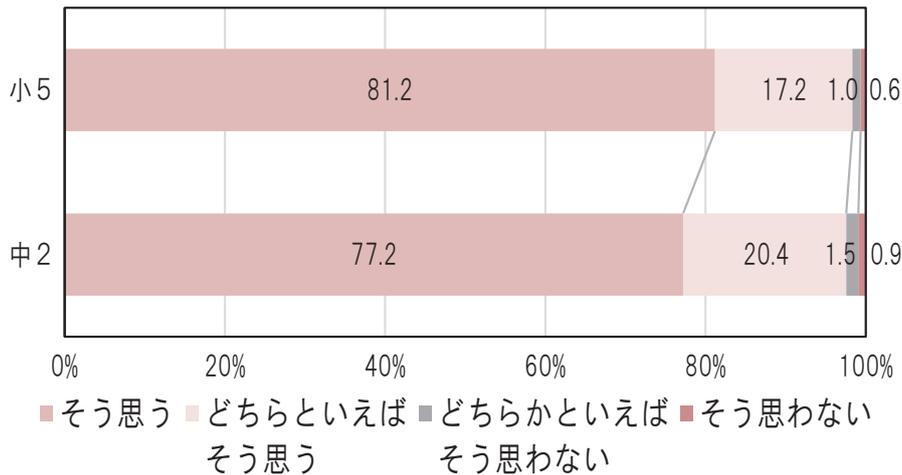


現状と課題

1 食への感謝の心

- 食べ物を残すことを「もったいないことだと思う」児童・生徒の割合は、小学校5年生では81.2%、中学校2年生では77.2%となっており、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合と合わせると97%を超えています。（図1）

【図1】食べ物を残すことをもったいないと思いますか（再掲）



長野県教育委員会「令和4年度児童生徒の食に関する実態調査」

2 県産農畜産物への関心と地産地消の推進

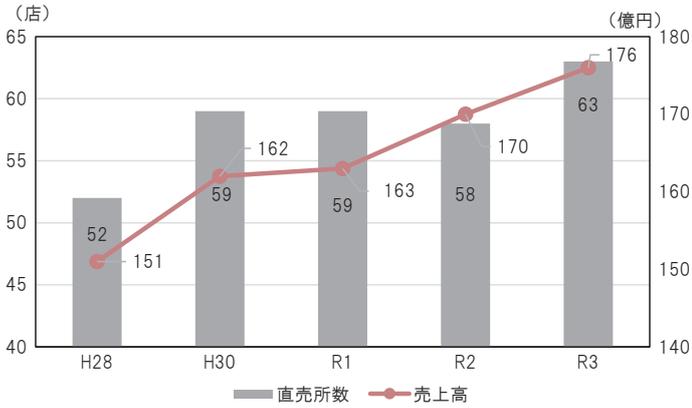
- 農産物直売所の開設数は、開設者や生産者の高齢化により、減少傾向にありますが、売上高1億円以上の農産物直売所数・売上高は、増加傾向です。（表1、図2）
- 学校給食における県産食材の利用率は、学校関係者と流通関係者との連携、協力により増加傾向にあり（図3）、有機農産物の使用割合（一品以上）は令和3年度（2021年度）28%となっています。（図4） 有機農産物を活用していない理由としては、地域に有機農産物の生産者がいない・納入事業者が有機農産物を取扱っていないが多くなっています。（図5）
- 長野県の食料自給率は、生産額・カロリーベースともに、全国の食料自給率を上回っています。（図6）

【表1】農産物直売所数

	平成 29.年	30 年	令和元年	2 年	3 年
農産物直売所数（店）	572	555	526	512	502

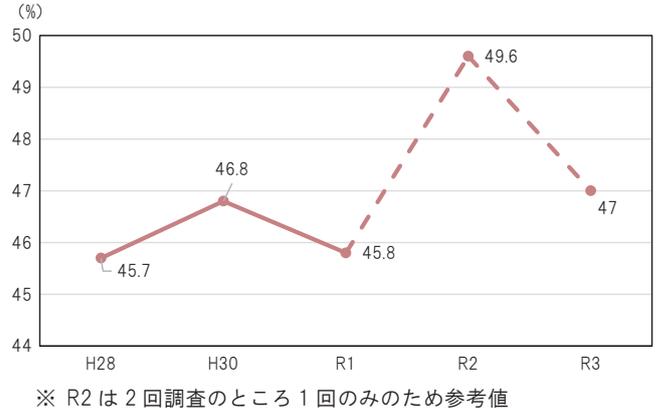
長野県農政部「直売所調査」

【図2】売上額1億円を超える農産物直売所数、売上高



長野県農政部「直売所調査」

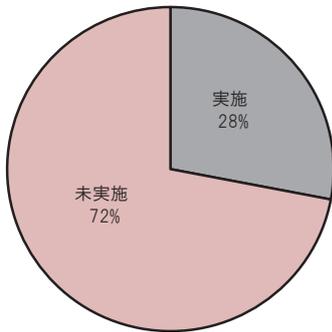
【図3】学校給食における県産食材利用割合（品目ベース）



※ R2 は 2 回調査のところ 1 回のみのため参考値

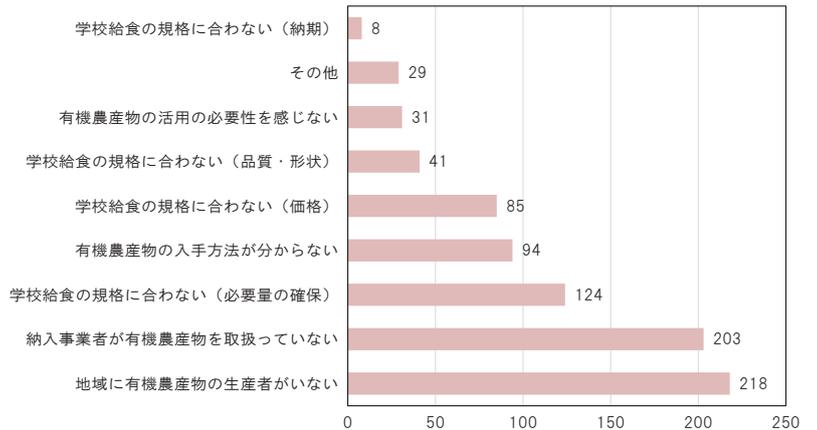
長野県農政部「県産農産物利用状況調査」

【図4】有機農産物を使用した給食を実施した学校の割合（一品以上）



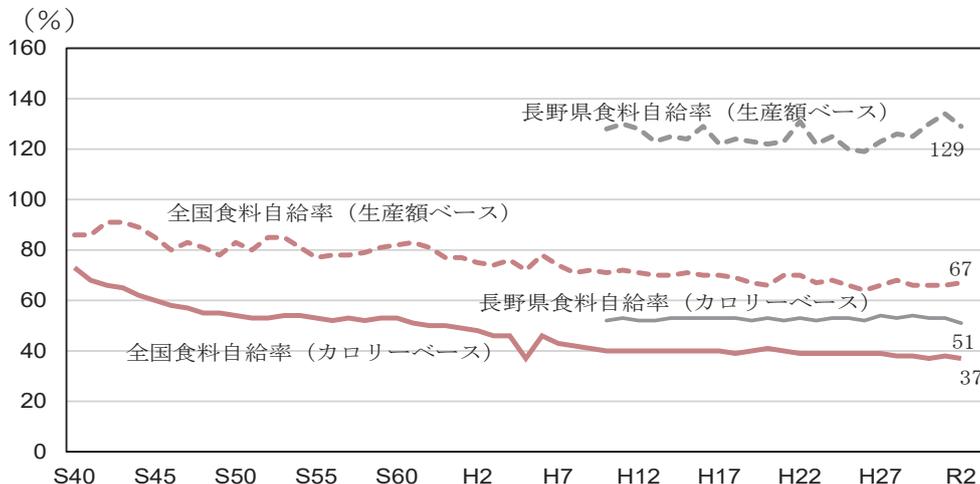
令和3年度 長野県農政部

【図5】有機農産物を活用していない理由（複数回答）



令和3年度 長野県農政部

【図6】食料自給率の推移

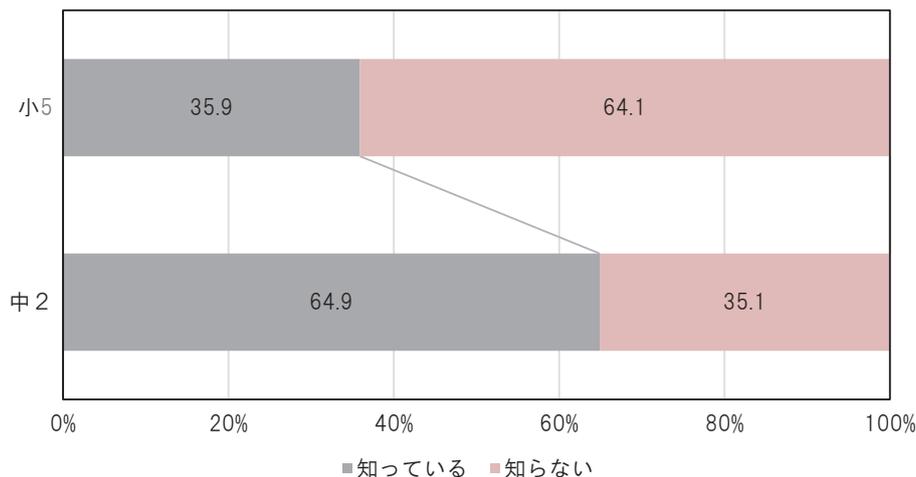


農林水産省「食糧需給表」

3 食文化の継承

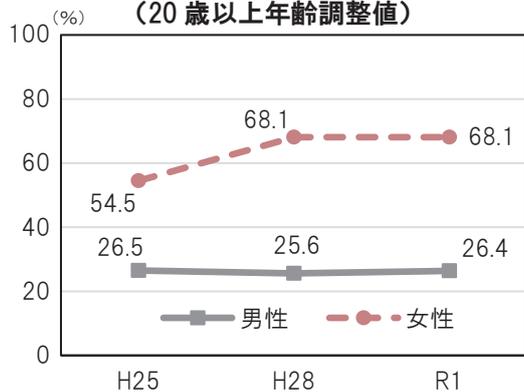
- 小学校5年生の 35.9%、中学校2年生の 64.9%は、長野県や地域の郷土食を「知っている」と答えています。(図7)
- 「作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある」人の割合については、平成25年度(2013年度)からの推移をみると横ばいであり、年代別にみると女性は30歳未満で低く、男性はすべての年代において低くなっています。(図8、図9)

【図7】長野県や自分の住んでいる地域で、昔から食べられている料理(郷土食)を知っていますか(再掲)



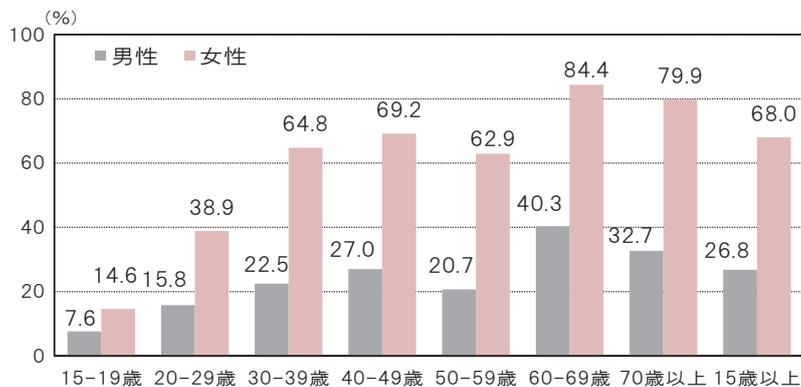
令和4年度長野県教育委員会「児童生徒の食に関する実態調査」

【図8】作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある人の割合の推移(20歳以上年齢調整値)



長野県「県民健康・栄養調査」

【図9】作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある人の割合

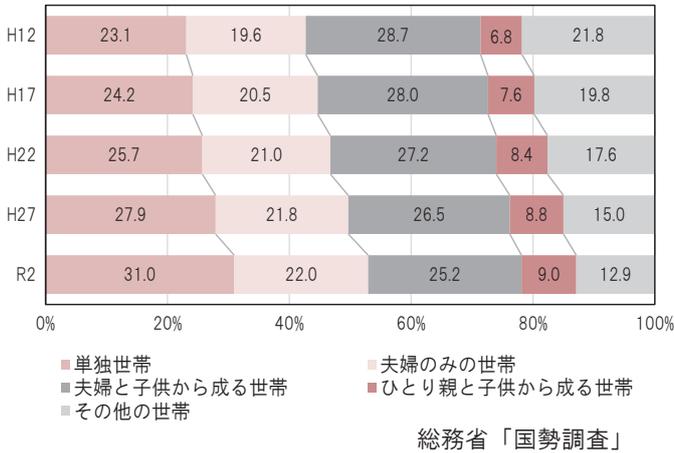


長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

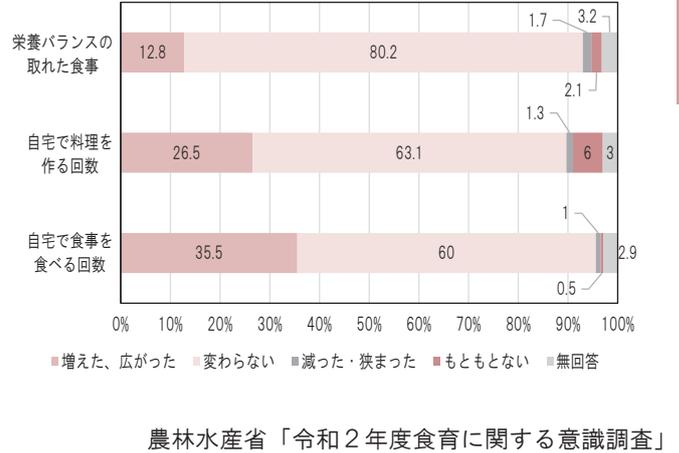
4 地域共生の推進

- 世帯構造の変化（単独世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親世帯の増加化）による孤独・孤食が増加しています。（図 10）
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭内消費が増大しています。（図 11）

【図 10】一般世帯数における家族累計の推移（再掲）



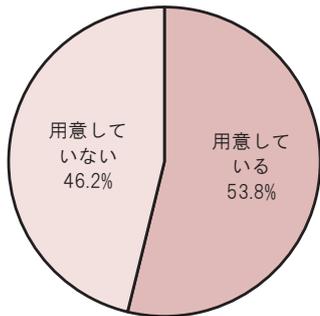
【図 11】新型コロナウイルス感染症の拡大による食生活の変化



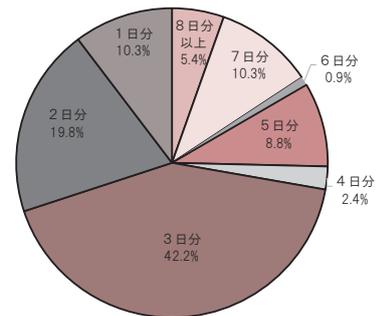
5 災害時の対応

- 全国で、災害時に備えて非常食を用意している世帯は 53.8%となっています。（図 12）
- 災害時に3日分以上の非常食を備えている割合は 69.9%、1週間分以上は 15.7%です。（図 13）
- 長野県における非常用備蓄のある特定給食施設の割合は 80.8%です。（図 14）

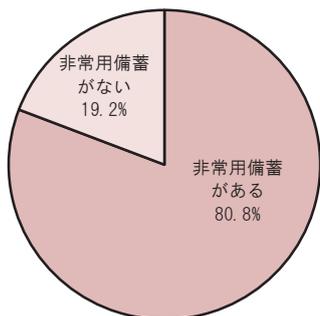
【図 12】災害時に備えて非常用食料を用意している世帯の割合（20歳以上、全国）



【図 13】用意している非常食の量（20歳以上、全国）



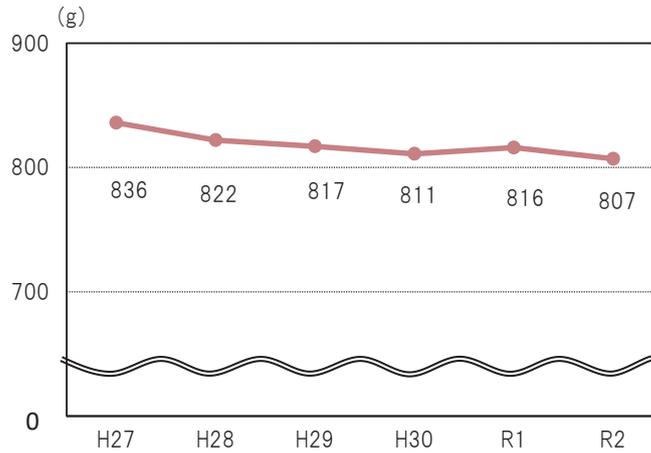
【図 14】非常用備蓄のある特定給食施設の割合



6 環境と調和のとれた持続可能な消費行動への配慮

- 「1人1日当たりの一般廃棄物排出量」については、減少傾向にあります。(図15)
- 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の令和3年度(2021年度)の登録店舗数については、886店舗で堅調に推移しています。(表2)

【図15】1人1日当たりの一般廃棄物排出量の推移



環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

【表2】「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数(店舗)	788	868	913	886

長野県環境部

取組と指標・目標

本県は、地域ごとに様々な農畜産物が生産されており、郷土食などの食文化が継承されてきましたが、食の外部化やライフスタイルの変化等により、県民が農作業など食料生産の場面に直接触れる機会が減り、日常の食生活を通じて農林水産業等を意識する機会が減少しているほか、地域の食文化を継承する人材や機会が減少しており、地域の食を意識することが難しくなっています。

地域において食が生産者をはじめとした多くの関係者の様々な活動に支えられていること、動植物の命をいただいて成り立つ営みであることを理解し、食に対する感謝の念を深めることを意識して、引続き生産者との交流、農業体験活動や、学校給食等への県産農畜産物の活用、食育ボランティアや関係団体等による郷土食・伝統食講座開催などの取組を推進します。

また、近年の気候変動の影響が顕著になる中、食を持続可能なものとするためには、地産地消など地域の食を意識する中で、食料の生産から消費、廃棄に至るまでの食の循環を意識した長野県版エシカル消費※の実践も重要です。

加えて、頻発している大規模災害に備え、防災知識の普及啓発も重要です。大規模災害発生時には、食料供給の停滞が想定されることから、家庭にあった備えができるよう情報発信を行うとともに、避難所における食を含めた支援体制の整備など、地域関係者と共働した体制づくりも必要です。

さらに、地域に目を向けると、高齢者の一人暮らし、ひとり親世帯、貧困の状況にある子どもの増加及び家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい人が増えています。家族との共食は難しいが、共食により食を通じたコミュニケーションを図りたい人にとって、地域等で様々な人と共食する機会を持つことは重要です。

「食」は私たちの命の源であり、その「食」に対する感謝の念や理解を深めるためには県民一人ひとりが食の循環と地域の食を意識した食育の実践が重要であることを踏まえ、おいしく食べることを支える地域や環境を持続可能なものにしていく取組を推進します。

県民の目指す姿

- 地域の農畜産物や食文化に関心を持ち、県産農畜産物の利用などによる郷土への理解を深めます。
- 食に関する感謝の気持ちを持ちます。
- 地域で共食したいと思う人が、様々な人と共食する機会を持ちます。
- 社会課題や環境問題を自分事として捉え、エシカル消費の趣旨や意義について理解を深めます。
- 日ごろから災害の発生を意識し、自分の食事は自分で整えられることを基本に知識と技術を学びます。

※ 長野県版エシカル消費

持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域などに配慮した消費行動を指す「エシカル消費」に、健康長寿県である本県独自に「健康」もその内容として加えたもの（例：地元の商品を買う・エコな商品を選ぶ・公共交通機関を利用し、少し歩いてお買い物等）。

県民の取組として望まれること

- 県内で生産される農畜産物を積極的に購入するよう努めます。
- 地域で行われる食に関する行事に積極的に参加し、食べ物の収穫や、地域の食材を使用した料理や郷土食・伝統食を作り、地域の方と一緒に食べるなどの体験をする機会を持ちます。
- 食生活は、自然の恩恵や食べ物の命の上に成り立つこと、生産者を始めとした多くの人々の苦労や努力によって支えられていることを理解します。
- 買い過ぎ、作り過ぎ、頼み過ぎをなくすなど、限りある資源を大切にするため、資源の循環に配慮し、食品ロスの削減に努めます。
- 一人ひとりが自分にできるエシカル消費を実践することに努めます。
- 災害時に対応できるように、ローリングストック法[※]等を活用し、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料品等を備蓄します。

関係機関・団体の取組として望まれること

(1) 市町村

- 関係機関・団体との連携により、子ども達に農産物の生産から収穫、加工、調理、販売までの一連の作業を体験してもらう農業体験の場の拡大を推進します。
- 男性向け料理教室、伝統食料理教室、おやこの料理教室等を開催し、地域に伝わる地域の食文化を伝えるとともに、共食の場を提供していきます。
- 高齢者の通いの場等を活用して、関係機関等と連携し高齢者の孤食に対応するための取組を進めます。
- 関係機関等と連携して、日ごろから地域の災害の特性やこれまでの被災経験を次世代へ継承するため、若い世代や子どもに対する食の面からの防災教育を推進します。
- 食品ロス削減に向け、食に関する情報提供を行います。

(2) 関係機関・団体

- 食への関心を高め、農業・農村の役割、地域の食文化、命と健康の尊さなど食に対する感謝の心を深めるために、農業体験等を通じて行う食農教育の充実に取り組みます。
- 食生活改善推進員や農業関係団体、調理師会等において、郷土食や伝統食、県産農畜産物を活用した料理体験教室等の開催を通じて、食文化の伝承に取り組みます。
- 自然豊かな環境で生産された、安全で良質な県産農畜産物の積極的な販売・活用や、有機農業で生産された農産物などマーケットニーズに対応した地場産物の生産に取り組みます。
- 小売業者においては、少量パックでの販売等の食品ロスをなるべく出さない方法での食品の提供に努めます。また、外食産業においては、宴会やパーティー等で消費者にあった量を提供する等、食べ残しが出ない取組に努めます。
- 旅館・ホテル・飲食店等において、県産農畜産物を用いたメニューの考案・活用に努めます。

[※] ローリングストック法

普段の食料品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法

- 共食により食を通じたコミュニケーション等を図りたい人が、地域で様々な世代と共食し、楽しさを実感できる場を提供していきます。
- 災害発生時には、県や市町村等と連携し、避難所等で要配慮者等への食支援を行います。

(3) 給食施設

- 学校給食や保育所給食等の集団給食において郷土食や伝統食を提供し、地域の食や文化、歴史などの理解を深め、郷土への愛着が持てる取組を実践します。
- 有機農業で生産された農産物など環境にやさしい農業で生産された農産物をはじめとする県産農畜産物の活用と食育活動を行います。
- 学校給食、病院、福祉施設等において、県産農畜産物を用いたメニューを考案・活用し喫食者への普及啓発に取り組みます。
- 災害対応マニュアルの整備(非常食の備蓄、献立表の作成、食事提供に関する訓練の実施等)により、災害時においても帰宅困難者や個別的な対応に応じられるよう取り組みます。

長野県の取組

《地産地消・地消地産の推進等による食文化の継承》

- 学校給食、飲食事業者、宿泊施設、食品製造業者等で使われる食材を県外産から県内産へ「置き換える」食の地産地産[※]の取組を推進します。
- 農業者と給食事業者との調整を図るコーディネーターを配置し、学校給食等での有機農業で生産された農産物など環境にやさしい農業で生産された農産物の利用促進と食育活動の推進を図ります。
- 郷土食や行事食を取り入れた学校給食の献立作業等についての研修を実施します。
- 「おいしい信州ふード」の取組を通じて、地域に伝承されている食べ方等の食文化の継承活動を推進するとともに、県産農畜産物や郷土食・伝統食の魅力を情報発信します。
- 児童・生徒の年間を通じた農業体験や農作業の楽しさを学ぶ学習活動の推進など、食文化の継承のための活動を支援します。
- 農業関係団体等による、地域の特色ある農産物を活用した伝統的な食文化の継承などの取組を支援します。
- 県産農畜産物の活用や、郷土食・伝統食を作る等の食育活動が行えるよう農業者や食育ボランティア等との情報交換及び研修等の機会を設けます。

※食の“地産地産”

地域で生産されたモノを地域で消費する“地産地消”の考え方に加えて、地域で消費するモノやサービスを、できるだけ地域で生産しようという“消費”を起点とした考え方にに基づき、県内で消費する農畜産物について、県外産から県内産へ置き換えを推進する取組

第3節 食の循環と地域の食を意識した食育

《地域共生の推進》

- 長野県フードサポートセンター（ふーさぼ）において、フードバンク活動団体等と連携し、生活就労支援センター（まいさぼ）を通じ、生活にお困りの方に対する栄養状態の確保、食育の促進に関する支援を行います。
- 信州子どもカフェや子ども食堂において、食育ボランティアや栄養士等関係職種の参加を支援します。
- 高齢者の孤食に対応するため、市町村等における介護予防等高齢者対策と連携して多世代との交流を含めた地域ぐるみの様々な取組を支援します。

《災害時の対応》

- 被災しても健康に過ごせるよう、バランスよく食事をとるための知識と技術の普及と高齢者、アレルギーを有する方等に配慮した食品を備えておくことの必要性について、長野県栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT 長野）など関係機関と連携して普及啓発に取り組みます。
- 給食施設等へ災害対応マニュアルの整備等について様々な機会を通して普及啓発及び取組の促進を行います。
- 温かく栄養にも配慮した食事（副食）を避難者に提供するため、キッチンカー事業者との連携体制を構築します。

《環境と調和のとれた持続可能な消費行動への配慮》

- 農業、歴史、世界の動きと日常の食とを結びつけ、広い視野に立って食の大切さを考える学習を支援します。
- 家庭科や社会科をはじめとした各教科や特別活動の時間などで、食の循環や、食文化、地域の伝統食材や郷土食・伝統食に関して児童・生徒の理解が進むように取り組みます。
- 「消費者大学」や出前講座等において、関係部局と連携しながらエシカル消費の趣旨や意義について理解を含める普及啓発に取り組みます。
- 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を通じて、家庭や外食時等の食品ロス削減を推進します。
- 食品廃棄物を活用して、新たな価値として生み出した商品の普及を進めることで、食品ロスによる環境負荷軽減を進めます。

郷土の食の伝承

箱膳

昭和30年頃の農家の子ども達は、小学校に入学する年になると「一人前」のしるしとして、自分の箱膳をもらえました。その中にはお茶碗、汁椀、箸などが入っており、ふたを裏返して御膳にしていました。

箱膳の料理は、地元の旬のものを使い、ご飯と味噌汁、おかずは三品と漬物を組み合わせ、一汁三菜を基本とした和食の形をしています。また、食事の最後には、茶碗にお茶やお湯を入れ、漬物できれいにしてから片付けるなど、食器を洗う水を大切にするという環境への配慮もあります。

現在は食育活動で、食への感謝と作法を伝える方法の一つとして活用されています。



具だくさん味噌汁

デジタルアーカイブ

「うちの郷土料理～次世代に伝えたい大切な味～」

農林水産省では、地域固有の多様な食文化の保護・継承を目的として、都道府県別に郷土料理の解説やレシピなどを一元的にデータベース化し、農林水産省ホームページ内で情報発信が行われています。長野県のページには、約30品の郷土料理が掲載されました。

農林水産省ホームページ：

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/

食育ピクトグラム

農林水産省では、食育の取組を子供から大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラムを作成しました。多くの人に使用していただくことを目的としており、食育の取組についての情報発信する際に自由にお使いいただけます。



※利用規約等は以下からご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html#kiyaku>

指標・目標の一覧

目指す姿

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある人の割合(15歳以上)	<2019> 48.0%	増加	現状より増加	県民健康・栄養調査
食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合		増加	現状より増加	児童生徒の食に関する実態調査
	小5 81.6%			
	中2 77.2%			

県民の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
1人1日当たりの一般廃棄物排出量	<2020> 807g/人・日	<2025> 790g/人・日	長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標値	環境省：一般廃棄物処理事業実態調査
エシカル消費を理解している人の割合	12.8%	40.0%	第3次長野県消費生活基本計画の目標値	県政モニターアンケート調査

関係機関・団体の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店の増加(県産農産物利用の飲食店、弁当)(再掲)	<2021> 716 店舗	1,000 店舗	県食育推進計画(第3次)及び信州保健医療総合計画(第2次)の目標値を継続	県・長野市調査
売上高1億円を超える農産物直売所の数及び売上総額	63 施設 176 億円	73 施設 186 億円	長野県食と農業農村振興計画の目標値	農産物マーケティング室調査
学校給食における県産食材の利用割合(金額ベース)	69.5%	75%	長野県食と農業農村振興計画の目標値	教育委員会
栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	—	月12回以上	第4次食育推進計画	保健厚生課
有機農業で生産された農産物を使用した給食を実施した学校の割合(一品以上)	28%	40%	長野県食と農業農村振興計画の目標値	農産物マーケティング室調査
「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数	<2021> 886 店舗	1086 店舗	長野県食品ロス削減推進計画の指標	資源循環推進課調査

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
信州子どもカフェ設置数・設置市町村数	〈2021〉 159 箇所 46 市町村	270 箇所 77 市町村	長野県子ども・若者支援総合計画	次世代サポート課
住民主体の通いの場の箇所数	〈2020〉 2,474	4,000	第8期長野県高齢者プランの目標値	介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査
災害に備えて備蓄をしている給食施設数	80.8%	増加	現状より増加とする	特定給食施設栄養管理報告書

県の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
地産地消シンポジウムの開催	1 回／年	1 回／年	現状維持	農産物マーケティング室調査
学校給食研究協議会	〈2021〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査
消費者大学・出前講座等の年間受講者	〈2021〉 10,006 人	22,000 人	第3次長野県消費生活基本計画の目標値	くらし安全・消費生活課調査

※現状値は、本計画策定時の最新値を掲載しました。新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や縮小があったため、掲載の値は通常時の状況を反映していない可能性があります。計画評価時の解釈には注意が必要です。

第4節 信州の食を育む環境づくり



現状と課題

1 食育推進体制の構築

(1) 信州の食を育む県民会議の設置

- 平成18年(2006年)3月の県議会において、「長野県食と農業農村振興の県民条例」が制定され、その中で食育の推進が謳われました。
- 条例制定後、県議会議員が主導して、関係する機関・団体等も含めた「長野県食育推進会議」を設立(事務局:長野県農業協同組合中央会)し、衛生部(現健康福祉部)、農政部、教育委員会も加わり、平成23年度(2011年度)まで長野県における食育推進の主体となってきました。
- この間の平成20年(2008年)3月に、長野県では「長野県食育推進計画」を策定し、長野県食育推進会議と連携・協力して食育に取り組んできましたが、更なる食育の推進を図るため、平成24年(2012年)5月、長野県食育推進会議の趣旨と取組を引き継ぐ形で、「信州の食を育む県民会議」を新たに設置し、県民挙げての食育の推進に努めています。

(2) 信州の食を育む県民大会の開催

- 県民の食育への関心を高めるために、平成24年度(2012年度)から県と「信州の食を育む県民会議」の連携により、毎年県下各地で県民大会を開催してきました。(表1)

【表1】信州の食を育む県民大会の開催状況

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開催テーマ	信州の食でつながる、人づくり・地域づくり	「ACE×食育」県民大会	-	-	長野県食育推進計画(第4次)に基づく食育活動の推進に向けて
開催地	松本市	長野市	-	-	長野市

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症のため中止。

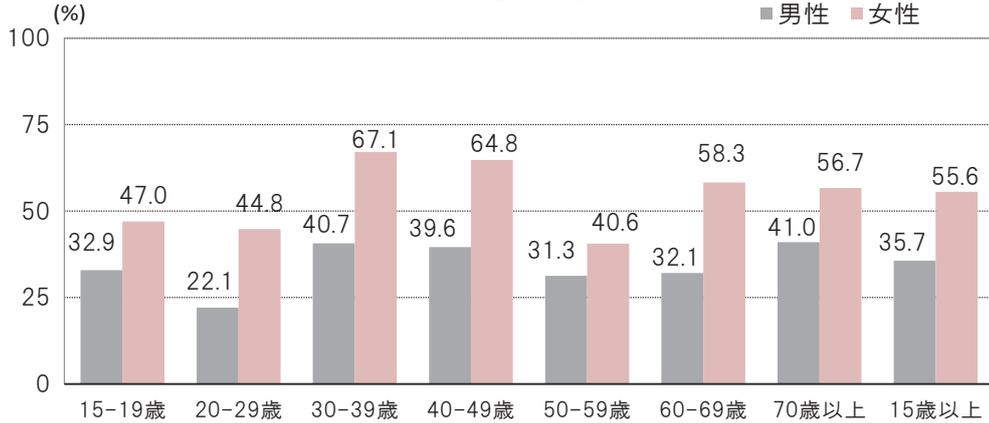
長野県健康福祉部

2 県民運動の展開

(1) 県民への普及啓発

- 15歳以上の県民のうち、男性では約4割、女性では約6割が食育に関心を持っていますが、若い世代ほど食育に関心が低い状況にあります。(図1)
- 地域の食育活動の活性化を図るため、県下10圏域において「地域食育フォーラム」を開催し、先進的な食育活動等の発表と関係機関・団体の情報交換を行いました。(表2)

【図1】 食育に関心がある人の割合



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

【表2】 地域食育フォーラムの開催状況

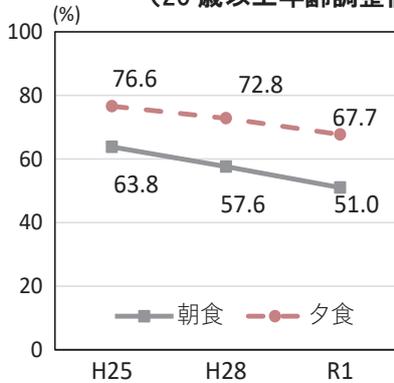
	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
回数(回)	10	10	8	5	9
参加者数(人)	1,312	1,558	864	305	474

令和元年度から令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大による保健所事業縮小のため
長野県健康福祉部

(2) 家庭における食育の推進（共食について）

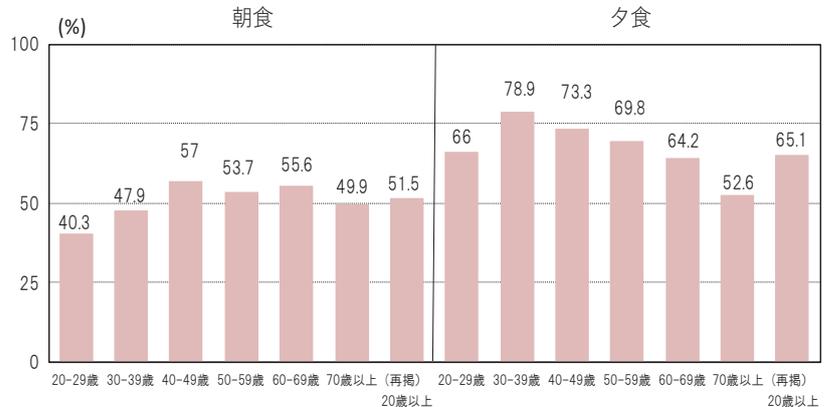
- 食に関する情報や知識、伝統や文化は、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきましたが、社会環境の変化や生活習慣の多様化等により、食に対する意識の希薄化が進み、家庭における食育が難しくなっています。
- 家庭において「家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする人」の割合は、朝食は約5割、夕食は約7割で、平成25年度（2013年度）から減少傾向にあります。また、朝食では20歳代が、夕食では70歳以上の割合が低くなっています。（図2、図3）

【図2】 家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする人の割合の推移（20歳以上年齢調整値）



長野県「県民健康・栄養調査」

【図3】 家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする人の割合（朝食・夕食）



長野県「令和元年度県民健康・栄養調査」

3 食育の連携協力体制

- 長野県では、「信州の食を育む県民会議」及び「地域食育連絡会議」において、また市町村では「食育推進会議」などにおいて、食に係る地域の課題について、関係者と情報交換し検討を進めるなど連携を図っています。
 - 飲食店や宿泊施設等と連携して平成22年度（2010年度）から「健康づくり」「地産地消・食文化の継承」「環境への配慮」の3つの取組を実践し、総合的に食育に取り組んでいる店舗等を「信州食育発信3つの星レストラン」として登録しています。さらに、平成26年度（2014年度）からはスーパーやコンビニ等で販売される弁当についても「健康づくり」「地産地消・食文化の継承」の基準を満たす場合に「健康づくり応援弁当」（信州ACE（エース）弁当）として登録しています。（表3）
- 県民が、普段の生活の中で、一人ひとりに適した食事を選択でき、地域でとれた農畜産物を食べられる飲食店や宿泊施設を拡大することにより、食育が実践できる環境を整備するとともに、県民の食育への関心を高める取組を進めています。
- 医療機関や福祉施設、事業所、保育所、学校等の給食施設においても、食に関する教室の開催や、献立表・食育だより等を活用して栄養成分や食文化に関する情報を提供するなどの取組を進めています。

【表3】健康に配慮したメニューの提供を行う飲食店及び販売店（単位：店舗）

	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
飲食店	116	132	163	158	164
スーパー・コンビニエンスストア	715	717	719	657	516

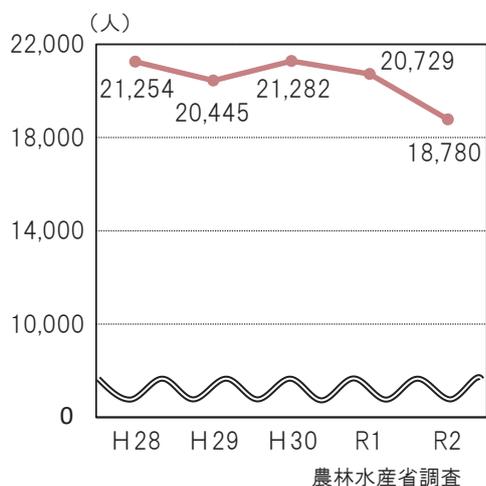
長野県健康福祉部

4 食育推進のための人材育成

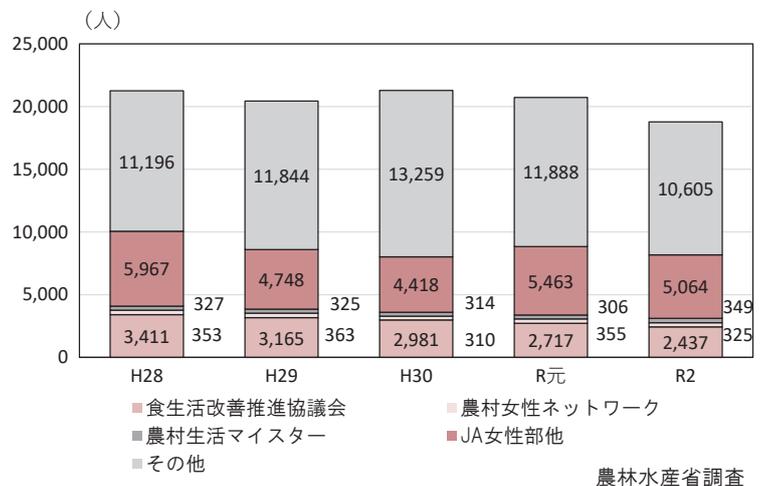
(1) 食育ボランティアの育成と活動の促進

- 食育ボランティアの数は、人口減少と各団体の高齢化による後継者不足に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少しています。（図4、図5）

【図4】食育ボランティア数の推移



【図5】食育ボランティアの内訳推移



(2) 食育の専門知識を有する人材の育成と活動

- 県では、食育関連事業に携わる管理栄養士等や、食に関する業務を行う給食施設関係者等を対象とした研修会を開催し、それぞれの専門的立場から食育に取り組む人材の育成に努めています。(表4)

【表4】管理栄養士等及び給食施設関係者の研修会開催状況(回数、参加人数等)

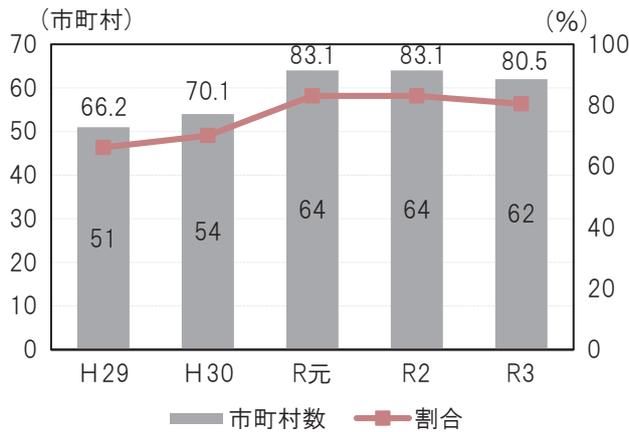
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
市町村管理栄養士等への研修会	回	72	71	62	56	46
	人	954	1,154	1,136	622	727
特定給食施設*従事者等への研修会	回	38	42	41	34	27
	人	2,316	2,305	2,388	630	1,440

*特定給食施設：健康増進法に基づく特定の者に対し継続的に1回100食、1日250食以上の食事を提供する給食施設
長野県健康福祉部

5 市町村食育推進計画の作成状況と連携

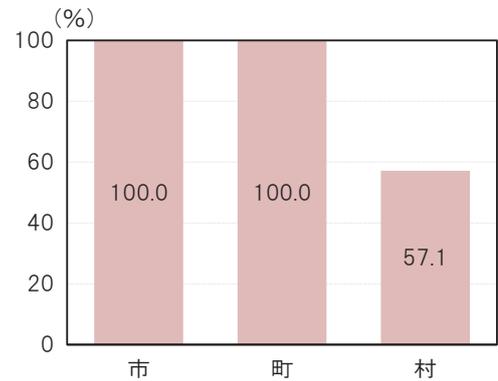
- 令和3年度(2021年度)に食育推進計画を策定している市町村数は62で、全市町村での策定に至っていません。特に人口規模が小さい村における策定割合が低くなっています。(図6、図7)

【図6】市町村計画の策定割合・市町村数の推移



農林水産省調査

【図7】市町村計画の市町村別策定割合



令和3年度 農林水産省調査

6 安全な食品の提供と食品表示

- 食品衛生法に基づき、長野県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品事業所への立入検査、流通食品等の検査、食品衛生講習会等を実施し、食品の安全性の確保と適正表示の確保を図っています。(表5)

【表5】立入検査件数と食品検査件数の実績(単位：%)

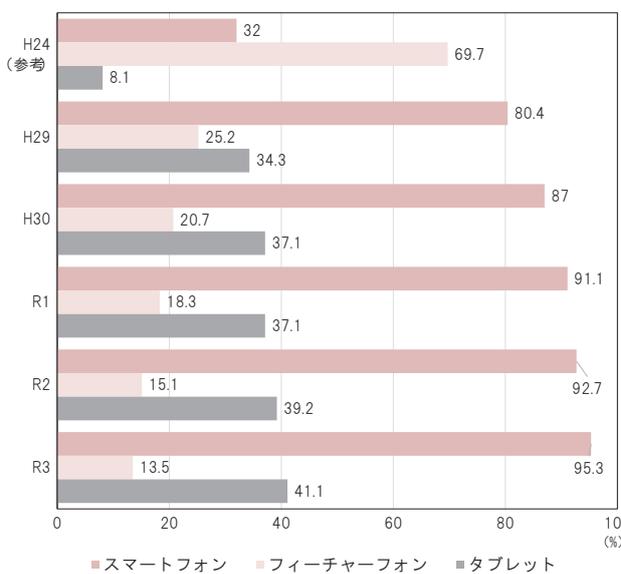
	平成29年	30年度	令和元年度	2年度	3年度
食品取扱い施設の立入検査 (計画に対する実績%)	109.9	106.5	116.2	70.0	80.7
流通食品の検査 (計画に対する実績%)	98.3	90.3	89.2	71.1	66.6

長野県健康福祉部

7 新しい生活様式・デジタル社会への対応

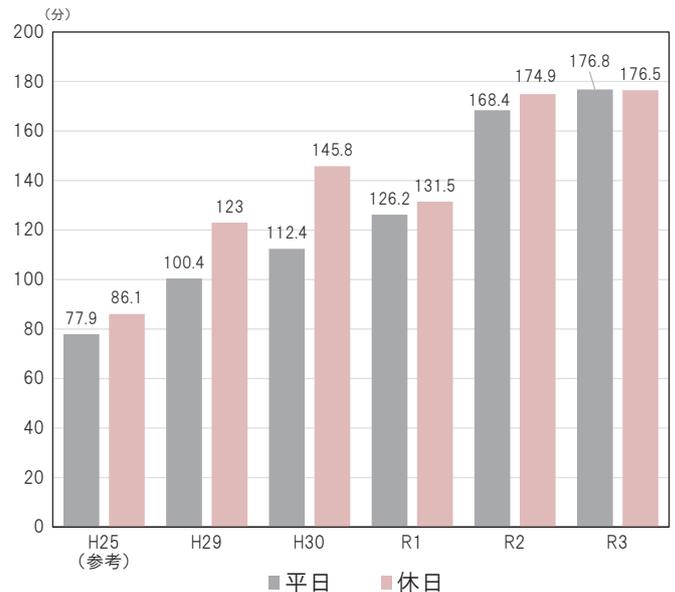
- スマートフォンの利用率は9割を超え、インターネットの利用時間も年々増加しています。(図8、9)
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭内消費が増大しています。(図10)
- 新型コロナウイルス感染症拡大による感染対策として黙食やマスク会食等多様な食事方法が生まれています。
- 新型コロナウイルス感染症の長期的な流行により対面での料理教室やイベント等での試食の機会が減少するなど直接伝達する機会が困難であった中でも、望ましい食生活や家庭での郷土料理の調理方法等について理解を深めるとともに、作る楽しみを味わえるよう、ICTを活用した情報発信など工夫した取組が行われています。

【図8】モバイル機器等の利用率



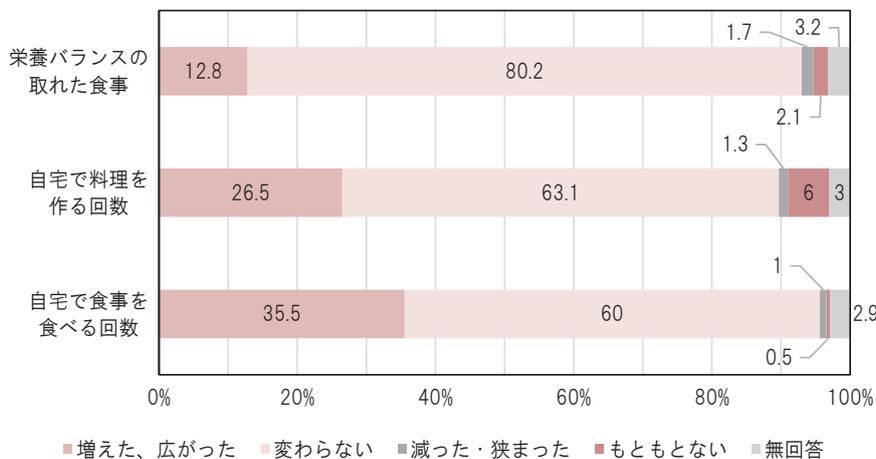
総務省「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

【図9】インターネットの平均利用時間



総務省「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

【図10】新型コロナウイルス感染症の拡大による食生活の変化(再掲)



農林水産省「令和2年度食育に関する意識調査」

※フィーチャーフォン

スマートフォン以外の携帯電話。

取組と指標・目標

県民が生涯にわたって健全な食生活を営み、ゆたかな人間性を育むためには、県民一人ひとりが今以上に食育に関心を持つとともに、様々な機会を通じて食育に関する取組を実践できる環境整備と食育を実践する体制づくりが必要です。

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点でもあり、家庭は食育を実践する大切な場であることから、家族との共食を可能な限り推進していきます。

本県においては、食育ボランティア活動が活発に行われてきたという特長があります。県民運動としての食育を推進するためには、地域において様々な食育体験の場を提供できる食育ボランティアが不可欠です。県民が食育ボランティアとして活動できるよう、参加のきっかけとなる仕組みづくりや働きかけを行うほか、養成・育成講座等を開催する必要があります。

あわせて、地域において関係機関や団体が協力して活動することを通じ、地域全体の食育に対する意識を高めるとともに、それぞれの機関・団体が行っている効果的な取組を県下に普及し、幅広くかつ一貫性のある食育活動への理解を深め、展開していくことが重要です。

さらに、私たちの食生活は、食品の安全という基盤の上に成り立っていることを理解するとともに、食品の安全性や情報に関する正しい知識を得ることが必要です。県民が食品の安全性について正しく理解し、適切に食品を選択する力を身に付けることができるよう、食品の安全性に係る情報や食品表示について機会をとらえて普及啓発の取組を推進します。

食育がより多くの県民による主体的な運動となるためには、ICT やデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用していくことが必要です。その一方で、SNS の普及等により、食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しいといった状況も存在します。

すべての人が、食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、県や市町村、食育ボランティア団体などの関係機関・団体等が連携を強化し、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民とともに食育を推進する体制づくりを進めます。

県民の目指す姿

- 県民が食育に関心を持っています。
- 食育ボランティアの活動に参加する県民が増加します。
- 生産から消費に至るまでの食に関する様々な実践活動・体験等の場に参加する県民が増えます。
- 子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたって、各ライフステージに応じた食育に取り組めます。
- 食品に関する信頼できる情報に基づき、適切な判断をし、健全な食生活を行うことのできる知識を持ちます。

県民の取組として望まれること

- 食に関する行事やイベントなどに積極的に参加します。
- 食育ボランティアに参加します。
- 食に関する体験実践活動に参加します。
- 食品の安全性に関する正しい情報を得られるような場に参加します。
- 食品の表示を見て、自分が求める食品を適切に選ぶようにします。
- 「新たな日常」においても不確かな情報に左右されることなく、食に関する情報を主体的、合理的に判断し、適切に行動します。

関係機関・団体の取組として望まれること

(1) 全機関・団体

- 行政・関係機関が連携して食育活動を展開します。
- 「食育月間」(6月)、「健康増進普及月間」(9月)、「食育の日」(毎月19日)、家庭の日(毎月第3日曜日)、栄養の日(8月4日)等に合わせた普及啓発を行います。また、報道機関の協力を得て、食育関係のイベントや研修会等をPRします。

(2) 市町村

- 計画的かつ総合的に食育を推進するため、市町村の実情に応じた食育推進計画を策定します。
- 地域における食育を進める上での課題等を共有し、連携を深めるための協議・検討の場を設けます。
- 食生活改善推進員等の食育ボランティアの養成及び育成を行います。
- 市町村が把握する食育ボランティアの情報を保育所・幼稚園・学校等へ提供するなど関係者が連携・協力できよう支援します。
- 食育に関わる団体や関係機関、食育ボランティアと連携した食育活動を行います。
- 食育ボランティアによる地域での食育活動を支援します。

(3) 保育所・幼稚園・認定こども園・学校等

- 食育推進に関する計画を見直しながら、計画的に食育活動に取り組みます。
- 関係機関や地域の農業関係者等と連携した食育活動に取り組みます。
- 食に関する体験活動を実施します。

(4) 関係機関・団体

- それぞれの団体の長を生かした活動により、学校や市町村等と連携して食育を推進します。
- 関係機関・団体相互の情報交換を活発にし、連携・協力した普及啓発を行います。

- 県内の養成施設において、食育の専門知識をもった管理栄養士・栄養士・専門調理師^{※1}・調理師等食育指導者となる人材を養成します。
- それぞれの関係機関や団体が行っている食育の成果を発表したり、意見交換の場を設けることにより、効果的な事例を共有し食育の取組を発展させます。
- 子どもから高齢者までが集う地域住民の交流の場を設け、県民の食育活動への理解を深めます。
- 食品関連事業者においては、HACCP^{※2}による衛生管理を実施し、安全な食品の提供と適正表示の順守に努めます。

長野県の取組

《推進体制の構築と県民運動への展開》

- 県の関係部局が連携し、食育推進施策を展開します。
- 食育に関する効果的な取組を共有するため、「信州の食を育む県民会議」等において関係機関・団体等と県民の食育推進について検討します。
- 「信州の食を育む県民大会」及び10圏域ごとに「地域食育フォーラム」を開催し、県民の食育に関する様々なテーマについて県民へPRします。
- 10圏域ごとに地域における食育推進のための課題等の共有、連携を行うための「地域連絡会議」を開催します。
- 県内で行われている関係機関・団体等の活動等の情報収集を進め、県民に向けて、その情報を発信します。
- 食育推進に関する施策の企画立案、効果的な実施の検討及び評価の基礎資料とするため、県民健康・栄養調査等を実施し、県民の食育に関する意識や実態を把握します。
- 市町村や学校等（保育所、幼稚園、学校）における食育推進計画の策定を支援します。

《関係機関・団体との連携による取組》

- 市町村及び関係機関・団体が協働した食育活動が広がるよう支援します。
- 市町村や旅館・ホテル、飲食店等の関係者と連携し、「おいしい信州ふーど」SHOPを情報発信拠点として信州の食の魅力を発信する環境づくりに取り組みます。
- 飲食店や宿泊施設等と協力・連携し、総合的に食育に取り組む「信州食育発信3つの星レストラン」を増やし、SNS等を活用しながら食育の情報を効果的に発信します。
- 地域の飲食店や食品関連業者等の連携による健康に配慮した食事や地域の食文化を反映させた食事を入手しやすい食環境づくりを支援します。

※1 専門調理師

調理師の資格を持ち、一定の実務経験を経た者で、調理師法の第8条の3に基づいて実施される調理技術審査に合格した者。

※2 HACCP

食品の製造過程で衛生管理を行う上での重要なチェックポイントを定め、このチェックポイントを確認することにより、最終製品の安全性を保障するシステム。

《人材育成と活動の促進》

- 食生活改善推進員の養成講座の開催を支援します。
- 長野県農村生活マイスターを認定し、活動の一環として食育活動を積極的に推進します。
- 食生活改善推進員等の食育ボランティアの資質向上のための研修等を開催します。
- 食育ボランティアや食に関する様々な資格を持ち、食育活動を実施している方々に対し、食育に関する情報を提供するなど活動を支援します。
- 食育ボランティアの活動状況を把握し、その情報を保育所や幼稚園、学校、市町村等に提供します。
- 食育に関わる専門職の研修会を開催するなど活動を支援します。

《食品の安全に係る取組》

- 長野県食品衛生監視指導計画に基づき以下の取組を実施します。
 - ・ 食品関係施設の監視指導と県内で生産・製造・加工された食品及び県内に流通する食品等の検査
 - ・ HACCPによる衛生管理について、食品関係施設に対する指導、助言
 - ・ 食品の安全性に関する関係者の相互理解の推進と県民への情報提供
- 食品表示関係法令に基づき適切な表示をするよう、食品関係施設を指導します。

《新しい生活様式・デジタル社会への対応》

- デジタル技術の活用がより一層進む中で、食育を展開するうえでも、SNS活用やインターネット上でのイベント、動画配信など、ICTを活用した情報発信の取組を推進します。
- デジタル技術を活用できる食育関係者の育成を進めるとともに、デジタル化に対応することが困難な環境にいる県民に十分配慮した情報提供の工夫を推進します。

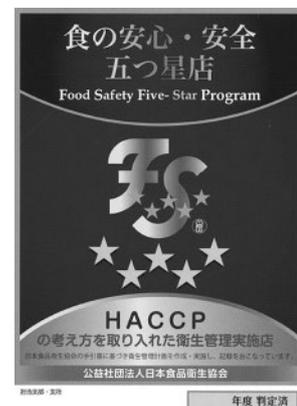
HACCP対応の新しい「食の安心・安全・五つ星事業」

食品衛生協会の会員である食品等事業者が、安心して安全な食品を消費者に提供するため、新しく食品衛生法で定められた食の安全管理方法である HACCP 方式に沿って、特に重要な五つの衛生管理項目を協会の指導員が点検し、実施できている店舗にはプレートやフラッグを掲示して、消費者に対して食の安全管理に対する PR を行うとともに、消費者が食事をしたり、食品を購入する際の店を選ぶ目安となるよう実施している事業です。

※食品衛生対策重点5項目

- ☆ 従事者の健康管理実施
- ☆ 食品衛生講習会受講
- ☆ 衛生害虫等の駆除対策実施
- ☆ HACCP 対応
食品衛生管理記録実施
- ☆ 食品賠償責任保険加入

(公益社団法人日本食品衛生協会より)



指標・目標の一覧

目指す姿

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心がある人の割合 (15歳以上)	〈2019〉 46.0%	60%	県食育推進計画 (第3次)の目標 値を継続	県民健康・ 栄養調査
食育ボランティア数	〈2020〉 18,780人	現状維持	現状維持とする	農林水産省 調査
市町村食育推進計画の策定割合 (再掲)	〈2021〉 62市町村 (80.5%)	100%	国第4次食育推 進基本計画の目 標値	農林水産省 調査

県民の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
圏域ごとの地域食育フォーラム の参加人数	〈2021〉 474人	増加	現状より増加	健康増進課 調査

関係機関・団体の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関する計画を策定している 保育所の割合(再掲)	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家 庭課調査
食育に関する計画を策定している 幼稚園の割合(再掲)	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	私学振興課 調査
食育に関する計画を策定している 小・中学校の割合(再掲)	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	学びの改革 支援課 保健厚生課
食生活改善推進協議会の設置市町 村数	48市町村	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

県の取組

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
信州の食を育む県民会議の開催	〈2021〉 年1回	年1回	現状維持とする	健康増進課 調査
信州の食を育む県民大会の開催	〈2021〉 年1回	年1回	現状維持とする	健康増進課 調査
圏域ごとの地域連絡会議の開催	〈2021〉 0.9回/圏域	1回/圏域	各保健福祉事務 所1回/年開催	健康増進課 調査
圏域ごとの地域食育フォーラム の開催	〈2021〉 0.9回/圏域 (474人)	1回/圏域	各保健福祉事務 所1回/年開催	健康増進課 調査

第4節 信州の食を育む環境づくり

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食生活改善推進員研修会(リーダー研修会)養成講座	〈2021〉 保健福祉事務所 各1コース	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
長野県農村生活マイスターの認定者数	13人	15人	「長野県食と農業農村振興計画」の目標値	農村振興課 調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2021〉 10保健福祉事務所 (46回) (727人)	10保健福祉事務所	各保健福祉事務所 所で実施	健康増進課 調査
特定給食施設等への研修会の開催 特定給食施設等への巡回指導回数	〈2021〉 10保健福祉事務所 (27回) (1,440人) 263件	現状維持	各保健福祉事務所 所で実施	健康増進課 調査
食品取扱い施設に対する立入検査件数	〈2021〉 計画に対する 実施率 80.7%	計画に対し 100%の 実施率	現状維持とする	食品・生活 衛生課
県内流通食品の検査件数	〈2021〉 計画に対する 実施率 66.6%	計画に対し 100%の 実施率	現状維持とする	食品・生活 衛生課
メールによる食品衛生情報発信事業の登録者数	〈2021〉 370事業所 4,368名	2021年度 実績に対し 100%以上の 登録者数	現状維持とする	食品・生活 衛生課

※現状値は、本計画策定時の最新値を掲載しました。新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や縮小があったため、掲載の値は通常時の状況を反映していない可能性があります。計画評価時の解釈には注意が必要です。

長野県食育推進計画（第4次）の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 社会情勢等の変化を背景とした複雑・多様化する課題に対応するため、新たな視点[※]を踏まえ、食育活動を担う様々な関係者の協力・連携のもと、組織的に食育を推進する計画を策定するもの。

※社会情勢の変化・新たな視点

- ・核家族化、単身世帯増、高齢化の進行・生活困窮者の増、物価高騰、食糧問題
- ・価値観の多様化、社会のデジタル化
- ・地域共生社会、地域内経済循環への転換
- ・コロナ禍の影響、頻発する自然災害
- ・SDGs、エンガカル消費

2 計画の位置づけ

- 食育基本法第17条に規定された都道府県食育推進計画
- 長野県総合5か年計画、信州保健医療総合計画、長野県食と農業農村振興計画等と整合し、一体的に推進を図るもの

3 計画の期間

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）（5年間）

4 計画の推進体制

- 県及び関係機関・団体等で構成される「信州の食を育む県民会議」の場を活用して、取組状況を共有し連携を促進
- 保健福祉事務所ごとに設置している「地域連絡会議」により、市町村や地域の関係機関・団体等と連携した取組を実践

5 計画の進捗管理・評価、公表

- 「信州の食を育む県民会議」において、計画の進捗状況を把握
- 統計資料等を活用するとともに、計画に記載されている指標の進捗状況を数値で把握し、必要なアンケートを実施
- 進捗状況評価を毎年実施し、必要があれば指標を修正
- 施策の取組状況や計画の達成状況は、県ホームページへの掲載等により公表

第2章 基本理念

「人づくり」 生涯にわたる心身の健康増進とゆたかな人間性を育む
 「地域づくり」 誰一人取り残さない地域で支える食育推進の仕組みづくり

第3章 施策展開

基本分野

現状と課題

- ・20～30歳の若者や保護者の食育への関心を高める必要がある。
- ・20～30歳の男女の朝食欠食率が高い。
- ・20歳以降、朝食欠食率が増加し、バランスよく食べる人の割合が減少。
- ・高校生になると食育の機会が減少。

若い世代への食育

世界一の健康寿命を 目指す食育

- ・成人の男性の3人に1人は肥満、女性の10人に1人はやせ。
- ・県民の食塩摂取量は男性11.3g、女性9.8gであり、9割以上の人が食塩摂取過剰。
- ・20歳～50歳の野菜の摂取量が少ない。
- ・65歳以上の女性の低栄養傾向者が増加。
- ・何でも嚼んで食べられる人は約8割。

食の循環と地域共生の食育

- ・食への物を残すことをもっていないと思う児童生徒は約8割。
- ・郷土料理や、伝統料理を1種類以上作ることができている人は特に若い世代で少ない。
- ・様々な家庭環境や生活の多様化により家庭での共食が難しい人が増加。
- ・1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は807gで減少傾向。

信州の食を育む環境づくり

- ・食育に関心のある県民の割合は男性約4割、女性約6割。
- ・食育ボランティアは、全体的に減少。
- ・地域において食に関わる様々な人が、連携して地域全体の食育を推進する体制を整える必要がある。
- ・食品に関する正しい情報が必要。
- ・新しい生活様式、デジタル社会の到来。

目指すべき姿と目標

- 子どもの親や若い世代が食育に関心を持つ。
 - 幼児期から基本的な生活習慣を身に付ける。
 - 子どもや若い世代がバランスのとれた食事を準備できるスキルや知識を身に付ける。
 - 高校生が食生活を自己管理する力を身に付ける。
- ※食育に関心がある若い世代の割合 20歳代男性 (2019年度) 22.1% → (2027年度) 37%
 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の割合 20歳代男性 (2019年度) 25.8% → (2027年度) 40%以上

重点的な取組

- 若い世代へ向けた情報発信
 - 若い世代が食育に関心を持ち、自ら実践できるようにSNS等を活用して効果的に情報を発信。
- 保育所・学校等と家庭や地域の連携による食育の推進
 - 子ども達の食への関心を高め、料理のスキルが身につくよう親子料理教室やお弁当の日等を実施。
- 高校生等に対する継続した食育の強化
 - 関係団体・機関と連携して、高校生や大学生に食の大切さを伝える機会を増加。

- 働き盛り世代の食を支援
 - 食生活改善を図るための事業所等へフードバイザーを派遣し、ACEプロジェクトと連携した生活習慣病予防を推進。
- 外食・中食における健康づくりの推進
 - 「野菜たっぷり」、「減塩」及び「適量の選択」などと健康に配慮したメニューを提供する飲食店を登録・支援。
- フレイル・オーラルフレイル予防
 - 関係者と連携し、高齢者の低栄養・フレイル・オーラルフレイルについて周知・啓発。研修会等で専門職の理解を深める。

- 食文化の継承・「地産地産」の推進
 - 食と農を関連付けた体験の場の充実。
 - 農産業者や食育ボランティア等の情報交換及び研修の実施。
 - 給食における有機野菜をはじめ地場産物の活用促進
- 地域共生の場を支援
 - 信州子どもカフェや子ども食堂、高齢者の通いの場等共食の場における食育の推進により、誰一人取り残さない地域づくり。
- エンガカル消費の取組
 - 出前講座等により関係部局と連携し、エンガカル消費の趣旨や意義についての普及啓発。

- 食育についての普及・啓発
 - 子どもから高齢者までが集い、食育を推進するための地域住民の交流を推進
 - 食育ボランティアの養成・育成・活動への支援。
- 食品の安心安全の取組
 - HACCPによる衛生管理、食品の安全性について関係者の相互理解の促進と県民への情報提供。
- 信州の食に関する情報発信
 - 新しい生活様式に対応したイベントやICT等を活用した取組と、様々な環境に配慮した情報提供の実施。

参考資料

- 1 指標目標の一覧
- 2 長野県食育推進計画（第3次）の進捗状況
- 3 食育基本法
- 4 信州の食を育む県民会議設置要綱
- 5 長野県食育推進計画に関する懇談会開催要綱及び同構成員名簿
- 6 長野県食育推進計画（第4次）策定経過
- 7 食育推進担当窓口

1 指標・目標の一覧

目指す姿

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心がある若い世代の割合 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	<2019> 22.1% 44.8% 40.7% 67.1%	37% 60% 56% 82%	県食育推進計画（第3次）の目標を参考に、現在より約15%増を目指す	県民健康・栄養調査
ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童・生徒の割合 小5 中2	28.1% 41.7%	減少	健康日本21の指標を参考	児童生徒の食に関する実態調査
家族や友人等2人以上での食事をする人の割合（15歳以上） 朝食 夕食	<2019> 51.1% 65.4%	現状維持	現状維持とする	県民健康・栄養調査
朝食を欠食する児童生徒の割合 小6 中3	4.0% 5.7%	減少	第3次長野県教育振興基本計画の目標値	全国学力・学習状況調査
朝食欠食率 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	<2019> 26.4% 18.7% 31.1% 14.9%	15%以下	国第4次食育推進基本計画の目標値	県民健康・栄養調査
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の若い世代の割合 20 歳代男性 20 歳代女性 30 歳代男性 30 歳代女性	<2019> 25.8% 21.3% 40.5% 51.6%	40%以上 (30 歳代は減少させない)	国第4次食育推進基本計画の目標値	県民健康・栄養調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
肥満者（BMI25以上）の割合 20～69 歳男性 40～69 歳女性	<2019> 36.2% 15.5%	減少	次期健康増進計画策定までの暫定とする	県民健康・栄養調査
やせ（BMI18.5未満）の割合 20～39 歳女性	<2019> 16.8%	減少	次期健康増進計画策定までの暫定とする	県民健康・栄養調査
低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合 65 歳以上男性 65 歳以上女性	<2019> 9.5% 26.4%	減少	次期健康増進計画策定までの暫定とする	県民健康・栄養調査
メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合(40～74歳) 男性 女性	<2019> 40.3% 9.9%	減少	次期健康増進計画策定までの暫定とする	県民健康・栄養調査
糖尿病が強く疑われる者・予備群の割合(40～74歳) 男性 女性	<2019> 20.5% 21.9%	減少	次期健康増進計画策定までの暫定とする	県民健康・栄養調査

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
高血圧者・正常高値血圧の者の割合 (40～74 歳) 男性 女性	〈2019〉 70.4% 49.4%	減少	次期健康増進計画策 定までの暫定とする	県民健康・ 栄養調査
何でも噛んで食べることができる人の割合	〈2019〉 79.9%	増加	現状より増加	県民歯科保 健実態調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
作ることができる郷土料理や伝統食が1種 類以上ある人の割合(15歳以上)	〈2019〉 48.0%	増加	現状より増加	県民健康・ 栄養調査
食べ物を残すことをもったいないことだと思 う児童生徒の割合	小5 81.6% 中2 77.2%	増加	現状より増加	児童生徒の 食に関する 実態調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関心がある人の割合 (15歳以上)	〈2019〉 46.0%	60%	県食育推進計画(第 3次)の目標値を継 続	県民健康・ 栄養調査
食育ボランティア数	〈2020〉 18,780人	現状維持	現状維持とする	農林水産省 調査
市町村食育推進計画の策定割合 (再掲)	〈2021〉 62市町村 (80.5%)	100%	国第4次食育推進基 本計画の目標値	農林水産省 調査

県民の取組

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
若い世代の野菜摂取量(1人1日当たり、 20～49歳)	〈2019〉 264g	350g	国第4次食育推進基本計画の目標値	県民健康・ 栄養調査
日ごろ塩分を控えるように心がけている人 (20～49歳)	〈2019〉 18.7% 男性 27.6% 女性	増加	現状より増加	県民健康・ 栄養調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日 2回以上の日がほぼ毎日の人の割合(20歳以上)	〈2019〉 49.3%	80%	県食育推進計画(第3次)の目標値を継続	県民健康・ 栄養調査
成人1人1日当たりの野菜摂取量	〈2019〉 297g	350g	国第4次食育推進基本計画の目標値	県民健康・ 栄養調査
果物摂取量が100g未満の人の割合	〈2019〉 64.1% 男性 55.0% 女性	30%未満	国第4次食育推進基本計画の目標値	県民健康・ 栄養調査
食品購入時等に栄養成分表示を活用している 人の割合(15歳以上)	〈2019〉 44.2%	60%	県食育推進計画(第3次)の目標値を継続	県民健康・ 栄養調査
成人1人1日当たりの食塩摂取量	〈2019〉 10.5g	8g以下	国第4次食育推進基本計画の目標値	県民健康・ 栄養調査
日頃よく噛むことを意識している人の割合	〈2019〉 56.1%	増加	現状より増加	県民歯科保 健実態調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
1人1日当たりの一般廃棄物排出量	〈2020〉 807g/人・日	〈2025〉 790g/人・日	長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標値	環境省：一 般廃棄物処 理事業実態 調査
エシカル消費を理解している人の割合	12.8%	40.0%	第3次長野県消費生活基本計画の目標値	県政モニタ ーアンケート 調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
圏域ごとの地域食育フォーラム の参加人数	〈2021〉 474人	増加	現状より増加	健康増進課 調査

関係機関・団体の取組

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
市町村食育推進計画の策定割合	〈2021〉 62市町村 (80.5%)	77市町村 (100%)	国第4次食育推進 基本計画の目標値	農林水産省 調査
食育に関する計画を策定している保育所の割合	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家庭 課調査
食育に関する計画を策定している幼稚園の割合	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	私学振興課 調査
食育に関する計画を策定している 小・中学校の割合	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	学びの改革 支援課 保健厚生課

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
特定保健指導実施率	〈2019〉 30.9%	増加	次期健康増進計画 策定までの暫定と する	厚生労働省 調査（特定 健診・特定 保健指導の 実施状況）
利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の 評価、改善を実施している特定給食施設の割 合	〈2021〉 70.5%	80%	県食育推進計画 （第3次）の目標 値を継続	特定給食施 設栄養管理 報告書
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店 の増加	〈2021〉 716店舗	1,000店舗	県食育推進計画 （第3次）及び信 州保健医療総合計 画（第2次）の目 標値を継続	県・長野市 調査

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店 の増加（県産農産物利用の飲食店、弁当）（再 掲）	〈2021〉 716店舗	1,000店舗	県食育推進計画 （第3次）及び信 州保健医療総合計 画（第2次）の目 標値を継続	県・長野市 調査
売上高1億円を超える農産物直売所数及び売 上総額	63施設 176億円	73施設 186億円	長野県食と農業農 村振興計画の目標 値	農産物マー ケティング 室調査
学校給食における県産食材の利用割合（金額 ベース）	69.5%	75%	長野県食と農業農 村振興計画の目標 値	農産物マー ケティング 室調査
栄養教諭による地場産物に係る食に関する指 導の平均取組回数	—	月12回以上	第4次食育推進計 画	保健厚生課
有機農産物を使用した給食を実施した学校の 割合（一品以上）	28%	40%	長野県食と農業農 村振興計画の目標 値	農産物マー ケティング 室調査
「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジ ェクト～」協力店登録数	〈2021〉 886店舗	1086店舗	長野県食品ロス削 減推進計画の指標	資源循環推 進課調査

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
信州こどもカフェ設置数・設置市町村数	〈2021〉 159 箇所 46 市町村	270 箇所 77 市町村	長野県子ども・若 者支援総合計画	次世代サポ ート課
住民主体の通いの場の箇所数	〈2020〉 2,474	4,000	第8期長野県高齢 者プランの目標値	介護予防・ 日常生活支 援総合事業 実施状況調 査
災害に備えて備蓄をしている給食施設数	80.8%	増加	現状より増加とす る	特定給食施 設栄養管理 報告書

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食育に関する計画を策定している保育所の割合 (再掲)	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	こども・家庭 課調査
食育に関する計画を策定している幼稚園の割合 (再掲)	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	私学振興課 調査
食育に関する計画を策定している 小・中学校の割合 (再掲)	〈2021〉 100%	100%	現状維持とする	学びの改革 支援課 保健厚生課
食生活改善推進協議会の設置市町村数	48 市町村	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査

長野県の取組

【若い世代への食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
保育所給食担当者研修会の開催数	〈2021〉 10回	10回	現状維持とする	こども・家庭課調査
学校給食研究協議会	〈2021〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査
高校生への食に関する出前講座を実施する他団体への取組支援数	〈2021〉 延べ6回	増加	現状より増加	健康増進課調査

【世界一の健康長寿を目指す食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食に関する出前講座の回数	〈2021〉 26回	増加	現状より増加	健康増進課調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2021〉 10保健福祉事務所 46回 (727人)	現状維持	各保健福祉事務所にて開催	健康増進課調査
特定給食施設等への研修会の開催	〈2021〉 10保健福祉事務所 27回 (1,440人)	現状維持	各保健福祉事務所にて開催	健康増進課調査
特定給食施設等への巡回指導回数	263件			
特定健康診査・特定保健指導に関する研修会の開催	〈2021〉 10保健福祉事務所 (14回)	現状維持	各保健福祉事務所にて開催	健康増進課調査
地域における歯科口腔保健活動を実践する者の養成	200人予定	1200人	現状を毎年継続	健康増進課調査

参考資料

【食の循環と地域の食を意識した食育】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
地産地消シンポジウムの開催	1回/年	1回/年	現状維持とする	農産物マーケティング室調査
学校給食研究協議会	〈2021〉 実施	実施	現状維持とする	保健厚生課調査
消費者大学・出前講座等の年間受講者	〈2021〉 10,006人	22,000人	第3次長野県消費生活基本計画の目標値	くらし安全・消費生活課調査

【信州の食を育む環境づくり】

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
信州の食を育む県民会議の開催	〈2021〉 年1回	年1回	現状維持とする	健康増進課調査
信州の食を育む県民大会の開催	〈2021〉 年1回	年1回	現状維持とする	健康増進課調査
圏域ごとの地域連絡会議の開催	〈2021〉 0.9回/圏域	1回/圏域	各保健福祉事務所 1回/年開催	健康増進課調査
圏域ごとの地域食育フォーラムの開催	〈2021〉 0.9回/圏域 (474人)	1回/圏域	各保健福祉事務所 1回/年開催	健康増進課調査

指 標	現状 (2022)	目標 (2027)	目標数値 の考え方	備 考 (出典等)
食生活改善推進員研修会(リーダー研修会)養成講座	〈2021〉 保健福祉事務所 各 1 コース	現状維持	現状維持とする	健康増進課 調査
長野県農村生活マイスターの認定者数	13 人	15 人	「長野県食と農業 農村振興計画」の 目標値	農村振興課 調査
市町村管理栄養士等への研修会の開催	〈2021〉 10 保健福祉事務所 (46 回) (727 人)	10 保健福祉事務所	各保健福祉事務所 で実施	健康増進課 調査
特定給食施設等への研修会の開催	〈2021〉 10 保健福祉事務所 (27 回) (1,440 人)	現状維持	各保健福祉事務所 で実施	健康増進課 調査
特定給食施設等への巡回指導回数	263 件			
食品取扱い施設に対する立入検査 件数	〈2021〉 計画に対する 実施率 80.7%	計画に対し 100%の 実施率	現状維持とする	食品・生活 衛生課
県内流通食品の検査件数	〈2021〉 計画に対する 実施率 66.6%	計画に対し 100%の 実施率	現状維持とする	食品・生活 衛生課
メールによる食品衛生情報発信 事業の登録者数	〈2021〉 370 事業所 4,368 名	2021 年度 実績に対し 100%以上の 登録者数	現状維持とする	食品・生活 衛生課

※現状値は、本計画策定時の最新値を掲載しました。新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や縮小があったため、掲載の値は通常時の状況を反映していない可能性があります。計画評価時の解釈には注意が必要です。
 ※国民の健康づくり運動「健康日本 21」を参考に目標値を設定する指標について、本計画策定時には次期健康日本 21 の目標値が定まっていなかったことから、数値ではない目標を設定しました。指標が公表され次第、本計画に反映させる予定です。

2 長野県食育推進計画（第3次）の進捗状況

1 区分について

①目指すべき姿 ②県民の取組 ③関係機関・団体の取組 ④長野県の取組

2 評価について

A：目標値に達した B：目標値に達していないが改善傾向 C：変わらない D：悪化している

□で囲った区分については、策定時のベースラインに対して直近値がどのように変化したか、変化について有意差検定を行い、有意差があった場合はその確率（ $P < 0.05 = *$ 、 $P < 0.01 = **$ ）を記載。有意差検定を行ったデータについては、平成17年国勢調査男女計人口を基準に重み付けを行い、年度による人口構造の補正を行った。有意差検定が行えなかったものについては、実数での比較を行った。

■（網掛け）を付けた評価は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと考えられる項目である。

基本分野	区分	指標	ベースライン	2018	2019	2020	2021	目標値 2022年	評価
若い世代への食育	①	食育に関心を持つ若い世代の割合	<2016>			<2019>	<2019>		
		20歳代男性	18.1%	—	22.1%	22.1%	33%	C	
		20歳代女性	48.5%	—	44.8%	44.8%	63%	C	
		30歳代男性	32.0%	—	40.7%	40.7%	47%	C	
		30歳代女性	57.2%	—	67.1%	67.1%	72%	C	
		ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童・生徒の割合	<2016> (小5) 28.1% (中2) 39.1%	—	(小5) 28.9% (中2) 37.6%	(小5) 28.9% (中2) 37.6%	(小5) 28.9% (中2) 37.6%	減少	D A
		家族や友人等2人以上での食事、楽しい食事をする者の割合（15歳以上）	<2016>	—		<2019>	<2019>	現状維持	D* D**
	朝食	58.4%	—	51.1%	51.1%	51.1%			
	夕食	73.1%	—	65.4%	65.4%	65.4%			
	朝食を欠食する児童生徒の割合	<2017> (小6) 3.2% (中3) 5.0%	(小6) 3.0% (中3) 5.1%	—	(小6) 3.4% (中3) 5.0%	(小6) 4.0% (中3) 5.7%	現状以下	D D	
	朝食欠食率	<2016>	—		<2019>	<2019>	15% (30歳代は増加させない)	C C D* C	
	20歳代男性	38.8%	—	26.4%	26.4%	26.4%			
	20歳代女性	17.5%	—	18.7%	18.7%	18.7%			
	30歳代男性	14.9%	—	31.1%	31.1%	31.1%			
	30歳代女性	10.5%	—	14.9%	14.9%	14.9%			
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日食べている若い世代の割合	<2016>	—		<2019>	<2019>	55%以上	C D* C C	
	20歳代男性	38.7%	—	25.8%	25.8%	25.8%			
	20歳代女性	40.3%	—	21.3%	21.3%	21.3%			
30歳代男性	39.8%	—	40.5%	40.5%	40.5%				
30歳代女性	52.1%	—	51.6%	51.6%	51.6%				
②	若い世代の野菜摂取量(1人1日当たり)	<2016>	—		<2019>	<2019>	350g	C	
	20~49歳	276g	—	264g	264g	264g			
	日ごろ塩分を控えるように心がけている人の割合(20~49歳)	<2016>	—		<2019>	<2019>	増加	C C	
	男性	17.9%	—	18.7%	18.7%	18.7%			
女性	31.8%	—	27.6%	27.6%	27.6%				
③	市町村食育推進計画の策定割合	51市町村 66.2%	54市町村 70.1%	64市町村 83.1%	64市町村 83.1%	62市町村 80.5%	77市町村 100%	B	
	計画的に食育を進めている保育所の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
	計画的に食育を進めている幼稚園の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
	計画的に食育を進めている小・中学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
④	保育所給食担当者研修会の開催数	10回	10回	10回	9回	10回	10回	A	
	学校給食主任研修会	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
	食に関する出前講座の回数	51回	83回	58回	11回	26回	増加	D	

基本分野	区分	指標	ベースライン	2018	2019	2020	2021	目標値 2022年	評価
世界一の健康長寿を目指す食育	①	肥満者（BMI25以上）の割合	<2016>			<2019>	<2019>		
		20～69歳男性	35.2%	—	36.2%	36.2%	36.2%	28%	C
		40～69歳女性	19.6%		15.5%	15.5%	15.5%	19%	C
		やせ（BMI18.5未満）の割合	<2016>			<2019>	<2019>		
		20～39歳女性	14.3%	—	16.8%	16.8%	16.8%	減少	C
		低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合	<2016>			<2019>	<2019>		
		65歳以上男性	10.3%	—	9.5%	9.5%	9.5%	現状維持	A
		65歳以上女性	23.6%		26.4%	26.4%	26.4%	22%	C
	メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群の割合(40～74歳)	<2016>			<2019>	<2019>			
	男性	49.6%	—	40.3%	40.3%	40.3%	40%	C	
	女性	15.1%		9.9%	9.9%	9.9%	10%	C	
	糖尿病が強く疑われる者・予備群の割合(40～74歳)	<2016>			<2019>	<2019>			
	男性	26.7%	—	20.5%	20.5%	20.5%	26%	C	
	女性	20.6%		21.9%	21.9%	21.9%	20%	C	
	高血圧者・正常高値血圧の者の割合(40～74歳)	<2016>			<2019>	<2019>			
	男性	68.1%	—	70.4%	70.4%	70.4%	55%	C	
	女性	49.6%		49.4%	49.4%	49.4%	35%	C	
	何でも噛んで食べることができる者の割合	<2016>			<2019>	<2019>			
		79.7%	—	79.3%	79.3%	79.3%	79.7%以上	C	
	②	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	<2016>			<2019>	<2019>		
			49.8%	—	49.3%	49.3%	49.3%	80%	C
		成人1人1日当たりの野菜摂取量	<2016>			<2019>	<2019>		
			304g	—	297g	297g	297g	350g	C
		果物摂取量が100g未満の者の割合	<2016>			<2019>	<2019>		
		男性	66.1%	—	64.1%	64.1%	64.1%	30%	B
		女性	49.6%		55.0%	55.0%	55.0%	D	
	食品購入時等に栄養成分表示を活用している人の割合(15歳以上)	<2016>			<2019>	<2019>			
		42.0%	—	44.2%	44.2%	44.2%	60%	C	
成人1人1日当たりの食塩摂取量	<2016>			<2019>	<2019>				
	10.3g	—	10.5g	10.5g	10.5g	8g	C		
日頃よく噛むことを意識している人の割合	<2016>			<2019>	<2019>				
	58.4%	—	56.1%	56.1%	56.1%	58.4%	D		
③	特定保健指導終了率	<2014>	<2016>	<2017>	<2018>	<2019>			
		27.6%	28.4%	29.5%	32.7%	30.9%	45%	C	
	利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合	<2016>							
	65.5%	69.7%	69.3%	72.3%	70.5%	80%	B		
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店の増加	<2016>								
	869店舗	896店舗	928店舗	856店舗	716店舗	1,000店舗	D		
④	健康づくりメニューの提供飲食店増加のための研修会の開催	<2016>							
		実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
	市町村管理栄養士等への研修会の開催	<2016>							
		10保健福祉事務所 72回 (954人)	10保健福祉事務所 71回 (1,154人)	10保健福祉事務所 62回 (1,136人)	10保健福祉事務所 56回 (622人)	10保健福祉事務所 46回 (727人)	現状維持	A	
	特定給食施設等への研修会の開催	38回 (2,316人)	42回 (2,305人)	41回 (2,388人)	34回 (630人)	27回 (1,440人)	現状維持	D	
特定給食施設等への巡回指導回数	543件	591件	587件	51件	263件				
特定健康診査・特定保健指導に関する研修会の開催	<2016>								
	10保健福祉事務所 34回	10保健福祉事務所 28回	10保健福祉事務所 23回	10保健福祉事務所 16回	9保健福祉事務所 14回	現状維持	A		

基本分野	区分	指標	ベースライン	2018	2019	2020	2021	目標値 2022年	評価	
食の循環と地域の食を意識した食育	①	作ることができる郷土料理や伝統食が1種類以上ある県民の割合	<2016> 47.5%	—	48.0%	<2019> 48.0%	<2019> 48.0%	増加	A	
		食べ物を残すことをもったいないことだと思う児童生徒の割合	<2016> (小5) 80.2% (中2) 78.5%	—	(小5) 82.6% (中2) 82.7%	<2019> (小5) 82.6% (中2) 82.7%	<2019> (小5) 82.6% (中2) 82.7%	増加	A A	
		1人1日当たりの一般廃棄物排出量	<2015> 836g/人・日	—	<2017> 817g/人・日	<2019> 816g/人・日	<2020> 807g/人・日	<2020> 795g/人・日	B	
	③	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店の増加(県産農産物利用の飲食店、弁当)	<2016> 869店舗	896店舗	928店舗	856店舗	716店舗	1,000店舗	D	
		「おいしい信州ふーど」SHOP登録数	<2016> 1,298店	1,346店	1,470店	1,530店	1,561店	1,600店	B	
		売上高1億円以上の農産物直売所数及び売上総額	<2016> 52施設 151億円	58施設 162億円	59施設 163億円	58施設 170億円	7月下旬 7月下旬	60施設 200億円	B	
		学校給食における県産食材の利用割合	<2016> 45.7%	46.8%	45.8%	(49.6%) ※新型コロナウイルスの影響による休校等により例年2回調査の内、1回を中止したため、参考値扱い	47.0%	48%	B	
		「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数	<2016> 617店舗	788店舗	868店舗	913店舗	886店舗	1,000店舗	D	
	④	地産地消啓発イベントの開催	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	A	
		信州の味コンクールの開催	1回/年	1回/年	1回/年	未実施	未実施	1回/年	D	
		学校給食主任研修会	実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
		消費者大学・出前講座等の年間参加者	—	22,564人	18,403人	7,794人	10,006人	20,000人	B	
		長野県食品衛生監視指導計画に基づく食品事業所への立入検査等の実施	<2016> 実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
	信州の食を育む環境づくり	①	食育に関心がある県民の割合	<2016> 48.0%	—	46.0%	<2019> 46.0%	<2019> 46.0%	60%	C
			食育ボランティア数	<2015> 18,522人	<2017> 20,445人	<2018> 20,729人	<2019> 20,729人	<2020> 18,780人	20,000人	D
			市町村食育推進計画の策定割合	51市町村 66.2%	54市町村 70.1%	64市町村 83.1%	64市町村 83.1%	62市町村 80.5%	100%	B
		②	圏域ごとの地域食育フォーラムの開催回数・参加人数	10圏域 各1回 1,312人	10圏域 各1回 1,558人	8圏域 各1回 864人	5圏域 各1回 305人	9圏域 各1回 474人	現状維持	D
			計画的に食育を進めている保育所の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A
		③	計画的に食育を進めている幼稚園の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A
計画的に食育を進めている小・中学校の割合			100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
④		食生活改善推進協議会の設置市町村数	58市町村	56市町村	53市町村	53市町村	49市町村	現状維持	D	
		信州の食を育む県民大会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	A	
		信州の食を育む県民大会の開催	年1回	年1回	中止	中止	年1回	年1回	C	
		圏域ごとの地域連絡会議の開催	2回/圏域	2回/圏域	1.2回/圏域	1回/圏域	0.9回/圏域	2回/圏域	D	
		圏域ごとの地域食育フォーラムの開催	10圏域 各1回 (1,312人)	10圏域 各1回 (1,558人)	8圏域 各1回 (864人)	5圏域 各1回 (305人)	9圏域 各1回 (474人)	現状維持	D	
		食生活改善推進員研修会(リーダー研修会)	保健福祉事務所 各1コース 8講座	保健福祉事務所 各1コース 5講座	3講座	7保健福祉事務所 各1コース 3講座	8保健福祉事務所 各1コース 3講座	現状維持	D	
		養成講座	8講座	5講座	3講座	3講座	3講座	D		
		農村生活マイスター認定に係る事前講座の開催	<2016> 年5回 20人	年5回 25人	年5回 16人	年5回 16人	年5回 6人	年5回 20人	B	
		市町村管理栄養士等への研修会の開催	10保健福祉事務所 72回 (954人)	10保健福祉事務所 71回 (1,154人)	10保健福祉事務所 62回 (1,136人)	10保健福祉事務所 56回 (622人)	10保健福祉事務所 46回 (727人)	現状維持	A	
		特定給食施設等への研修会の開催	10保健福祉事務所 38回 (2,316人)	10保健福祉事務所 42回 (2,305人)	10保健福祉事務所 41回 (2,388人)	10保健福祉事務所 34回 (630人)	10保健福祉事務所 27回 (1,440人)	現状維持	A	
		特定給食施設等への巡回指導回数	543件	591件	587件	51件	263件	D		

3 食育基本法

食育基本法(平成17年法律第63号)

(最終改正:平成27年9月11日法律第66号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん 濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の

念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、

積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念のっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念のっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動

等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念のっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について

準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施

策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化

等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者の中から、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成二一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 信州の食を育む県民会議設置要綱

(目的)

第1 長野県食育推進計画に基づく本県における食育の施策に関し、幅広い機関・団体や県民の参画を得て、多面的、持続的な食育実践活動を展開するため、信州の食を育む県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(定義)

第2 本要綱で「食育」とは、健康、教育、農業をはじめとする産業、伝統・文化等の視点を幅広く含む「食」の大切さを様々な経験を通じて認識し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる豊かな人間を育むことをいう。

(所管事務)

第3 県民会議は、食育の推進に関する次の事項を協議する。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進目標に関する事項
- (3) 子どもから高齢者までの健全な食生活の実現を図るための普及・啓発に関する事項
- (4) 地域の食文化の伝承、望ましい食習慣、食の安全、地産地消等食育に関する情報の提供・交換に関する事項
- (5) 食育の推進のための地域、関係機関・団体における取組及び連携に関する事項
- (6) その他食育の推進のために必要な事項

(組織)

第4 県民会議は、別表1の機関・団体及び有識者で構成する。

- 2 会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長は、知事を持って充てる。
- 4 副会長は、構成員の中から若干名置く。

(会議)

第5 会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名されたものがその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、県民会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6 県民会議の運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の県庁食育関係課で構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉部健康増進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7 県民会議の事務局は健康福祉部健康増進課に置き、農政部農業政策課農産物マーケティング室、教育委員会保健厚生課との分担と連携により運営する。

(地域連絡会議)

第8 県民に身近なところで食育の関係機関・団体が、連携して食育に取り組むため、各圏域に次のとおり地域連絡会議を設置する。

- (1) 地域連絡会議は、県民会議構成員の所属する組織の支部の他、地域において食育推進に係る関係者で構成する。
- (2) 地域連絡会議は、保健福祉事務所長が招集し、主宰する。
- (3) 地域連絡会議では、県民会議の方針を踏まえ、地域の実践活動が活発化するための具体的な方策を検討する。
- (4) 地域連絡会議の事務局は、保健福祉事務所健康づくり支援課内に置き、農業農村支援センター、教育事務所との分担と連携により運営する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- この要綱は、平成25年6月10日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年1月13日から施行する。
- この要綱は、平成28年1月19日から施行する。
- この要綱は、平成29年2月13日から施行する。
- この要綱は、平成31年1月31日から施行する。
- この要綱は、令和元年12月23日から施行する。
- この要綱は、令和2年11月30日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

(別表1 信州の食を育む県民会議構成団体)

構成団体名			
医療・保健等 関係	一般社団法人 長野県医師会	者 関 係	長野県生活協同組合連合会
	一般社団法人 長野県歯科医師会		長野県消費者の会連絡会
	公益社団法人 長野県栄養士会	農 業 関 係	一般社団法人 長野県農業会議
	一般社団法人 長野県調理師会		長野県農業協同組合中央会
	一般社団法人 長野県食品衛生協会		長野県農村文化協会
	一般社団法人 全日本司厨士協会 長野県本部		関東農政局
保育所・幼稚園・学校等関係	長野県小学校長会	ン テ イ ア	長野県食生活改善推進協議会
	長野県中学校長会		長野県農村生活マイスター協会
	長野県高等学校長会	市 町 村	長野県市長会
	一般社団法人 長野県保育連盟		長野県町村会
	一般社団法人 長野県私立幼稚園・認定こども園協会		長野県市町村教育委員会連絡協議会
	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会	県	長野県教育委員会
	長野県PTA連合会		長野県
公益財団法人 長野県学校給食会			

(別表2 幹事会)

構 成 課 ・ 職 名	
危機管理部 危機管理防災課長	環境部 環境政策課長
企画振興部 総合政策課長	環境部 資源循環推進課長
県民文化部 くらし安全・消費生活課長	産業労働部 産業政策課長
県民文化部 こども若者局 次世代サポート課長	農政部 農業政策課長
県民文化部 こども若者局 こども・家庭課長	農政部 農業政策課 農産物マーケティング室長
県民文化部 私学振興課長	農政部 農業技術課長
健康福祉部 健康福祉政策課長	農政部 農村振興課長
健康福祉部 健康増進課長 (事務局)	林務部 信州の木活用課長
健康福祉部 保健・疾病対策課長	教育委員会事務局 学びの改革支援課長
健康福祉部 介護支援課長	教育委員会事務局 保健厚生課長
健康福祉部 食品・生活衛生課長	

5 長野県食育推進計画に関する懇談会開催要綱

(目的)

第1 県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康の増進を図るとともに、豊かな人間性を育み、食育を県民運動として展開するための方向性や施策を明らかにした長野県食育推進計画（以下「計画」という。）を県が検討する上で有識者等の意見を聴くため、長野県食育推進計画に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(会議事項)

第2 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の進捗状況及び評価に関する共有
- (2) 計画の推進に関する現状と課題についての意見交換
- (3) 計画の基本方針及び取組内容に関する意見交換
- (4) その他計画の推進に関する必要な事項

(構成員)

第3 懇談会の構成員は、別表のとおりとする。

2 会議に座長を置く。

(開催期間)

第4 会議は令和5年3月31日までの間、開催するものとする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和4年5月17日から適用する。

(別表 長野県食育推進計画に関する懇談会構成員名簿)

区 分	氏 名	団 体 名
医療・保健等関係	鈴木 章彦	一般社団法人 長野県医師会
	中村 隆	公益社団法人 長野県歯科医師会
	馬島 園子	公益社団法人 長野県栄養士会
	湯本 忠仁	一般社団法人 長野県調理師会
	清澤 哲朗	一般社団法人 長野県食品衛生協会
保育所・幼稚園・ 学校等関係	宮澤 俊樹	長野県小学校長会
	長谷川 聡子	一般社団法人 長野県保育連盟
	桐生 慶子	長野県学校保健会 栄養教諭・学校栄養職員部会
農業関係	神農 佳人	長野県農業協同組合中央会
	熊谷 美沙子	長野県農村生活マイスター協会
地域活動	金井 春子	長野県食生活改善推進協議会
市町村	三石 恵子	佐久市健康づくり推進課
有識者	廣田 直子	松本大学大学院健康科学研究科健康科学専攻
	中澤 弥子	長野県立大学健康発達学部食健康学科
流通・消費者	関 佳之	長野県生活協同組合連合会
	三河 ひより	公募委員
	齋藤 和代	公募委員

6 長野県食育推進計画（第4次）策定経過

(1) 長野県食育推進計画に関する懇談会

開催日	主な会議内容
① 令和4年7月8日	長野県における食育の取組概要 長野県食育推進計画（第3次）の評価及び現状と課題について
② 令和4年9月9日	長野県食育推進計画（第4次）の概要について
③ 令和4年11月8日	長野県食育推進計画（第4次）（素案）について

(2) パブリックコメントの実施（令和5年1月13日～令和5年2月12日）

意見等の提出数 35件

(3) 部局長会議（令和5年3月24日）

長野県食育推進計画（第4次）を決定。

7 食育推進担当窓口

●信州の食を育む県民会議事務局

担当課名 (県庁内)	電話・FAX	電子メール・ホームページアドレス
健康福祉部 健康増進課	TEL 026-235-7116 FAX 026-235-7170	Eメール kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/kensei/soshiki/soshiki/kencho/choju/index.html
農政部 農業政策課農産物マーケティング室	TEL 026-235-7217 FAX 026-235-7393	Eメール marketing@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/marketing/kensei/soshiki/soshiki/kencho/marketing/index.html
教育委員会 保健厚生課	TEL 026-235-7470 FAX 026-234-5169	Eメール hokenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/goannai/soshiki/hoken.html

●地域食育推進連絡会議事務局

事務局	電話・FAX	電子メール・ホームページアドレス
佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0267-63-3163 FAX 0267-63-3221	Eメール sakuho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/sakuho/
上田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0268-25-7154 FAX 0268-23-1973	Eメール uedaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/uedaho/index.html
諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0266-57-2926 FAX 0266-57-2953	Eメール suwaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/suwaho/index.html
伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-76-6836 FAX 0265-76-7033	Eメール inaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/inaho/index.html
飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0265-53-0443 FAX 0265-53-0469	Eメール iidaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/iidaho/index.html
木曾保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0264-25-2232 FAX 0264-24-2276	Eメール kisocho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kisocho/index.html
松本保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0263-40-1938 FAX 0263-47-9293	Eメール matsucho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/matsucho/index.html
大町保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0261-23-6526 FAX 0261-23-2266	Eメール omachiho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiho/index.html
長野保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 026-225-9045 FAX 026-223-7669	Eメール nagaho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/index.html
北信保健福祉事務所 健康づくり支援課	TEL 0269-62-6311 FAX 0269-62-6036	Eメール hokuho-kenko@pref.nagano.lg.jp ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuho/index.html

●国の関係省庁窓口一覧

府省庁名等	電話・FAX	ホームページアドレス
関東農政局 消費・安全部 消費生活課	TEL 048-600-0600 (代表)	http://www.maff.go.jp/kanto/index.html
消費者庁 消費者教育推進課	TEL 03-3507-8800 (代表)	http://www.caa.go.jp/about_us/about/
内閣府 食品安全委員会事務局	TEL 03-6234-1166	http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www.fsc.go.jp/
文部科学省 初等中等教育 局 健康教育・食育課	TEL 03-5253-4111 (代表)	http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm
厚生労働省 健康局健康課	TEL 03-5253-1111 (代表)	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/eiyuu/index.html
農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	TEL 03-3502-8111 (代表)	http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

長野県食育推進計画（第4次）

令和5年3月発行

編集発行 長野県健康福祉部

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

健康増進課

電話：026-235-7116

FAX：026-235-7170

E-mail：kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州